

第九十八回 参議院農林水産委員会会議録第七号

昭和五十八年四月十四日(木曜日)

午前十時十分開会

委員の異動

四月十三日

辞任

板垣 正君
福田 宏一君
宮澤 弘君

補欠選任

藏内 修治君
桧垣徳太郎君
秦野 章君

出席者は左のとおり。

委員長 下条進一郎君
理事 田中一郎君
岡部 三郎君
高木 正明君
川村 清一君
鶴岡 洋君説明員 常任委員会専門
事務局側 保全室長
労働省婦人少年
労働課長

安達 正君

環境庁長官
林野庁長官
水産庁長官
渡邊 秋山
智英君
松浦 昭君農林水産省構造
農芸局長
農林水産省畜産
農林水産省農蚕
小島 和義君
森実 孝郎君

○委員長(下条進一郎君) 理事の辞任についてお詫びいたします。
瀬谷英行君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、理事に川村清一君を指名いたします。

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(下条進一郎君) 本日の会議に付した案件

○農林水産政策に関する調査
(昭和五十八年度の農林水産関係の施策に関する件)

○農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。

昨十三日板垣正君、宮澤弘君及び福田宏一君が委員を辞任され、その補欠として藏内修治君、秦野章君及び桧垣徳太郎君がそれぞれ選任されました。

○委員長(下条進一郎君) ただいまから農林水産

委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十三日板垣正君、宮澤弘君及び福田宏一君が

委員を辞任され、その補欠として藏内修治君、秦

野章君及び桧垣徳太郎君がそれぞれ選任されました。

○國務大臣(金子岩三君) 米国との交渉の経過を

かいつまんで申し上げますと、御承知のとおり一

月の首相の訪米の折に、この問題については冷静

に専門家で今後検討を続けていくということでお別れしておったので、その後相当日にちも経過し

ますし、佐野局長を四月の七日から一応、そうですね、交渉の歴程みとことで向こうの腹を探るために差し向かたのでござりますが、昨日帰つてきましていろいろ報告を受けました。その内容については局長に御説明申上げさせます。

私は基本的な姿勢はどうかというお尋ね、これは変わておりません。自由化はもちろんのこと、枠の拡大についても昨年五月のいわゆる国会の決議、委員会ですね。それから十二月の国会の要請、こういうものを踏まえて、わが国の農業にいさかでもマイナスがあつてはならない、利益を与えるようなことは絶対しないという考え方にしております。これが私の基本姿勢として今日まで貢献をしておるわけであります。その後も、交渉に入りましてもその私の姿勢には変わることはございません。

○坂倉藤吾君 基本姿勢は変わらぬけれども現状が大変むずかしいニュアンスに聞こえたのですが、基本姿勢は変わらぬけれども現実はどんどん崩れてしまうというようなことでは、その所信がなかなか貰けるというふうには判断ができました。だから、そのところを所信を貫徹をするといふ立場を具体的にしなければならぬ。それと同時に、今日の状況から見まして、いずれにいたしましても、この市場開放問題というのは国際的に眺めて、それに対応するこちらの具体的な内容を充実をさせていく諸方針と兼ね合わせてやつていかなければならぬわけですね。

問題は、やはりそれぞれの国策の問題もありますが、具体的に國際価格に競争のできる日本の農産物価格形成、こうしたものが求められていかなければなりません。そうなりますと、今日価格競争の立場からいえば、弱い立場にあるわけです。その対応策というものを一方では具体的に立てながら、今日それまでの間、大臣の基本姿勢という

のはやはり貫徹をしてもらわなければ困るというふうに私は思うのです。

いまの大臣の答弁からいきまして、佐野局長が訪米をされたのはむしろ日本側の積極姿勢の中で相手側の対応を探る、こういう立場で訪米をされだと、こういうふうに説明を承ったわけですが、どうでしようか、アメリカの今日まで主張をしております基本姿勢そのものは、これはやはり変化なしに依然として向こう側も対処されておるのかどうか、若干その状況等をお聞かせをいただきたい、こういうふうに思ふんです。とりわけ通商代表部あるいは農務省、アメリカが一体となつておるのか、これらの通商代表部と農務省との関係について何らかの状況判断の違いはないのか、この辺のところも押さえてひとつ佐野局長に報告と意見をお聞かせいただきたい、こう思うのです。

○國務大臣(金子岩三君) 佐野局長に御報告させられた前に、その基本姿勢が崩れるのではないかといふような御心配ですが、これは私の姿勢は、あくまで農林大臣として日本の農業を守るために私はこの基本姿勢を貫いておると、こういうことを申し上げておるのです。ところが現実は、大体承知のとおり、五十九年の三月でいまの協定が切れるわけですから、その先のことをどのように取り扱うかという協議はこれは国際儀礼上やらなければならないのでありますして、その協議をしていく上でいわゆるさしあたつて六品目も懸念になっております。

これから佐野局長がいろいろ御説明申し上げると思いますが、アメリカは強い姿勢でいわゆる枠の拡大はもちろん、自由化も、当然日本はひとつ市場開放しろという強い姿勢を貫いておるわけでですから、これから交渉事ですから、私がここで強い姿勢を弱くしたとかということは大変国益にマイナスが起こりますので、私は終始一貫強い姿勢でいることがやはり外交交渉上国益である。やはり日本の中に、アメリカの言うことは簡単にも聞かないぞというような、担当の大臣がそういう

う姿勢を持つことはやはり大事なことではないでしょうかと私は思います。

これは別に外交駆け引きじゃなくして、私の信念がそのような信念ですか、桺の問題等の話にどうでしようか、アメリカの今日まで主張をしております基本姿勢そのものは、これはやはり変化なしに依然として向こう側も対処されておるのかどうか、若干その状況等をお聞かせをいただきたい、こういうふうに思ふんです。とりわけ通商代表部あるいは農務省、アメリカが一体となつておるのか、これらの通商代表部と農務省との関係について何らかの状況判断の違いはないのか、この辺のところも押さえてひとつ佐野局長に報告と意見をお聞かせいただきたい、こう思うのです。

○國務大臣(金子岩三君)

佐野局長に御報告させられた前に、その基本姿勢が崩れるのではないかといふような御心配ですが、これは私の姿勢は、あくまで農林大臣として日本の農業を守るために私はこの基本姿勢を貫いておると、こういうことを申し上げておるのです。ところが現実は、大体承知のとおり、五十九年の三月でいまの協定が切れるわけですから、その先のことをどのように取り扱うかといふのが問題であります。それで、この協定は、これまで農林大臣として日本の農業を守るために私はこの基本姿勢を貫いておると、こういうことを申し上げておるのです。ところが現実は、大体承知のとおり、五十九年の三月でいまの協定が切れるわけですから、その先のことをどのように取り扱うかといふのが問題であります。

○政府委員(佐野宏哉君)

ただいまお尋ねの、アメリカの態度がその後変化してきておるかどうか

という点でございますが、実は昨年の十二月の日米貿易小委員会の際、ホノルル協議の時点との対比におきましては、米側は若干の彈力性を示したわけでござります。すなわち、ホノルルの協議の段階におきましては、一九八四年四月一日をもつてIQを撤廃すべしというのがホノルル協議の段階でございましたが、昨年の十二月の日米貿易小委員会の段階におきましては、IQの撤廃問題につきましては、即刻といふことが無理であれば、ローチでもアメリカ側としては検討の対象たり得るというふうなことを昨年の十二月に示唆したことがござります。

そこで、一月の段階に入りました

総理の口からおっしゃったわけでござりますが、それに対してもアメリカ側としては、そのIQの撤

も含めて一切できないと言われちゃうと、アメリカとしては、そのところについてIQ撤廃要求をさらに引き下げる、時期もスケジュールも一切忘れてIQ撤廃問題は言わないことにしますとい

うわけにはこれはとうていかない。その点はやはり断固としてがんばらざるを得ないという立場が現在までも維持されております。

しかし、今度私が話をしますと、アメリカ側の立場はそういう立場である。それから日本側は、総理からの話があつたように、IQの撤廃に

ついては時期、スケジュールも含めて一切だめだ

と。そういう違いを認識した上で、しかも、な

かつやはり牛肉、柑橘の協議は前へ進めていきま

す。それでアメリカが、そういう中で協議を前へ

進めていきたい、そういう意味では、中曾根総理

がおつしやった専門家レベルでの協議ということ

を早くやりたいといふふうに思つておるのである

が、一応アメリカ側としては、当初の立場から見

れば時期とかスケジュールとかということでも話

に乗れるのですがいかがでしようかということを

申し上げて、それを日本側は、それはだめだと言つて断つておられるのであるから、今度は日本側

から、それじやこういうことでどうでしようかと

いう日本案が提示されるべき順番であるといふふ

うふうに思つて。そうでなければホノルルの二の舞に

なつてしまつて、また協議の実りある前進になら

ない。そこは日本側でよく考えてくれなければ困

りますよといふのがいまの段階でのアメリカの感

触でございます。その点につきましては、農務省

も通商代表部の方も認識のすれどいふのは全く見

られないよう思ひました。

ただ、どちらかと申しますと通商代表部の方

は、そういうアプローチをすることによってIQ

撤廃の時期とかスケジュールとかという問題につ

いてアメリカの関心が後退したのではないかとい

う誤解を日本に与えるのではないかということを

憂慮して、くれぐれも誤解のないようにといふこ

とをくどくどと言つておつたといふのがやや違ひ

でございますから、そういう意味では、先生御指

といふふうに思ひますけれども、その点につけては農務省も見解を同じくしておりますから、意見の対立があるといふふうなことはございません。

○坂倉謙吾君

状況はいま御説明を伺いましてわ

かります。

そこで、そうした状況の中で、わが国の対応の

問題が次に懸案になるわけですが、牛肉、オレンジの関係は、何か今月末あたりまでに具体的な日

本側としての提案をしないと大変先行きがむずか

しくなるんぢやないか、こういう分析報道がな

されていますが、この辺はどうなん

でしようか。求めに応じるんでしようか。

○政府委員(佐野宏哉君)

その点はアメリカ側

は、先ほど申し上げましたように、日本案がな

れば困るということを言つておるわけでございま

すが、果たして日本案がつくり得るかどうかとい

うことは、これはさらによく関係方面と相談をし

てみなければいけない問題でござりますし、それ

からまた、日本案がつくれないと、専門家レベルの協議と

日本案がつくれないときに専門家レベルの協議と

いうのは、それじや一体どういうことをやるので

あるかということになりますので、そこはもう

少しよく検討してみなければならないところでござります。

それで、現在の段階では、そういう事態でござ

りますから、私どもとしてはアメリカ側にいつご

ろやろうといふようなことを約束できる状態でも

ないわけでございまして、約束もしておりません

し、したがつていつまでにやらなければ話がおか

しくなるという、そういう性質のものではないわ

けでござります。

ただ、この専門家レベルの協議というの

は、中曾根

総理が言い出されたことでござりますから、そ

れをいつまでも――現在すでに、いままで日本側

がそれいふざわしいイニシアチブをとつておらな

いといふふうに思ひますから、そういうふうな

ことについておつたといふのがやや違ひでござ

りますから、そういう意味では、先生御指

摘のよう、放置しておけばさるに一層不満とか憂慮とかが蓄積をしていくという意味で、それは好ましくない事態であろうというふうに思つておりますから、私どもできるだけ急がなければいけないとは思つておりますが、一方事柄の性質は大変むずかしいものでございますから、いまの段階で軽々しく日程を云々できる段階ではない。もちろん早ければ早い方がいいという意味で、一般論としてはそうでございますけれども、そういうことでござります。

○坂倉謙吾君 もう少し詰めたいところですが、余りそこは詰めるとかえつて問題がありそうですから、ぜひひとつ大臣のこの所信を貫徹する立場と、そしてその困難を打開をしていくのにまともにぶつかるのがいいのか、あるいは側から十分に納得させ得るような方途がないのか、ここのことなども含めてひとつ慎重に対応してもらいたいというふうに思います。

○政府委員(佐野宏哉君) 現状では、アメリカ側はほぼ月内にはガットの紛争処理手続を進めざるを得ないものというふうに見解は傾きつつあるようですが、日本側がさらに追加的条項を用意してくださることによつておるやに言われておるんですが、この辺はいかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 現状では、アメリカ側は構造改善局長、いま衆議院で高度技術工業集積地域開発促進法、いわゆるテクノポリス法案、これが審議をされているわけですが、この法案に対する大臣のいわゆる考え方といいますか、この法律案の中に、農林水産大臣はこの開発計画の達成に協力をすると、こういうことが前提につくられています。したがつて、そのところから見て、このテクノポリス法のいわゆる計画実行に当たつて大臣の協力というのは一体何を指すのか。したがつて協力をさせられる、させられると言ふと語弊があるんですが、協力する農林大臣の基本姿勢といいますかね、このところをひとつびつとまず大臣からお聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(森寅孝郎君) 御説明させていただきます。

○政府委員(森寅孝郎君) 立法の経過をちょっとお聞かせするのか、立法化をしないでやるのかどうかが、いざれにせよやる方向で、やはり通産省だけではなくて、各県、地域社会も動いてきていると

個面にわたりますので、私からお答えさせていただきます。

私どもの感じといたしましては、元来ガットの紛争処理手続というのは、二十三条一項でやっております限りはかみしもをつけずにやっておるのと実体的に大した違いがあるわけではございません。むしろ、実体的な違いが出てくるとすれば二十三条二項に移行する前段として位置づけられた場合に違ひが出てくるというふうに思つております。そういう意味では、二十三条二項に移行して、パネルと申します前、言つなれば、おしらすのような前で日本が相争うという事態は本来回避した方が望ましいというふうに思つておりますので、そういう意味では二十三条一項の段階も含めてできるだけガットの紛争処理手続に訴えることは回避する方が望ましいというふうに思つております。

○坂倉謙吾君 それじや、次の問題に移ります。

いう現実の上に立つて問題に対処しているわけでございます。

そこで、いろいろお話を伺つてみると、やはりテクノポリス構想というのは、一つは農山村における安定した兼業農家に対する雇用機会を創出するという側面を持つておるんぢやないか。

それからもう一つは、やはりバイオテクノロジーの技術過程が非常に重視されておりまして、農水省としても農林漁業の技術革新あるいは関連産業の技術革新の視点からも重視していく必要があ

ります。

それからさらに御案内のように、あの構想はいわゆる空港の近接地域を急頭に置いておりまして、いわば航空路とのリンクを特に重視しておるわけでございまして、最近の農業等の動向から考えますと、特に単価の高い商品等の販売条件の改善なり流通条件の改善にも連なる点がある。いわば農村工業の導入促進というのがいま実はなかなかうまくいっていないと、ある程度壁にぶつかつてしまつておる。むしろテクノポリスというよ

うな形で農林省、通産省が共同して過去進めてきた農村工業の導入というようなものが、同じよう

なものが一つ促進できるのではないか。そ

ういう意味で私ども、いずれにせよ、そういう客

觀的な動きがあるということを受けとめて、むしろこれに農政上持つておる機能を積極的に評価し

ながら、農林大臣が主務大臣として参加して、土

地情勢、土地問題、水問題の利用調整にやっぱり

責任ある調整ができるようにした方がいいではないか、こういう経過で農林水産大臣も主管大臣として立法が行われたという経過があるわけでござります。

したがつて、そういう状況の中で農水大臣と

の利用が非常に簡単だと、こういう、こう立地

条件の一応の想定がなされているわけですね。

それからもう一つは、やはり農地法の特別の取り扱いですね、

そこが農水大臣が協力をさせられる一番大きな課題じゃないかと、私はそう率直に言つて思うんで

す。

しかも、いま森実局長からお話をいたしました

たように、農山村の安定雇用の、何といいますか、創出ができるんだろうか。むしろいま農山村として日本の大半の中で占める位置づけから見ま

すと、テクノポリス構想によるところと、

は、それはいま問題になつておる過疎地域、ある

いは雇用をどうしても求めなきやならぬ地域では

なくして、むしろ中間的な、都市型に近いような

ところの方がこれ対象地域になる公算が多いんで

す。そういうたとえと、いま言わされました農水大

臣として協力をし、賛成をし、積極的に中へ入り

込んでいくという立場というのは、ちょっと私は

やっぱり発想がおかしい、こういうふうに言わざ

るを得ない。むしろこれは、先ほども言いました

ように、農用地が内陸部ですから農用地以外にな

いんです。しかも先ほど言いましたような中小の

都市近郊で、そしてまあ言いますと、十万ヘク

タールもの土地を必要とするような計画を立てよ

うとすれば、当然そこは優良農地が対象になる、

私はそういうふうに判断をせざるを得ないんで

す。したがつて、そういう状況の中で農水大臣と

してはこの法律案について一体どういう立場で考

え方をお持ちなのか、これはやっぱりほつきりし

ておいてもらわなきゃ困るなということでお尋ね

します。

○国務大臣(金子岩三君) 御指摘の点、私も一応

理解をいたします。かつて農村地帯に工業を導入

していわゆる農村の農外収入によつて農村所得を

引き上げようといつて盛んに力を入れた時代があ

ります。その当時開発したいわゆる工業用地がほとんど遊休になつておるというのが全國に相当あります。そういうことからいろいろ考えますと、今度の場合、それの二の舞をするようなことがあります。それはやはり農林省所管の耕地とか山林、こういうものを手がけて勝手に切りまくり農水省が一応入り込んでおつた方がいいだろうと、そしてまたかつての農業開発、工業開発をやつた当時のような轍を踏ましてはならない、そういういわゆる耕地、森林を守るためにもやはり農水省が一応入り込んでおつた方がいいだろうと、そういうことが一つでございます。それともう一つは、やはりどちらかと言ふと未開発地域にこれは指定しておるようございますので、これから農林漁業が、農林漁業だけの所得ではどうてい一般の鉱工業給与所得者とのいわゆる所得水準の均衡をとるということは当然不可能ではないか、こういうことを考えますと、やはり農外収入――ほとんど八〇%は兼業農家になつていますので、努めて農外収入の職場を求めることが大事ではなかろうか。それからやはり農業の基盤整備をやって、開発するのにもこういう研究部門も入る、この計画は一応参加しておつた方が農業の基盤整備をして、あるいは農作物の品種改良、開発をやる、あるいはできましたら農産物のいわゆる食品加工から流通まで一貫してここにくつづけておくといふことになると、やはり農林漁業にはマイナスはないのではないか、こういう考え方方に立つて主務大臣になつておるわけでございます。当然利害相反することと、それから利益になることとありますので、十分それは私どものいわゆる農業を守るという立場の基本姿勢を崩さないように取り組んでまいるならば、あえて私どもの農林漁業にマイナスの面はさほど懸念することはないのではないか、このように考えております。

て、ただ問題にいたしますのは、一億一千五百の日本人の食糧自給の観点からいきますと、これは前回にも指摘をしましたように、日本の農用地自体が、しかも耕地 자체がやっぱり減少傾向なんですね、今日の段階として。それを確かに技術でもつてカバーをしていこう、よく取つていこう、効率を上げていこう、こういう立場でカバーのできる分野はいいのですが、いずれにいたしましても土地ですから、そうなりますと農地がどんどんとそのことによつて、しかもそこへ金をつぎ込んだ立場からいきまして、構造改善等でここでどんどん金をつぎ込んできた、つぎ込んできたところが今度対象になつて農地でなくなつてしまふ、これが実は一番心配なわけなんですよ。しかもいままだこれから計画がどういうふうにまとまつてくるか、これから課題ではありますけれども、一応いま検討されておるのは十九地域というふうにお聞きをしているんですよ。これが具体的に動き出しこれはどれぐらいの地域にしほられてくるか、これはまたまだ十九地域が全部発足するという話にはならぬと思います。思いますが、少なくともこういう法律案に基づく開発促進ということになりますと、相当大型でなければ効果がない。したがつて一ヵ所が何万ヘクタールになるか、いずれにしても相当広大な場所が提供されてこなければならない。その協力をさせられるのが私はやっぱり農林水産省であろう、だから先ほども言いましたように、農地法の許可については特別の配慮をする、こうなっているんですね。これが一番私は問題のところだと思うのです。そういたしますと、この計画なら計画に対して協力をしていく農水省の立場というのは、そのことによつて今日でもそのままで農地が減少していくような状況の中で、これでなおかつ法律でもつて促進をし、農地の減少が伴うわけですから、それにかかる農林水産省としての全体の対応といふのは一体どうふうに言わざるを得ぬのです。そのところはい

○政府委員（森英孝郎君）　御指摘のように、十九地域が立候補地域として浮かんでおります。実際はこの十九地域全部ということにはならないだらうと思います。十九地域のうちの工業用地の計画面積は実は全部で合計三千七百ヘクタールでござります。したがつて大体一地域三百ヘクタール弱という計画になつております。それから住宅用地が周辺に生まれるだらうと思います。これはまだ計画ができておりませんが、仮に工業用地の一・五倍という推計をいたしますと五千五百ヘクタールで全体では九千ヘクタールぐらいではないかと思つております。これは実は御案内のように今回テクノポリス、いわゆるテクノポリスの関係の工場というのは、従来の臨海工業地帯のような大規模な重化学工業ではなくて、知識技術集約型の中堅企業に着目した形のものが多いということにその特徴があるだらうと思つております。そこで実はこのうちある程度調整の動きが出てきておりますのは四地域だけでございまして、ほかの十五はわかつております。ただ、いま調整の動きがございます秋田、長岡、岡山、広島の四つの地域だけで見ますと、実は農振地域はございますけれども、農用地の面積、農地の面積はきわめてわずかでございまして、これは私は率直に言つてたとえば九州やなんかの地域を頭に置きますと、いま申し上げた四つの地域の率ではないかと思いますけれども、すべてが農地でないということは言つてもないわけでございます。しかし先生御指摘のように、私どもやはり優良農用地の確保といふのは農政の基本課題だらうと思っております。わが国のように極端に国土資源が限られた国においては、経済成長の過程で、やはり工業需要とか住宅需要とかあるいはその他の公共需要が出てくる。それをある程度農業的利用に依拠していくという動きはそれ 자체あるわけでございますが、それをどうやって全体として抑制しながら土地や水利用の秩序をどうやって与えていくかということが非常に大事ではなかろうか、そういう意味で

私ども今回の法律案については、非常に大事ではないかという意味で、主務大臣として法の問題あるいは関連土地改良事業の実施等の問題があるわけでござりますが、やはり合理的な土地区画整理、水利用の調整ができるということが非常に大事ではないかという意味で、立場なり農林漁業の立場が反映できるような現実的調整が行われるようにしていきたいということを考えているわけでござります。

○坂倉謙吾君 部分的には私はいまの局長の答弁である意味では納得するんですよ。ところが農林水産省としてはやっぱり全体的に眺めていただからねと問題が提起をされない。しかも先ほど例に挙げられたいわゆる工業用地、それから住宅用地、これ以外に一番問題になりますのは道路整備なんですよ。道路整備にかかる農地の関係なんですよ。これが一番大きいんです、正直申し上げて。これが以外に一番問題になりますのは道路整備なんですよ。道路整備にかかる農地の関係なんですよ。これが一番大きいんです、正直申し上げて。いつも長くね。団地までのやっぱり周辺整備が当然伴つてくるわけですから、そのところにかかるわって農地のいわゆる流動が大きくなっています。これが一番大きなことになるわけです。ですから、きようは一応ジャブの程度ですから、この程度でやめますが、ぜひひとつ総体的な問題として、せつかくこれ大臣が省として、主管庁としても参画をしておるわけですから、ぜひ農林水産省としての省の性格、これを踏まえてこの法律案の行く手について検討を加えておいてもらわなければ、きようの段階では一応これで終わりますけれども、ちょっと問題があり過ぎるというふうに指摘をしておかざるを得ぬと思います。

次に、三点目の問題に入りますが、農用地の土壤汚染防止対策です。これは五十六年度までに特定有害物質が決められた基準値を上回る地域、これが百二十四地域、六千六百十ヘクタール、こういうふうに細密調査の中で出されてきているわけであります。このうちで五十七年の十一月一日までに対策地域として指定されたのはわずかに四十九地域、それから対策事業として完了している面積の比率

からいきますと、県単事業合めて二千百二十ヘクタールですから三二・一%，大体三分の一という状況になつておるんです。そういういたしますと、問題の土壤汚染農地、これが調べはついているけれども、その後の対策といふのは時間がかかり過ぎているし、しかも対策の進捗率が、いま申し上げましたように完了率がわずかに三二・一%ということになりますと三分の一ですから、きわめて問題があるんじやないのか、こういうふうに思ふんです。ですが、このところについて一体大臣、この現実をどういうふうにごらんになりますか。

○政府委員(小島和義君) 全国の土壤汚染地域のうちで、いわゆる土染法に基づきまして農用地土壤汚染対策地域と指定されております地域は全国でこれ月末現在で五十二地域ござります。農用地面積にいたしますと約四千七百六十ヘクタールほどあるわけでございます。農用地以外の全体面積になりますとそれよりは多少多い面積でござります。そのうち法律に基づきまして土壤汚染対策計画がすでに策定されております地域が、これは五十二地域のうち三地域は二単位に分割して計画をつくっておりまして、計画の単位といつまと五十五地域になるわけでございますが、その五十五地域のうちにすでに計画を樹立いたしております地域が四十五地域でございます。そのうちさらず十九地域につきましては五十七年度末までに完了した地域のカバー率といふことになりますと御指摘のように余り高いものではないわけでございます。しかしながら、残りの二十六地域につきましてはおおむね順調に計画が実行に移されておりまして、期間といたしましては多少かかりますが、完了を見るものと思っております。で、問題は対策計画が策定されていない地域といふものまだ十地域ばかりあるわけでございます。そういうところにつきましては現在関係県におきまして工法、期日あるいは土地の利用問題に関しまして鋭意検討を進めておる段階でございまして、私たちもいたしましても極力これを急がせて

からいきますと、県単事業合めて二千百二十ヘクタールですから三二・一%，大体三分の一という状況になつておるんです。そういういたしますと、問題の土壤汚染農地、これが調べはついているけれども、その後の対策といふのは時間がかかり過ぎているし、しかも対策の進捗率が、いま申し上げましたように完了率がわずかに三二・一%ということになりますと三分の一ですから、きわめて問題があるんじやないのか、こういうふうに思ふんです。ですが、このところについて一体大臣、この現実をどういうふうにごらんになりますか。

○坂倉藤吉君 いま小島さん言われたこの数字の問題は、これは私が提起をしておりますのは昨年の十一月一日現在ですから、今日現在と個所数等について若干の相違があることはこれはまあやむを得ません。しかし、全般的に見てそれは手がついておつてうまく進行しているんだという総体の答弁というの私ははちょっと納得できないんです。

○政府委員(小島和義君) 基準値以上の特定汚染有害物質が検出されました地域につきましては、これは環境庁及び都道府県の手によりまして細密調査が実施されまして、その上で対象地域が特定されましてそれから対策に入つて、さらにその前提になるわけでございまして、さらにその

ころほど早く処理ができるんじゃないのか、常識的に言えば、何らかのこれ事情があるんだろうと思うんですが、その辺はどう掌握をされておりますか。

○坂倉藤吉君 いま小島さん言われたこの数字の問題は、これは私が提起をしておりますのは昨年の十一月一日現在ですから、今日現在と個所数等について若干の相違があることはこれはまあやむを得ません。しかし、全般的に見てそれは手がついておつてうまく進行しているんだという総体の答弁というの私ははちょっと納得できないんです。問題は、これは福島ですね、日曹金属にかかる会津周辺のところですか、ということになっておると思ふんですがね。これから始まりましてずっと指定は行われてはおるんですけれども、結局先ほど答弁のありましたいわゆる地域個所数だけじゃなくて面積的に言うと相当進んでるという、これがいまのことになるんですね、対応策が。そういたしますと、個所数と面積との比率からいきますとむしろ小規模のところが残っている。たとえば私の手持ちの関係からいきますと、指定地域は五千五十ヘクタールありますから、六千六百十ヘクタールに対して五千五十ヘクタールですからこれ何多になりますか、相当高い数字に指定地域とすれば私は手持ちの関係からいきますと、指定地域は五千五十ヘクタールありますから、六千六百十ヘクタールに対して五千五百ヘクタールぐらいなんですね。なぜかこれ一千五百ヘクタールぐらいなんですから、個所数がたとえばこの地域が先ほど言いましたように四十九地域で五千五十ヘクタール、これが十一月現在ですよ、十一月現在ですね。そうすると、総体が六十六百十ヘクタールですから、個所数から眺めていきますと百二十四に対する四十九ですから、これと面積は六千六百十にに対する五千五十ですから、だから指定地域というのは指定されていない地域の方がむしろ小規模で個所数は多い、こういう結論になるわけですよね、状況から見ましてね。なぜ小規模でやりやすいようなところで残つてきておるんだろうか。このところは一体どう判断をされてどう対処をされようとしておるのか。これはやっぱり逆に言うと小規模のとおりに無責任じゃないですか。これはちょっと法律上の問題があると思いますが、この防止法の中で知事が対象地域の指定をするということに全部依拠してやつてあるんじやないかということです。しかしながら、これは私は納得できないことはない。しかし、指定地域だけ農林省やりますよというのは余りに無責任じゃないですか。これはちょっと法律上

いんですか。

○政府委員(小島和義君) まず数字の問題でござ
ります。

しますか。先ほと併記致いたしました百二十四地域、これはあえて十一月一日現在の数字で申し上げますが、そのうち指定地域が四十九、それから調査実施中の地域が三十七、ほかに県単で完了

○政府委員(森実義郎君) 具体的な調査とか指定は県、環境庁の主体性を尊重してやっておりますが、当然私どもも事業を実施する立場から年々予算を増額して計上しておる経緯もあるわけでございまして、具体的な問題につきましてはその都度様子を聞いております。少なくとも私ども、いわゆる計画が樹立され、土地改良法の手続が了され

りますけれども、環境庁は御承知のように事業主体じゃないんです。指摘はできましても、それをどういうふうにやつていくのか、これはやっぱ事業主体のところが考えていかなきやならぬ、こういう性格ですから、ぜひそのところを踏まえておいてもらいたいと思うんですね。

ですが。それから、いわゆる雇用保険あるいは退職後の共済の関係あるいは健保の問題、いわゆる社会保険関係、こうした問題等については改善の具体的な方針として持つて行われるんですか、その辺は。どうなんでしょううか。

ゆる計画が樹立され、土地改良法の手続が了さるかどうか、これがちょっと実はまだ地域によつては土地改良法上の手続がなかなかとれない場合もあるわけでございますが、この二つの条件があればすべて採択しております、すでに十四地区が完成しておりますし、現在も二十三地区的事業

それから、ひに林業関係も積んでしまいます。四点目ですが、林業の労務改善促進事業というのがあるんで、これについてお尋ねをしますが、この事業は就労条件の向上及び雇用の安定を図ることを目的としている、こういうふうに理解をすれば、具体的に就労条件の向上というのでは、二つ事項でござる就労条件の向上には本質的

全国三百地区を設けまして、そこで、これは労働力の町村がまとまって一つの一地区をつくりまして、そこに指導員を任命しまして努力したわけでござりますが、社会保険等につきましては漸次これは増加してまいってきておりまして、たとえば労災保険で申しますと、これは労働省の労働災害保険

り、その事業を実施する、こういう事務分担になつておりますので、その調査実施中の地域であつて、いまだ地域指定に至らないというところの事業につきましては、当省にしてはまづうかつてこの

情にござるとしておきたいと存じます。御指摘もござりますので、極力、地域指定を憲がせますように、私どもの方としても環境庁に意向を伝えておきたいと存じます。

物質の特質なんです、対応しなけりやいかぬのが有害物質の特質なんです。そうなりますと、もしかくそこは取り除いていかなきやならぬのが有害法律的にそれに手がつけられないという不備があるとするならば、これは法律改正してもそのこ

ですが、いわゆる公害防除特別土地改良事業というのがあるんですね。これはいまやりとりをしましたように、指定地域以外は計画を立てられないということになるんでしょうか。

○政府委員(森英孝郎君) 御指摘がございましたな公害防除特別土地改良事業につきましては、調査の結果、指定された地域を対象にして県営、団体営で実施しております。

○坂倉藤吉君 そうすると、当然指摘をされました地域について、これは指定地域じゃないんですね。指定地域じゃないけれども、これは基準値をした上回る地域ですよという地域、面積が確定をしたときに、そのところはむしろ県知事に早く指定をさせるように働きかけをする。いわゆる構造改革善局としては土地改良の援助をしますよという話をする、そういう連携はないんでしょうか。

との取り扱いができるよう整えていかなければならぬだろう、こう思ふんですよ。だからそここの話を踏まえていただきまして、もう一遍いままでのやつを総括してくれませんか、この土壤汚染問題については。単にこれは土地が汚れておりますよということだけじゃありません。そのことによって、これはもともと土壤汚染というのは二次公害的な要素です。ところが、この二次公害を受けて三次公害、四次公害に発展をする要素を持つているわけですから、何としても早く取り除いていかなければならぬ、こういう性格のものですから、だから、ぜひその辺はもう一遍基本的に、土壤汚染防止対策というもののについての本質的なところを検討を加えて、いつでもらいたいと思うんです。もちろんこれは、環境庁はそれらについて基準値を定めたり、あるいはそれを調査をしたりや

年から始めておるわけでござりますが、特に考え方をおりますのは、雇用関係を近代化するといふ点が第一点でございます。それから第二点は、就労の安定化、長期化の問題。三点としましては、社会保障制度の加入を促進するという問題。さらには、労働安全衛生の確保といふうな、こういった具体的な問題につきまして取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○坂倉謙吾君 総理府の労働力調査からいきますと、林業の推定労働者数というのは大体二十万人程度、こういうふうに言われておるんですが、この人たちの実態から見まして、たとえば雇用の形態の問題がありますね、雇用実態といいますか、支払い方法、これは賃金に関連して含めていいくん

ている方もおりまして、農業と林業を兼ねてやつておる方もありますし、それから国有林関係の職員等もございますので、私どもはさらにこれを伸ばすべく努力していますが、そういう関係もございまして、現在三三%となっております。それから、年金、医療関係の保険でございますのが、これは御承知のとおり国民のすべてがいずれかの制度でカバーされるということで設計されておるわけでございまして、もちろん林業関係の従事者もその中に入るわけでございまして、厚生年金あるいは国民年金、農林年金というふうなものにそれぞれが適用されておりまして、医療保険につきましても健康保険とか、あるいは国民健康保険等が適用されておりまして、私ども今後の林業をより振興するためには安定的に確保するということはきわめて重要でござりますので、さらにつ

れにつきましては努力をしてまいりたい、かよう

に考へておるところであります。

○坂倉謙吾君

私がそれをお尋ねしていまますのは、労務改善促進事業というのと、それから細かく予算の中に出でまいりますと、いま長官言われているように、障害対策促進事業、いわゆる振動障害の関係、これは別になつておる。それから、労働安全衛生管理改善事業、これも別項になつておる。そうすると、振動病等含めて、いわゆる職業病の災害関係は外される。その中で、なおかつ労働改善促進と、こうあるものですから、これだとちょっとこれ整理をして、むしろ私は、一般的の労働者のように山で働く人々、これは自営の方もあるでしょうし、いわゆる雇われの方もあるでしよう。森林組合の作業班の方もあるでしようし、個人でその都度その都度雇われていく方もあるでしよう。そういう人たちの現実的な労働条件が具体的に向上をさせられるという形のものがいかなきやいけませんね。そうなつておきますと、今日、特に自営の人いたしましても、それから自営の人たちに雇われていく人たちにしても、最近の林家の林業經營その他からいきまして大変低いわけですから、この低いのが一番問題で、待遇が、労働条件が悪くなつておる、こういうことに通じ得ると思つておられますよ、長時間労働、それからあらゆる補償制度がなかなか進んでいかない。だから、なぜ進まないのか、なぜ労働条件がそこまで整わないのか、これらに対するきちっとした取り組みといふのをむしろこの改善促進事業の中で項目を、目標を設定をして、具体的にやつぱり進めていくべきじゃないんだどうか、こういうふうに思つておられます。その辺はいかがなんですかね。

○政府委員(秋山智英君) 私ども、この林業の労働力対策としていろいろと施策を打つておますが、やはり柱としましては三本柱があるだらうと思つております。

○坂倉謙吾君 私がそれをお尋ねしていまますのは、労務改善促進事業というのと、それから細かく予算の中に出でまいりますと、いま長官言われているように、障害対策促進事業、いわゆる振動障害の関係、これは別になつておる。それから、労働安全衛生管理改善事業、これも別項になつておる。そうすると、振動病等含めて、いわゆる職業病の災害関係は外される。その中で、なおかつ労働改善促進と、こうあるものですから、これだとちょっとこれ整理をして、むしろ私は、一般的の労働者のように山で働く人々、これは自営の方もあるでしょうし、いわゆる雇われの方もあるでしよう。森林組合の作業班の方もあるでしようし、個人でその都度その都度雇われていく方もあるでしよう。そういう人たちの現実的な労働条件が具体的に向上をさせられるという形のものがいかなきやいけませんね。くなつておきますと、今日、特に自営の人いたしましても、それから自営の人たちに雇われていく人たちにしても、最近の林家の林業經營その他からいきまして大変低いわけですから、この低いのが一番問題で、待遇が、労働条件が悪くなつておる、こういうことに通じ得ると思つておられますよ、長時間労働、それからあらゆる補償制度がなかなか進んでいかない。だから、なぜ進まないのか、なぜ労働条件がそこまで整わないのか、これらに対するきちっとした取り組みといふのをむしろこの改善促進事業の中で項目を、目標を設定をして、具体的にやつぱり進めていくべきじゃないんだどうか、こういうふうに思つておられます。その辺はいかがなんですかね。

○政府委員(秋山智英君) 私ども、この林業の労働力対策としていろいろと施策を打つておますが、やはり柱としましては三本柱があるだらうと思つております。

○坂倉謙吾君 それはそれなりにわかりますが、この改善促進の主眼点は、やつぱり何といいますか、作業を一二点目に言わされました優秀労務の確保にはつきりしていますよ、どうやっていい働き手を集めるか、そのことと就労安定とが結びつけておりまして、そこで働いておる人たちの具体的な条件改善という形のものが実は柱になるわけですね、いまの立場から言ひますと、不在村者所

まず第一は、先生も御指摘ございましたが、就労の安定の問題がまず第一だらうと思つています。それから第二点としましては、やはり優秀労務を確保するということが第二点でございます。

第三点といたしましては、安全衛生の確保の問題と、こういう三点の柱を中心にして進め

ておるわけでございますが、先ほど先生お話しのございました林業労務改善促進事業と申しますのは、これは就労の安定化ということでこれは進め

ておるわけでございますが、やはりこれとうらは

らの関係にござりますのがこれは優秀労務の確保の問題がござりますので、これにつきましては、

私ども俗称グリーンマイスターと呼んでおりますが、若手の基幹林業技能者の育成というものがきわめて重要でございまして、これは五十六年から

始めておりますが、各県でこれにつきましては積極的に現在取り組んで、若手の基幹になる技能者が逐次養成をされてきておりますが、こういう問題を同時並行的によると同時に、林業の場合には

先ほどもちょっと触れましたが、やはり作業形態がいろいろの形態をとっているわけございますが、何と申しましてもまずはこの林業自身が魅力がある産業になり得るようなために、やはり基盤

がいろいろの形態をとっているわけございますが、何と申しましてもまずはこの林業従事者の雇用の安定化につながりますし、さらには今度は農業と林業の複合経営をしながら雇用を安定化するという方向にこれからは進めてまいりにやならぬというご

とで、いろいろと施策を検討しているところでございます。

○坂倉謙吾君 それはそれなりにわかりますが、この改善促進の主眼点は、やつぱり何といいますか、作業を一二点目に言わされました優秀労務の

確保にはつきりしていますよ、どうやっていい働き手を集めるか、そのことと就労安定とが結びつけておりまして、そこで働いておる人たちの具体的な条件改善という形のものが実は柱になるわけですね、いまの立場から言ひますと、不在村者所

ますから、私の手元にもこれ本年になつて来ている

んですが、「民間林業労働者の労働条件改善に関する陳情書」なんてのが出でていますね。これはもう届けられていると思うんです。この中にも指摘

をされておりますよう、民間林業で働く労働者

というのは全国に約二十万人近くおると、しか

し、その労働条件というのはどこ産業にも例を

見ない劣悪なものである。こういうふうに指摘を

されております。で、雇用は臨時的、細切れ的で

ある、長時間労働になつておるのに賃金は低い

と、それから雇用保険、健康保険等の適用からもほ

とんどが除外をされている、こういうふうに訴え

ておるわけですよ。したがつて、こうこうしてほ

しいという課題があるんですがね。確かに私も、

私の県内等歩いて、山で働く人たちと話ををして

いますと、この訴えと全く同じようなことを言わ

れるわけですよ、何とかならないのか。だからそ

の底上げをしていくと今度は山主がもう要らぬとい

う話になつてくる、働き場がなくなつてしまふ、

だからそこを何とかならないのかと、こういう注文をたくさん受けるんですね。ぜひひとつその辺は林野庁の方で十分な検討をいただきまして、そ

ういう組織をされてない、今までの恩恵の対象

の枠外にいるような人たちをどうすくい上げてい

くのか、どう労働条件を引き上げていくのか、こ

このところはぜひひとつ林野庁としても真剣に考

えてもらいたい、手の打てる対策はないのかどう

か検討をしておいてもらいたい、こういうふうに思つておられます。

時間の関係がありますから次に移つておきます

が、次に、森林の適正管理推進事業といふのがあ

りますね。この適正管理推進事業といふのは、こ

れは大臣の所信の中にも出てきておりますよう

に、本年の新規事業としての、まあ言うてみると

自玉ですね、目玉。それで、これは「適正管理を総合的に推進する」と、こうなつてまして、きわ

めで抽象的なんですね。だから、これで一体何をす

るかを少し説明をいただきたい、こう思つてお

が。

それから二つ目の問題は、緑資源確保のための一般市民の資金導入といふのは、一体どういう方

法で資金導入をされようとするのか、その資金といふのは、一体集めた資金といふのか、その資金と目的で使われて、その使われた後その資金といふものは一体どうしていくんだろうか、このところ

どう対応されようとしておるのか。これをぜひひ

とつお聞きをしたいんです。

それから二つ目の問題は、緑資源確保のための一般市民の資金導入といふのは、一体どういう方

法で資金導入をされようとするのか、その資金といふのは、一体集めた資金といふのか、その資金と目的で使われて、その使われた後その資金といふものは一体どうしていくんだろうか、このところ

どう対応されようとしておるのか。これをぜひひ

とつお聞きをしたいんです。

○政府委員(秋山智英君) 最近林業をめぐる情勢

はきわめて厳しくなつてきたわけでござりますが、戦後人工造林を営々としてやってまいりましたが、現在一千万ヘクタールに及ぶ人工林ができた

わけでございますが、その約半数が現在間伐等をしなきやならぬ山でございますが、なかなかこれ

が進め得ないということが今後将来に向けまして

の、森林の公益的な機能はもちろんであります

が、林業生産の基礎になる健全な森林をつくるために非常に問題がございます。そこで、私どもやはり適正管理と申しますにいたしまして、成長に従って森林の密度がちょうど陽光の入るぐらいの程度の明るさになるように、逐次手入れをすることによりまして森林が健全な状況になるわけでございますので、私どもは現在の適正管理ということで考えてまいりますのは、そういうふうな状態に持っていくところでございます。

そこで、今国会で御審議をいたしたことになります森林法と分収造林特別措置法の一部改正の法律案と申しますのは、これは間伐等を行おうとする森林を適正に維持するためには、森林法の中に市町村に森林整備計画をつくっていたたまき市町村等にその森林を委託するというような方法を考え、さらにできない場合には、今度はその費用負担者等をあつせんをして、分収育林という形で契約をして、森林の管理を適正化しながら伐期まで持つていてこうということでおざいます。特に、最近の緑資源に対する要請というのは国民的な要請になつてきておりますし、從来の山づくりと申しますと、これはどちらかと申しますと山村に住む方々だけではつくれておるわけでございまして、私どもはそういう基本的な考え方方に立ちまして、まずこの森林の適正管理をしてまいりたいと、かように考えておるところであります。

そこで、具体的なこの事業といたしましては、まずは適正な管理を行う必要性とか、あるいは緑資源の確保の重要性ということを一般の国民の方々に御理解をいただくということがございますし、それからさらに、一般の方々から積極的にこ

な方法、それからさらには、森林管理を適正に持つていただくためには市町村が今後は中心になってやうど陽光の入るぐらいの程度の明るさになるように、逐次手入れをすることによりまして森林が健全な状況になるわけでございますので、私どもは現在の適正管理ということで考えてまいりますのは、そういうふうな状態に持っていくところでございます。

そこで、今国会で御審議をいたしたことになります森林法と分収造林特別措置法の一部改正の法律案と申しますのは、これは間伐等を行おうとする森林を適正に維持するためには、森林法の中に市町村に森林整備計画をつくっていたたまき市町村等にその森林を委託するというような方法を考え、さらにできない場合には、今度はその費用負担者等をあつせんをして、分収育林という形で契約をして、森林の管理を適正化しながら伐期まで持つていてこうということでおざいます。特に、最近の緑資源に対する要請というのは国民的な要請になつてきておりますし、從来の山づくりと申しますと、これはどちらかと申しますと山村に住む方々だけではつくれておるわけでございまして、私どもはそういう基本的な考え方方に立ちまして、まずこの森林の適正管理をしてまいりたいと、かのように考えておるところであります。

そこで、具体的なこの事業といたしましては、まずは適正な管理を行う必要性とか、あるいは緑資源の確保の重要性ということを一般の国民の方々に御理解をいただくということがございますし、それからさらに、一般の方々から積極的にこ

な方法、それからさらには、森林管理を適正に持つていただくためには市町村が今後は中心になってやうど陽光の入るぐらいの程度の明るさになるように、逐次手入れをすることによりまして森林が健全な状況になるわけでございますので、私どもは現在の適正管理ということで考えてまいりますのは、そういうふうな状態に持っていくところでございます。

そこで、今国会で御審議をいたしたことになります森林法と分収造林特別措置法の一部改正の法律案と申しますのは、これは間伐等を行おうとする森林を適正に維持するためには、森林法の中に市町村に森林整備計画をつくっていたたまき市町村等にその森林を委託するというような方法を考え、さらにできない場合には、今度はその費用負担者等をあつせんをして、分収育林という形で契約をして、森林の管理を適正化しながら伐期まで持つていてこうということでおざいます。特に、最近の緑資源に対する要請というのは国民的な要請になつてきておりますし、從来の山づくりと申しますと、これはどちらかと申しますと山村に住む方々だけではつくれておるわけでございまして、私どもはそういう基本的な考え方方に立ちまして、まずこの森林の適正管理をしてまいりたいと、かように考えておるところであります。

そこで、具体的なこの事業といたしましては、まずは適正な管理を行う必要性とか、あるいは緑資源の確保の重要性ということを一般の国民の方々に御理解をいただくということがございますし、それからさらに、一般の方々から積極的にこ

な方法、それからさらには、森林管理を適正に持つていただくためには市町村が今後は中心になってやうど陽光の入るぐらいの程度の明るさになるように、逐次手入れをすることによりまして森林が健全な状況になるわけでございますので、私どもは現在の適正管理ということで考えてまいりますのは、そういうふうな状態に持っていくところでございます。

そこで、今国会で御審議をいたしたことになります森林法と分収造林特別措置法の一部改正の法律案と申しますのは、これは間伐等を行おうとする森林を適正に維持するためには、森林法の中に市町村に森林整備計画をつくっていたたまき市町村等にその森林を委託するというような方法を考え、さらにできない場合には、今度はその費用負担者等をあつせんをして、分収育林という形で契約をして、森林の管理を適正化しながら伐期まで持つていてこうということでおざいます。特に、最近の緑資源に対する要請というのは国民的な要請になつてきておりますし、從来の山づくりと申しますと、これはどちらかと申しますと山村に住む方々だけではつくれておるわけでございまして、私どもはそういう基本的な考え方方に立ちまして、まずこの森林の適正管理をしてまいりたいと、かのように考えておるところであります。

そこで、具体的なこの事業といたしましては、まずは適正な管理を行う必要性とか、あるいは緑資源の確保の重要性ということを一般の国民の方々に御理解をいただくということがございますし、それからさらに、一般の方々から積極的にこ

生活環境もあわせて考え、今後の林業の振興発展を図りたいと思います。

○坂倉謙吾君 終わります。

○鶴岡洋君 五十八年度予算は決まりましたけれども、中身を見ると、農林水産予算、さらに文教予算、これは前年度よりマイナスに対して防衛予算であるとか海外協力予算が非常に突出しております。防衛予算は六・五%、経済協力予算が七・〇%増と、こういうふうになつております。

そこで、農林水産予算を見ますと三兆六千七億円、対前年比二・五%減と、こういう厳しい予算になつておるわけでございますけれども、五十八年度予算は三年連続の不作によるいわゆる買い入れ数量の減少、また逆さやの縮小によつて小麦、米の食糧管理費が減少したこと、これに伴つて幸うじて新規事業が組めたのではないかと、こういうふうに私は思うわけでございますけれども、その削減額、すなわち七百六十九億円はこの農林水産予算全体のいわゆる削減額九百四十三億円の八一%を占めているわけです。

そこで、考えられることは、五十九年度はまた事情が当然同じだとは言えないわけです。したがつて、五十八年度と同じようにいくのかどうなのか。すなわち食糧管理費の今後はどうなるのか、その推移と見通しについてお伺いしたいのですがあります。五十九年度もしく大豊作ということになつた場合には、農家は米を安く売る、そうすると政府米は残る、次に来るものはいわゆる過剰米処理の財政負担増、結局は消費者米価をつり上げなければならぬ、そうすると消費者の米離れ、こういうことになるのではないかと私は心配するんですけれども、この食糧管理費の今後はどうなるか、それがどう、その推移をお伺いしたい。

○國務大臣(金子岩三君) 森林産業、大変むずかしい問題でございます。このゆえに山村の方々が希望を持って林業を取り組むような仕組みをつくり上げていかななければならないと思ひます。それがあつたまき市町村等は、非常に奥地の山村の事業公社とかあるいは造林公社等は、非常に奥地の

企業公社が進め得るようなことを考えていくと思っておりまして、確かにこの水源地域の森林造成基

う損失、あるいは御指摘の売買逆ざやなりあるいは管理経費の運営上の問題、第三番目に水田利用再編対策等の問題があるわけでございます。

それで、結論から申しますと、特に第三期対策を中心にして、五十九年度予算につきましてこれから検討をする段階でございます。特に第三期対策への取り組みいかんによつて変動要因はござりますが、前の過剰米の処理はおおよそ五十八年度、五十九年度あたりをピークにいたしまして、今後漸減することが予定される経費でございます。

それから、売買逆ざやにつきましては、これまでもできるだけ縮小するよう努めてきたところでございまして、今後もそういう努力をいたしました。この事業でどういうことを具体的に推進していくかと考えておられるのか、いかがでございまます。

管轄経費自体につきましては、過剰米の処理がこれまでのルールもございます。そうした上での判断をして扱いたいと思っております。

五十九年度百五十万トン程度予定されておりましたが、これが済みますとかなりそうした分の金利、倉敷等は当然減つてしまります。かつ、定員その他につきましても縮減に努めまして簡素合理化する。諸経費につきましては私どもかなり合理的であります。全体の農政の方向もございます。こうした状況を踏まえて今後検討していくことにならうございます。全体に五十九年度以降のこれらの方向としまして、価格政策よりも構造政策へといふやうな全体の農政の方向もございます。こうした方向で今後考えてまいらなければならないと思っております。

○鶴岡洋君 いま申しましたように、五十九年度予算はいわゆる食糧管理費の縮小圧縮というんですか、そこで新規事業が講じられることがなったと思います。方向で今後考えてまいらなければならぬと思っております。

○鶴岡洋君 いま申しましたように、五十九年度予算はいわゆる食糧管理費の縮小圧縮といふんですか、そこで新規事業が講じられることになったわけでありますけれども、その施策の一つに、地域農業集団育成事業、これが認められておりますけれども、マイナスシーリングを余儀なくされて

いる今日やることですから、それを縮小して新規事業をやるわけですが、非常に効果的なものだと私は判断をしておりますけれども、しかも三十七億六千八百万円、こういう予算が組まれております。

この事業でどういうことを具体的に推進していくかと考えておられるのか、いかがでございますか。

○政府委員(森寅孝郎君) 御指摘がございました

地域農業集団育成対策事業は、農地法が改正され農用地利用増進法が制定されて二年半の歳月がたるものある程度定着してきた。そういう意味で、全国いわゆる利用権の設定の実績が十万ヘクタールを超えるところまできた。またさらに、地域社会における権利移動や作業受託についての話し合いなども、来年もこれは当然継続してそれを推進していくことになりますか。

○鶴岡洋君 局長の話だと、構造政策に重点を置くこと、こういうことでこの新規事業が始まると、こういうことでございますけれども、そうすると、先ほど言いましたように、マイナスシーリングの予算の余儀なくされているときですけれども、来年もこれは当然継続してそれを推進していくことになりますか。

○政府委員(森寅孝郎君) やはりこの事業は息を

長く、全国的な規模で実施できるよう進めていますが、私どもも最重点事項としてこれからも予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

○鶴岡洋君 もう一つ、米国から自由化要求のあ

る肉用牛の生産力強化のために畜産総合対策が講じられております。これらの対策を通じて高生産性農業が確立されるのか、牛肉の自由化との関連で、農水省はどんな効果をこれで見込んでいるのか、この点をお伺いしたいわけです。

いままでの畜産対策のように大規模経営、そして生産コストを下げるのこと、これは当然でございますけれども、それで借金がふえたり、それから経営不振になつたりと、こういう例もあるわけですね。こういったこと以上に、これによって構造的におか非常に効果的なものが考えられていくのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(石川弘君) いま御指摘がございま

す、集落を越えた話し合いの場所もかなり実績としてありますから。そういう意味においては約一万七千団体の育成を図っております。一集落一

に高能率農業生産組織育成対策事業によるいわゆる生産組織の育成対策助成措置を直結させまして、事業成果の上がるよう努力すると同時に、新しい発足いたしました第三期の構造改善事業あります。

私は判断をしておりますけれども、しかも三十七億六千八百万円、こういう予算が組まれております。この事業でどういうことを具体的に推進していくかと考えておられるのか、いかがでございまますか。

○鶴岡洋君 局長の話だと、構造政策に重点を置くこと、こういうことでこの新規事業が始まると、こういうことでございますけれども、そうすると、先ほど言いましたように、マイナスシーリングの予算の余儀なくされているときですけれども、来年もこれは当然継続してそれを推進していくことになりますか。

○政府委員(森寅孝郎君) やはりこの事業は息を長く、全国的な規模で実施できるよう進めていますが、私どもも最重点事項としてこれからも予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

○鶴岡洋君 もう一つ、米国から自由化要求のあ

る肉用牛の生産力強化のために畜産総合対策が講じられております。これらの対策を通じて高生産性農業が確立されるのか、牛肉の自由化との関連で、農水省はどんな効果をこれで見込んでいるのか、この点をお伺いしたいわけです。

いままでの畜産対策のように大規模経営、そして生産コストを下げるのこと、これは当然でございますけれども、それで借金がふえたり、それから経営不振になつたりと、こういう例もあるわけですね。こういったこと以上に、これによって構造的におか非常に効果的なものが考えられていくのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(石川弘君) いま御指摘がございま

す、集落を越えた話し合いの場所もかなり実績としてありますから。そういう意味においては約一万七千団体の育成を図っております。一集落一

いますので、ぜひ国内の生産性を高めて、極力国内外供給力を安定させたいと考えているわけでございます。

今国会に御審議をいただき、醸造法の一部改正がございますが、この中におきましても、醸農と肉用牛生産を一体といたしまして計画的に、また安定的に生産を伸ばしていくこうということを考えておりますが、いま御指摘の畜産総合対策はそれがござりますが、この中におきましても、醸農と肉用牛生産を一体といたしまして計画的に、また安定的に生産を伸ばしていくこうということを考えております。

○鶴岡洋君 次に、佐野局長にお伺いしたいんで

すけれども、きのうお帰りになつたばかりでお疲れのところ大変恐縮ですが、今回の訪問でどういう主な方とお会いになつたのか、また経過を簡単にお説明いただきたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) 今回訪問をいたしましたが、その約半分を対象にすることを念頭に置きました。この種の事業を有効に活用していきたいと考えております。

○鶴岡洋君 次に、佐野局長にお伺いしたいんで

すけれども、きのうお帰りになつたばかりでお疲れのところ大変恐縮ですが、今回の訪問でどういう主な方とお会いになつたのか、また経過を簡単にお説明いただきたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) 今回訪問をいたしましたが、その約半分を対象にすることを念頭に置きました。この種の事業を有効に活用していきたいと考えております。

月曜日に通商代表部次席のスミス大使と会談をいたしました。

今回の訪米は、特段交渉をやるということではございませんでしたが、最近のアメリカの事情をよく確かめて、日米相互間で意見の交換を行い、来るべき専門家レベルの協議に備えるということを目的としていたわけでございます。

それで、先方いろいろ話をいたしてみましたところ、一つは、首脳会談の際、中曾根総理から専門家レベルの協議という問題が提起されたにもかかわらず、その後日本側がそれをフォローアップするようなイニシアチブを今までとらなかつたということについての不満が相当蓄積をしておるということが一つのポイントでございます。それで、そういう中で米政府としても日本側との実務レベルでの協議をできるだけ早く持ちたいというふうに考えておりますが、その中で、米側としてはIQの撤廃要求をいうことにつきましては、基本的にはIQの撤廃を要求するという立場は今日に至るも維持されております。したがいまして、アメリカ側が持ち得る弾力性の幅は、IQを撤廃する時期であるとかスケジュールであるとかという範囲に限られておるわけであります。が、そうかといつて米側は、IQ撤廃の問題を議論して、そこから先、事態が全然転がつていかないということもあるのも困る。そういう意味ではホノルルの二の舞にはしたくないということをアメリカ側も考えておるようですが、そういふことを考えておるのかと、日本案を用意して、日本側から、しかばん日本側は一体どういうことを考えておるのかと、日本案を用意してきてくれないと困るというのがもう一つのポイントでございます。

それから、牛肉、柑橘の話からは若干それますが、昨年来議論をしておりました例の六品目につきまして、米側といたしましては、日本側の追加的な状況がない場合にはガットの紛争処理手続に訴えるということにせざるを得ない、それでその

時期としては今月中が限度であるということでございました。私どもとしては、現在の日米関係のよく確かめて、日米相互間で意見の交換を行い、来るべき専門家レベルの協議に備えるということを目的としていたわけでございます。

以上でございます。

○鶴岡洋君

今回、交渉ということではないんでございました。私は、牛肉、オレンジについては自ら見えて、日米がガットの場で相争うといふことが得策でないやんをいろいろ申しておったわけであります。それだけで思ひとどまるかどうかということはむずかしい事態のように見受けられました。

そこで、私どもいたしまして、六品目につけようけれども、話し合いの結果、結論として言えば二つ。一つは、牛肉、オレンジについては自由化の旗は全くおろす気配はない、局長もワシントンでこのように記者会見をなさつたと記事で見ておりますけれども。それからもう一つは、いま言つたように今月中にわが国が六品目の輸入枠のいわゆる拡大の譲歩案を示さなければ、ガットに提訴すると、こういうことがありますけれども、そこでたしかわが国が昨年十二月二十五日でしたから、米側がガット提訴を当分見合わせることにこたえて、六品目の輸入枠の拡大を決めたわけです。それにもかかわらず、この決定した効果は、

アメリカ側は何も理解を示していないよう私は考るんですけど、この点はどう理解したらいいのか、この点いかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君)

昨年、先生の御指摘のよう経過があつたことは事実でございます。

それで、その際米側は、昨年いまにもガットに提訴しかねまじき空気があつたわけですが、

が、一応それは思ひとどまつたわけであります。

ただ、その際米側は、この際一応思ひとどまるこ

とにいたしますが、日本側が現在やろうとしてお

られたわけであります。その後、本年二月、プロフ

ク通商代表が、安倍外務大臣に会われた際にも、

同様の話がございました。それで、そういう話の

延長線上として、かねて安倍外務大臣にお願いを

してあったあの話はどうなんでしょうか、前向き

のお返事がいただけないのならやつぱり手続をとることにせざるを得ないのであります。が、現在のアメリカの内部の空気でございます。

○鶴岡洋君

最後の方、わからなかつたけれども、

○政府委員(佐野宏哉君)

ガットに提訴すると言

いさえすれば何でも日本は譲歩するのであるとア

メリカに思われるような対応をするのはよろしく

ないということは、すでにその

方針が決まっておりましたので、まさかガット提

訴するといつてなぐりかかられそうな形勢のもと

でやるわけにはいかないというふうに思つております。

またが、一応それを引っ込んだのであれば既定

方針どおりやることにすべきものと判断をいたし

まして実施をしたということござります。

○鶴岡洋君

日本農業は大変厳しい状況にあると

いわゆる拡大の譲歩案を示さなければ、ガットに

提訴すると、こういうことがありますけれども、

そこでたしかわが国が昨年十二月二十五日でした

から、米側がガット提訴を当分見合わせることにこ

たえて、六品目の輸入枠の拡大を決めたわけで

す。それにもかかわらず、この決定した効果は、

アメリカ側は何も理解を示していないよう私は考るんですけど、この点はどう理解したらいいのか、この点いかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君)

昨年、先生の御指摘のよう経過があつたことは事実でございます。

それで、その際米側は、昨年いまにもガットに

提訴しかねまじき空気があつたわけですが、

が、一応それは思ひとどまつたわけであります。

ただ、その際米側は、この際一応思ひとどまるこ

とにいたしますが、日本側が現在やろうとしてお

られたわけであります。その後、本年二月、プロフ

ク通商代表が、安倍外務大臣に会われた際にも、

同様の話がございました。それで、そういう話の

延長線上として、かねて安倍外務大臣にお願いを

してあったあの話はどうなんでしょうか、前向き

対応をすることは得策でないという点は、まさに

違いますし、それから判断の基準も私は違うと思ふんです。そこで、私はわが国のこの農業事情をこれこれこういうわけで、自由化に対してもこれに、考え方の基準ももちろんアメリカとこちらは違いますし、それから判断の基準も私は違うと思ふんです。そこで、私はわが国のこの農業事情をこれこれこういうわけで、自由化に対してはこれ以上はもうできないと、堂々と言つたのが私は政府の立場ではないか。それでもなおかつガット提訴をすると言つんならば堂々と受け立つべきだと、こんなふうに思ひますけれども、日本の政府サイドの、この際ガット提訴をどう考へているのか、真正面から受け立つのかどうなのか、その辺の御決意というか、考え方はどうですか。

○政府委員(佐野宏哉君)

私どもいたしましてはホノルルの二の舞は困るということでござりますから、スケジュールか

らまず決めていくふうになりますと、どう

もホノルルの二の舞になる危険があるわけでござ

いまして、むしろ私どもとしては今度の専門家レ

ベルの協議に臨むに当たつての日本側の考え方

を、いかなるものを持っていくかということを固めるのが先であつて、それが固まればできるだけ

早くというふうに思つておりますので、ちょっと

いまいきなりスケジュールの方から御質問いただ

いても、いまのところ確たるお返事がしがたいと

いう状態であるというふうに思つております。

○鶴岡洋君

いずれにしても近いうちに再開をさ

れるんでしょうか、この再開の条件として

六品目を含めた日本の譲歩案を考えているよう

すけれども、それはどんなものなのか、わかれれば教えていただきたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) 牛肉、柑橘の専門家レベルの協議と、それから六品目についての協議というものは、いろいろ協議のやり方の都合はござりますけれども、事柄の性質として両者が一体になりますけれども、内在的必然性がある関係では必ずしもないという問題は、中曾根大臣から提起された問題でございます。ですから、それぞれ経緯も違いますし、あれでございますが、牛肉、柑橘につきましては、これは専門家レベルの協議をするという問題は、中曾根大臣から提起された問題でございまして、これは何らかの日本案を用意して協議に臨むということは、当然やらざるを得ないことであるというふうに思っておりますが、いまの段階におきまして、案の内容については全く白紙でございます。

それから、六品目のことにつきましては牛肉、柑橘と異なりまして、元来もう一遍協議をするべき機会を持つといつ約束をかつてしたことではないわけでございますから、これは従来の経過から見て、日本側が当然何らかのことをやらなければいけないという事態ではございませんが、ただ先ほど申し上げておりますように、私どもいたしましては、ガットの場で日本が争うということは好ましくないと思いまして、そのところはもう一遍研究をしてみて、やれることはあればやれることがあるということを踏まえて対応したいと申します。中身は、これはもうできなければ仕方がないことでございまして、やれることがあればというところでございますから、いまのところこれまた大

の動向を中心に取りまとめあるわけですけれども、大臣、この白書をごらんになつて日本農業

に、基本的な問題ですけれども、何を期待するのか、日本農業はどうあるべきか、また、どんな認識を持っていますのかお聞かせ願いたいんです。○国務大臣(金子岩三君) かねて申し上げておりましたおり、日本農業の今後の進め方、大変問題がたくさん山積しておりますので容易ではないと思いますが、できることをひとつ実行していくと、これが一番冒頭に書かれているわけですが、いうことは、まず財源さえあればこれは基盤整備ができます。生産性を上げることもできるわけですが、それが、できると五十八年度の農家経済の動向には明るい見通しというものがないように思われるわけです。たしか、これは五十七年のいわゆる白書ですけれども、この前の白書のときもこれまで今後やはり後継者が農業に希望を持って農村を守っていくような、いわゆる魅力のある日本農業をつくらなければならぬ、それがためにい発も非常に必要なことである、こういうこともあります。ただ、国土の狭い日本ですが、土地利用型の基盤整備をやって農業の生産性を高めるということについては、やはり農業技術の研究開拓には明るい見通しというものがないように思われるわけですが、ただいま先生の御指摘にございましたように、五十六年度から五十七年度にかけましてはなかなか悪い材料が多くございまして、農産物需給の緩和また農産物価格が弱含みに推移しました、そういうような状況で、農業所得がむしろ低迷しまして農家総所得の伸びも鈍化したと、こういいう状況でございます。

五十八年度ということになりますと、率直に申しまして非常にもう見通しはむづかしいわけでございますが、なかなかいい要因ばかりはございません。強いて申しますと、若干農業生産の面で、転作の面で少し目標面積が軽減された等のこともありまして多少生産面は上回る可能性があるのであります。そのほか若干生産資材の面では、ないかということでございますが、農産物価格の面ではまだ引き続き需給緩和基調が推移しますので、これもやはり低迷する見込みの方が強いよう思つております。そのほか若干生産資材の面では、御承知のよくな原油価格の値下げ等が多少影響しますと少し資材価格面では安定するのではないか。こういうことで、農業面になりますと五十六年度、五十七年度よりは多少いい材料があるという感じはいたしますけれども、全体的にはどうも、この白書の冒頭に「農業経済の概観」ということで一番最初に出ております。「内外経済が停滞するなかで、農産物需給は全般的に緩和基調で推移しておりますが、少雇用情勢の推移によりましては農家総所得全体

で推移しており、農産物生産者価格は低迷し、農業就業人口の減少テンポが鈍化している。また、米が連続して不作となつたこともあって、農業所得は低迷しており、農家経済は厳しい状態が続いている」と、これ一番冒頭に書かれているわけ

です。この一年間で農家の農業投資の減少傾向にあるということは、これは間違いないことでございまして、そうすると五十八年度の農家経済の動向には明るい見通しというものがないように思われるわけですが、たしか、これは五十七年のいわゆる白書ですけれども、この前の白書のときもこれと同じようなことが書かれているわけです。何か明るい見通しはありますか。○政府委員(関谷俊作君) 農家経済の見通しでござりますが、ただいま先生の御指摘にございましたように、五十六年度から五十七年度にかけましてはなかなか悪い材料が多くございまして、農産物需給の緩和また農産物価格が弱含みに推移しました、そういうような状況で、農業所得がむしろ低迷しまして農家総所得の伸びも鈍化したと、こういいう状況でございます。

五十八年度ということになりますと、率直に申しまして非常にもう見通しはむづかしいわけでございますが、なかなかいい要因ばかりはございません。強いて申しますと、若干農業生産の面で、転作の面で少し目標面積が軽減された等のことあります。そのほか若干生産資材の面では、ないかということでございますが、農産物価格の面ではまだ引き続き需給緩和基調が推移しますので、これもやはり低迷する見込みの方が強いよう思つております。そのほか若干生産資材の面では、御承知のよくな原油価格の値下げ等が多少影響しますと少し資材価格面では安定するのではないか。こういうことで、農業面になりますと五十六年度、五十七年度よりは多少いい材料があるという感じはいたしますけれども、全体的にはどうも、この白書の冒頭に「農業経済の概観」ということで一番最初に出ております。「内外経済が停滞するなかで、農産物需給は全般的に緩和基調で推移しておりますが、少雇用情勢の推移によりましては農家総所得全体

としては少し伸びる期待もあるのではないか、かうなところで、非常に見通しがむずかしいと思つております。

○鶴岡洋君 非常に厳しい状況ということです。規模拡大であるとか機械化の推進、生産性の向上、こういうことを課題として主張しておるわけですから、もちろんこうしたこととは欧米の市場開放要求に対応しなければならないと、こういふことです。農業の体質強化、その面ではぜひこうさればならないと、私もそういうように思いますが、しかし白書の中に、日本農業が抱えている耕作放棄地の増大ですか、手間省きによる経営の粗放化、これについては全然論じられていないよ。しかしながら、私は思うんですけれども、事実、生産性を考

えて放棄もし、また経営も粗放化しているところがかなりあることはこれは事実であります。これについての分析について農水省としてどんな認識を持っておられますか。○政府委員(関谷俊作君) ただいま先生のお話しお耕作放棄とか経営の粗放化、そういう状況についてでござりますが、これは実は白書の中にも何カ所かそういう要因について触れている、分析しているところがございます。たとえばそういう原因としましては、ただいまお話しもございましたが、農林業所得が低迷しておると、あるいは山村で過疎化が進んでおると、農林業の労働力も高齢化が進行する、そういうこと。これに伴いましてまた耕地利用率の低下、栽培管理の粗放化あるいは經營の単一化による土壌有機物の減少、地力の低下等、こういうような問題が生じておる関係で、若干やはり經營の粗放化なり耕作放棄地が少しひらが高まる、こういうようなことについて

は若干指摘はもちろんでおるわけでございまして、これにつきましては御承知のよくな、いま申し上げたような諸要因が絡み合つておるわけですが、これほども予算面等で御説明申し上げました、たとえば地域的な農業の集団活動を強化

する、あるいは農地の流動化による規模拡大を進める。そういうことを進めます一方で、次の水田利用再編対策等につきましてもさらに一層転作の定着化を図っていくという方向で、こういう土地の利用の効率化あるいは生産性の高い営農の確立と、こういう面にさらに一層努力をしなければいけない、かのように考えております。

○中野明君 大臣の所信に対し一点だけお尋ねをしたいと思います。これは環境庁も来てくれておられますね。

閉鎖性水域における漁場の汚染、要するにことしはまた、嫌なことなんですが赤潮の季節をまた迎えようとしております。非常に、赤潮といいうことで私たちもこれ毎回議論をしているわけですが、まず環境庁の方から赤潮の発生状況と、それから発生のメカニズムの研究がどの程度まで進んでおるのか、その辺をちょっとお答えいただきたい。

○説明員　島田直幸君　赤潮関係の調査研究について
きましては、従来からいろいろ行われておりま
す。したがいまして、そういう調査研究を総合的
に連絡調整を行うために水産庁と環境庁が共同いた
しまして赤潮問題研究会というのを設けまして、
調査研究の効率的な推進を図るべく努めておるところ
でございます。そうした一環の中で、環境庁
といたしましては幾つかの研究を行つております。
その一つの柱といたしまして、赤潮発生機構
の解明の調査を行つております。これは五十四年
度から始めておる調査でございまして、瀬戸内海
におきます既存の各種のデータを利用いたしまし
て、赤潮の発生と環境要因の解明、関係を解析する
調査を行つてきたわけであります。これによりま
して、プランクトンの種によりまして赤潮発生
の環境要因が異なることがおおむねわかつてまい
りましたので、引き続きまして五十七年度からは
さらにそれぞれの赤潮発生海域に即した発生機構
の解明の調査を始めているところでございます。
さらに、環境庁ではこのばかりモートセンシング
を利用していたしました赤潮の予察技術の開発を進め

ておりますし、また国立公害研究所におきましてはより基礎的な研究、たとえば赤潮の單一種につきまして実験室的な研究を行つてゐるというようなことでございまして、いろいろな研究を進めているところでございます。

こういう調査研究を通じまして、赤潮発生海域あるいは赤潮プランクトン種、そういうことに関する知見がふえてまいりまして、赤潮被害は最盛期に比べますと減少してきておると思います。しかししながら、赤潮発生条件は依然としてなくなつております。たとえば昨年度も瀬戸内海海域におきまして二百件前後の赤潮が発生しております。これはここ数年横ばい状態の状況にあるわけでありまして、そういう例からも見られますとおり、依然として発生の条件は存続しているわけでございます。したがいまして、今後もこういう調査研究を続けますとともに、海域の富栄養化の要因を取り除く努力が必要ではないかというふうに考えております。

○中野明君 いまのお話、毎回お尋ねしているんですが、なかなかこの赤潮の発生のメカニズムがはつきりしないのですから、結局解決ができるないということで推移をしているわけです。瀬戸内海は、特にいまお話をありましたように、播磨灘方面は私ども瀬戸内海の臨海工業地帯で工場排水というものは非常に大きな要因になつていて、理解もしておったわけです。ところが、昨年私たちが宇和海というところへ——宇和島周辺の宇和海に現地調査を行つたわけですが、あの辺はもう工場は全然ないし、人口も少ない。そういう状況の中での赤潮が大発生して、まさかと私たちも安心しておったところに赤潮が大発生して大変な被害を受けた。その後もそういう状況であるわけです。ですから、いまのお話にもありましたように、その辺をどうとらえておられるんだろうかということなんですが、それは今後の研究を大いに進めていただいて、早く発生のメカニズムがわかれれば対策も赤潮の終息に努力はできると思いまので、せっかくの御検討をお願いしたいと思いま

きょう長官も見えております。私も尋ねしたいことは、この宇和海に行きましたして、そしていろいろ現地の人にも聞いてみましたがところ、結局今まではどうちらかといいますと工場排水とか家庭排水とか、あるいは合成洗剤とか、そういうところに原因があったように思ひがちだつたんですが、漁業者自身がみずから自家汚染といいますか、みずから自分たちも海を汚してゐるんだと、そして赤潮発生の一つの要因にもなつてゐるんだということに非常に強い自觉が出てまいりました。そして、いわゆる養殖のハマチの登録制というものを進んで初めて踏み切つたということで、それが非常に私関心があつたものですから、あわせて現地調査を行つてきましたけれども、自分たちで油をたいて一生懸命海の掃除はやつたと。なるほど行ってみますと非常にきれいで、海はですね。上に何も浮いてません。ところが、幾ら表面だけ掃除をしてもだめだということがわかつて、現在は合成洗剤の排放にまで、市民運動にまでなつてゐわけですが、私が一番思ひますのは、こういうふうに特にこれは実際に養殖をしている主人公じゃなしに、家庭における奥さんそれから息子さん、これから漁業を跡継いでいくかと、こういう人たちはが自主規制的に、登録制に踏み切つたということ。実際に営業主としてやっている御主人の方はどちらかというと消極的だったんですね。ところが、このままでいつたら海が死んでしまつてもうどうしようもない、長く子孫にりっぱな漁場を残さなきやならぬということで、いままではどちらかというと消極的な立場におられた後継者、それから家庭の奥さん、こちらが立ち上がつたというの私が非常に心強いものを感じたわけです。ところが、その人たちが一生懸命努力をしてももう限界があると、えさも冷凍のままでやるようなね。いままでは解凍しておつたのを、その污水が流れたので冷凍のままでやるよう工夫をしたりいろいろしてゐんですけれども、結局自分たちの努力では限界があるので、ここから先はやっぱり行

政の援助が欲しいと、下のヘドロの除去等に沿岸漁場の保全事業というんですか、これがはあるようですが、ぜひこういう空気が、向こうが後継者初め家庭の奥さん連中が立ち上がって、そして海をきれいにしなきゃならぬという、こういう意欲が出てきたというこの一つのタイミング、このとき行政がそれに対してこたえてやるという、そういう姿が出てくれれば非常に私効果が上がってくるんじゃないのか。それには一つか二つかどつか地域を指定して、モデル的に、重点的に一遍このヘドロをとつてみて、赤潮がそれからなくなるとか、何とかそういう形が出てくるようなそういう努力も私必要じやないかと思うんですが、どうも予算を見てますとね、大臣は水産のことは専門家でいらっしゃいますが、予算を見てみると、そういう漁場を守るというんですか、大臣の所信にもありますように、漁場の保全開発、保全をするといふ、そして職場を守るという上で非常に予算が消極的なような気がして、もう前年対比で、まだこりますよう、そういう時節ですからわからぬことはありませんけれども、そういうところに力を入れて、この三百海里時代で、もう魚だってどんどん締め出されてくるようなときに、やはり生産の場を守っていくというところに力を入れると私は漁民の人たちも喜んでやるんじやないか、そういう気がするんですが、その辺ひとつ水産府長官、このいまの登録制の問題をどう評価されているかということと、それからその人たちの要請はどう行政として考えてやらうとしておるのか、この二点。

○政府委員(松浦昭君)　ただいま先生御指摘になりました宇和海につきまして、私も遊子に行つてまいりました。現地の事情もいろいろ伺つてきましたところでございます。特にあの海域につきましては下水道の問題とか、合成洗剤の問題等もございますが、やはり基本的には自家汚染の問題ということを深刻に考えなければならない地域じゃないかというふうに考えます。特にこの地域の方々が立ち上がりられまして、愛媛県でハマチ養殖関係団体がハマチ養殖生けの登録制ということを実

施するということで、過密養殖対策ということで打ち出されたことは私も非常に高く評価をしていました。このように漁業者みずからによる過密養殖の防止の動きということが動き出したことは今後とも非常にこのハマチ養殖等の養殖関係の発展に大きな貢献をするというふうに考えておりまして、このようなことを最も助長していきたいというふうに考えます。

そこで、このような過密養殖の防止対策につきましては、御案内のように五十三年にハマチ養殖に関する指導方針というのを決めておりまして、維持すべき漁場の水質基準あるいは地域の実情に応じた収容密度、これが非常に重要でございます。特にカキの収容密度は自安として一立方メートル当たり七キログラムということでわが方指示をいたしておりますし、また県による漁場診断といつたようなことを行いまして、かなりこの養殖業者が過密な養殖をしないよう指導しているところでございますが、それだけではなくてこのよう字和海の地域においてもやはりすでに底質が汚染しちゃっているということが非常に大きな問題だらうというふうに考えます。

そこで、私どもとしましてはいろいろな助成事業を持っておりまして、一つはいわゆる新沿構でやつておりますところの漁場のしゅんせつ、海水の交流の改善というような事業もござります。そ

れから地域栽培養殖推進施設整備パイロット事業ということとしゅんせつ、覆砂——砂を二十センチほど海底にまいてヘドロを押さえるということ

でございます。それから粘土の散布あるいは、いわゆるモイストペレットと言われている非常に効率のいい、下に余り沈降しない間に魚がえさを食べててくれるというようなことについて助成事業を行つておりますし、あるいは沿岸等の漁場の造成の事業の中にもこういう事業を入れてやっておるわけでございます。字和海につきましては県の方とも十分に相談をいたしまして、これらの事業を活用いたしまして当該地域においてどのようにすればパイロット的な事業として海底の土質が改

善されるかということをお示しして、そこでさらにはこのような自家汚染と申しますか、ハマチによる養殖業者みずから手で土質をきれいにし、海をきれいにしていくという方向を助長したいといふうに考えておる次第でございます。

○中野明君 いまのお答え理解できますが、この

海を見ますと非常にきれいなんですがね、ところ

が、実際現場へ行って下のヘドロをはかつてみま

すと多いところはやっぱり一メートルぐらいあり

ますね。ですから下の方の海藻なんかも全然だめ

と、貝類もだめと、こういうようなことでその辺

がこれきちんととしてあげないとどうしようも

んじやないかということがありますので、大臣ひとつこ

べきだと思います、それは確かに財政の厳しいと

きでしようけれども、やはり重點的にお金は使っていく

ういうところへやはり重点的にお金は使っていく

べきだと思います、それが確かに財政の厳しいと

思ひますので、その辺、今後の予算の点につい

て大臣の方のお考えをお聞きして終わらたいと思

います。

○國務大臣(金子岩三君) 大変適切な御指摘をいたしました。いろいろ漁業を守るために、ある

いは資源を保護するために、あるいは資源を増殖

するためいろいろな面で予算をとつておりますけ

れども、いま中野先生が御指摘になつたような点

は少し水産庁の方でおろそかになつておる、私も

このように考えております。ひとつ来年度予算か

ら適当な予算をぜひ組んでいきたいと思います。

○下田京子君 最初に日米農産物交渉問題でお尋

ねします。

局長はさう帰ってきて早々本当に大変ですけ

れども、現地記者会見なされた際に、今回はアメ

リカの農務省リン副長官並びにUSTRスマス次

席代表と会談されたと。今回は具体的に段取りに

ついての意見交換を行つたんで交渉は行つてない

ということで、記者会見のその様子によります

と、双方で確認されていると思う向きは、第一番

目にとにかく早く事態を動かさなければならぬ

と言いつつIQ撤廃という米側の考え方は変わつ

てない、他方、米側も日本側がIQ撤廃にこだえ

ることはできないという事情はわかってきて

るよう思ふと、しかし、なおかつ昨年のホノルル

の二の舞は困ると、こういうふうになつております。

して、日本側から何らかの具体的提案が必要と考

えている、こうお述べになつておるわけですが、

ということは、そのアメリカの意図というものは

まだほどの御説明申し上げておるところでござい

ます。それで、そういうふうに考えておるかと

いふうに思ふと、そういうふうに思つておるこ

とに、そういうふうに思つておるところです。

○下田京子君 アメリカのその要求はわかりまし

た。しかし、それを受けて対応していく措置とい

うことになれば、枠を撤廃せよということとを米側

は譲つていなければ、一定の何らかのことを踏

まえてこれから関係各方面と御相談をして対処方

針を固めていきたいというふうに思つておるこ

とでございます。

○下田京子君 アメリカのその要求はわかりまし

た。しかし、それを受けて対応していく措置とい

うことになれば、枠を撤廃せよということとを米側

は譲つていなければ、一定の何らかのことを踏

まえてこれから関係各方面と御相談をして対処方

針を固めていきたいというふうに思つておるこ

とでございます。

○政府委員(佐野宏哉君) そこはいまの段階で、

まだ全然相談も始めておりませんので、私から予

断めいたことを申し上げにくい状況なんですが

ます。が、何と申しますか、日本側としてももう一

度ホノルルと同じことをやるということでは困る

などという感じは持つておるわけです。持つておる

わけですが、そうかといって、先方の考えておる

とおぼしきことにびたり合うようにやれるかど

うかということもよくわからないわけでありまし

て、そこ辺はちょっといまの段階で所見を述

べてみよとおっしゃられました、ちょっとそこ

は、本當の話、まだ相談が進んでおりませんの

で……。

○下田京子君 大臣、そこで、新聞報道によりま

すと、各紙が書いているんですが、いまのその局

長の報告を受けまして、牛肉、オレンジの市場開

放問題について、今後の対応として、具体的には

米側が協議再開後すぐ決裂するような事態は避けたいという態度で、一定、牛肉、オレンジの輸入自由化には応じられないものの、枠拡大という点で日本案を擱かれていく必要があるんじゃないか、こう見ているというお話を報道されているんです。大臣はその辺はどういうふうにお受けとめなんですか、お考へなんですか。

○國務大臣(金子岩三君) 佐野經濟局長がいろいろ説明をされておりますが、私も余りその説明がよくわからないわけですよね。それで、私の報告もそういう余りわからない報告を聞いているわけです。

○國務大臣(金子岩三君) 佐野經濟局長は苦しい話を聞いて帰つておると、そして私どもに言いくらいで、言いくることを言おうとするからわからないようなことを言いおる、こういふうに私は考えておるわけですね。ただ、私が記者会見をしておるわけでもありませんけれども、局長の帰りましてからの記者団に、クラブに報告したその記事が各紙にいろいろなニュースで出ています。私もそれを見まして、私は直ちにこれをどのようにしようということでは、昨夜十分ぐらい話を受けただけで決めていないんですよ。ただ、かつてのハワイにおける会談みたいに決裂して、物別れするようなことは本当はやってはいけないだろうということで、それがたまにはやはりある程度実のある話を今度出かけるときは持つていかなければならんじやないが、それがためにはやはり国民、いわゆる農業団体皆さん方の御意見なりお気持ちも十分そんたくして一つのめどを立てなければいけないのではないか、このように考えております。

ただ私は、たてまえは依然として、自由化はもうもちろんですけれども、枠の拡大も、いまのところ日本はそんなに輸入しなければ牛肉でもオレンジでも足りなくて困つておるわけじゃないんですから、枠の拡大さえ私はやるべきではない。そういうことをするとやはり日本の農家は困るということになつて、私の考へ方は一つも変わっていな

い。これを一応貰いておるわけでございます。しかし、関係者の御意見がどのように出てまいりますか、やはり皆さん方の意見をひとつ聞いて対処で日本案を擱かれていく必要があるんじゃないか、こう見ているというお話を報道されているんです。大臣はその辺はどういうふうにお受けとめなんですか、お考へなんですか。

○下田京子君 大臣の発言も微妙なんですよね。

ただわかつたことは、基本的に、牛肉、オレンジの自由化はもちろん、枠の拡大も応じる必要がないという、大臣の言葉で言えばそういうたてまえですが、じゃあたてまえなら本音がどこな

のかと逆になるわけですが、まあ言葉じりはいいとしても、しかし今度具体的に再開してワシントンで協議しようという、その中身については、ホノルルの二の舞を踏みたくない、こういうことになれば、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれは始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。○下田京子君 それから六品目の問題なんです。これが現地での報告によりますと、この六品目については、現在、特にUSTRの中で、進展がないならガットの提訴をするよと。で、われわれから種々反論したけれども、恐らく米側はそれについてとどまるという事態でもないんで、四月中旬に何らかの進展がなければガット提訴に踏み切つてくるんじゃない。したがつて、牛肉、柑橘とあわせて対話の場をつくる必要がある。こういうふうに記者会見をなされているわけですが、さつまき他の委員の質問に対しても御答弁だと、ややこ

うふうに思つております。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。○下田京子君 それから六品目の問題なんです。これが現地での報告によりますと、この六品目についてとどまるという事態でもないといふことの方が、牛肉、柑橘の話を進めていくために望ましいのではないかといふに私は思つておりますので、何か追加的にやれることがないか検討はしてみたいという気はいたしております。それからもう一つ、そういう検討の結果がどうであれ、ガットの紛争処理手続に訴えるということを思いとどませるという説得はさらに引き続いて行うことが望ましいというふうに思つてますから、そういう意味で対話の機会を持ちたいとうふうに思つております。

ただ、先生御指摘のように、私どもといたしまして、ガットと言えすれば日本が譲歩するというふうにアメリカに思われるとは、これは交渉上決して望ましいことではございませんの

で、そこら辺のところは十分気をつけて対処をし

ていんだということになつて、昨年十二月もガット

に提訴するということでもって六品目の枠の拡大やつた。しかも、今までと違いまして、最低枠保証方式ということで、本来は国内で不足するものを輸入するんだ、こう言つたのに、今度は考へとしてまず輸入が先であつて、それでもつてから国内の数量を決める、こういうことに考へ方として改めてきて、大変譲歩されているわけですが、それさらにまた譲歩してこの牛肉、オレンジの自由化はもちろん、枠の拡大も応じる必要がないという、大臣の言葉で言えばそういうたてまえですが、じゃあたてまえなら本音がどこな

のかと逆になるわけですが、まあ言葉じりはいいとしても、しかし今度具体的に再開してワシントンで協議しようという、その中身については、ホノルルの二の舞を踏みたくない、こういうことになれば、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれは始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 それから六品目の問題なんです。これが現地での報告によりますと、この六品目についてとどまるという事態でもないといふことの方が、牛肉、柑橘の話を進めていくため

に望ましいのではないかといふに私は思つておりますので、何か追加的にやれることがないか検討はしてみたいという気はいたしております。それからもう一つ、そういう検討の結果がどうであれ、ガットの紛争処理手続に訴えるということを思いとどませるという説得はさらに引き

続いて行うことが望ましいというふうに思つてますから、そういう意味で対話の機会を持ちたい

といふふうに思つております。

ただ、先生御指摘のように、私どもといたしまして、ガットと言えすれば日本が譲歩する

というふうにアメリカに思われるとは、これは交渉上決して望ましいことではございませんの

で、そこら辺のところは十分気をつけて対処をし

ていんだといふふうに思つております。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

だそうですが、とにかくいまの経過を聞きますと、大臣は四月四日の日にわが党の立木議員が参議院の

予算委員会の際にいまの牛肉、オレンジ等問題で質問し、自由化の枠拡大も応じられない、こ

ういうことで述べられていたわけですが、同時に

それが、一定譲歩をせざるを得ない、こういうことになるわけで、とすれば、一定の枠の拡大等々について農業団体や自民党やその他政府部内で検討はこれ

は始めなければならないだろう、こういふことに理解してよろしいですね。イエスかノーかだけ。

○國務大臣(金子岩三君) 答えが要るんですか。——大体そういう考え方で私はおるわけです。

○下田京子君 時間がなくなつてしまして残念な

しても、五十七年産米の持ち越しは十万トンになるということでありまして……

○下田京子君 数字だけ聞いているんです。九十万吨のはずですよ。

もう一つ、数字を聞きますけれども、じゃ、実際には五十七年の際の数字、在庫量は、五十七年の十月の在庫量は幾らだったんでしょうか。それと、今回のやつが四十万トンとなっていますけれども、実際に計画はどうだったんでしょうか。

○政府委員(渡邊五郎君) 失礼しました。昨年の基本計画の際には九十万トンの持ち越しを予定いたしましたが、昨年、実績の前年産の在庫量は四十万トンになったわけでございます。

○下田京子君 いまのお話から見まして、一つは、昨年三月に立てた基本計画によれば、ことし十月の持ち越し量というか、在庫量はどうぞ見たわけでしょう。ところが、実際には、今度の数字によれば十万トンしかない。だから八十万トンの差がここで出ていますね。それにもう一つ、五十七年、昨年の十月時点での在庫量はどうだったかというと、昨年三月に立てた計画では六十万トンと立てたものが、実際には四十万トンしか持たれなかったわけですね。そうしますと二十万トンの差が出てくるわけですよ、わずか半年の間に。こういう事態で、過去の状況を見てみると、大治害があつた五十五年、これは生産数量が計画に対して百四十万トン減収になつておりますね。五十六年、五十七年の場合には約五十万トンから減つておりますね。そういうことになりますと、需給計画を立てる際にわざが、不作に対する備えも当然しなくてはなりませんが、もう一つ、過剰という事態もこれまでで二回も経験いたし、かつ、過剰米の処理に膨大な経費もかけてきている。要するに、過不足なくやあるいは七、八十万トンの持ち越し量というものを考へるべきじゃないか、こう思うわけであります。

○政府委員(渡邊五郎君) 御質問まことに、十万トン 자체は、これまでの在庫の持ち越しとしては異例なく低いことは事実でございます。したがいまして、五十八年産米につきましては生産調

整の緩和をいたしまして、翌年への持ち越しを五、六十万トンに復元する備蓄の積み増しをする、このように取り計らつたわけでございます。

○委員長(下条進一郎君) 下田君、もう時間が来ております。

○下田京子君 そうですね。

最後に一点聞きますけれども、時間がない関係もありますけれども、長官は私の質問していることをわかるはずですよ。

で、いまのようなお話ですが、実際に五十九年になつてどうなのかということはことしの出来秋の状況を見ないとわかりませんでしよう。計画を見るところで五十万トンから六十万トンぐらいの持ち越しができると見ていくわけですが、実際にことしの出来秋で足りなくなつちゃつたらどうするのかということになるわけでしょう。そうしたら来年大幅に減反を緩和するか、何とか措置をしなかつたらやつていけなくなるんじゃないでしょうか。そういう危ないことをやめて、きちんと計画を立てるべきじゃないか。当面は、ことしの状況がわからないんだから、昨年とことしの計画自体を比べたって狂っているんだから、だから大いに米つくらせなさいよ、こういうお話をなんですか。

○政府委員(渡邊五郎君) 現在、食管制度の運用につきましては、安定的供給ということは当然でございます。また、そのために御心配をかけないようになりますと、そのために御心配をかけないようになります。また、そのために御心配をかけないようになりますと、この四月中にも第一回の専門家協議、どうしてもこれはやらなければなりませんが、もういいんだと、お互いのためでございます。これがいんじんだと、お互いのためでございます。

○伊藤都男君 そこで、先ほども御答弁がございましたけれども、再開というのは早ければ早い方がいいんだと、お互いのためでございます。

○政府委員(佐野宏哉君) これは日米双方とも思つておる点については、先生御指摘のとおりでござります。

○伊藤都男君 そこで、先ほども御答弁がございましたけれども、再開というのは早ければ早い方がいいんだと、お互いのためでございます。

○伊藤都男君 これはいすれにしても、四月中に再開となるのが五月になるのかわかりませんが、早期に再開と、これはまあ既定の路線として私ども大体そういうのではないかとわかるんですが、この専門家協議で例の六品目の問題もあわせて話し合ふんだと、合われるだらうと、合わぬまゝならだらうと、こう言われているんですけど、その点はどうでしょうか。

○伊藤都男君 これはいすれにしても、四月中に再開となるのが五月になるのかわかりませんが、早期に再開と、これはまあ既定の路線として私ども大体そういうのではないかとわかるんですが、この専門家協議で例の六品目の問題もあわせて話し合ふんだと、合われるだらうと、合わぬまゝならだらうと、こう言われているんですけど、その点はどうでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) 牛肉、柑橘の交渉時期は、いまのところ予測が立てがたいわけでございませんが、一方米側といいたしましては、六品目について現在のところガットの紛争処理手続によるべしという意見の方針へ傾いておりますので、それを何とか断念させるための対話の機会は持ちたいというふうに思つて、牛肉、柑橘の協議の時期にもよりますが、牛肉、柑橘の協議ということで日本相手にあれば、その機会に同時に六品目についてもガットの提訴ということを思いと

どまつてもらうための対話をする機会としても利用したいというふうには思つております。

○伊藤都男君 先ほどの御答弁を聞いておりまして、局長はやっぱりやれることがあれば、まあどういうもののがいいかわかりませんが、やれることがあればやりたいという意味は、日本側のこの交渉に当たつての何らかの譲歩案と、いうんですか、そういうものがあればそれを探つて、できた段階で、そこで歩き留んで、くふくふと、こう言つうんで

は昨年来ずいぶん長い間断続的に議論を続けてきました問題でございまして、日本側でさらに何かしてやれることはないと検討してみてそれを持つていけばアメリカ側が当然ガットの紛争処理手続に訴えることを思いとどまってくれるに違いないと、いうふうに思えるかどうかということになりますと、私はそれほど確信は持てないわけでござります。ただ、ガットの紛争処理手続に訴えるということを回避するために、もう一遍何かやれるることはないか検討はしてみたい。それで、それを踏まえて紛争処理手続に訴えることを思いとどまるとうに引き続き説得をしてみたいといふにははつきりますが、成否につきましてはいまの段階ではちょっと何とも申し上げにくいわけでござります。

○伊藤郁男君 それでは次の問題に移らしていただきますが、大臣、これはもうどこでも言われてゐるわけですが、それでも、日本の食糧政策、昨今の米不足云々の問題も含めまして、やっぱりこの食糧政策を大胆に見直す時期ではないか、こういったことが言われているわけでございます。いまア

リカは大変な在庫を抱えて大豊作ということなんですが、しかし三分の一大減反をことしはやる

と、これが決まったようであります。そして将来アメリカの、あの世界の穀倉の宝庫と言われているアメリカも必ずしも将来にわたっていまのようないくつかの問題が現れるに違ひありません。たゞその問題がいつ現れるかは、誰にも予測がつかないところです。

みますと、世界の人口が二〇〇〇年になればいま
の五割もふえる。しかも、ふえる地域はアジアと
かそういう発展途上国、これが大部分。そうする
と人口が六十三億人にも上る。それに反して耕地
面積はそんなにふえないということになると、い
ま世界で四億が五億人の人が飢餓線上にあると言
われているんですが、これが十三億人にもなつて
くると、こういうような大変な世界的に見ますと
食糧危機というものが予測をされるわけです。そ

そこで、この際、わが国としてもそういうような状況もよくにらみながら、各界の有識者を集め、人口動態あるいは食糧の今後の需給見通し、あるいは食糧生産の技術水準などをどのように高めるかと、こういうようなもちろんの問題を総合的に勘案して、長期展望をわが国としてもつくると、こういう意味で、各界の有識者を集めたそのようなものをつくっていくおつもりがあるのかどうか。私は、この際必要ではないかと思っているんですけど、この点について大臣の御見解を伺いたいと存ります。

○國務大臣（金子岩三君） 大変意義のある御指摘をいただきました。検討いたします。

○伊藤都男君 そこで、先ほども触れましたが、

アメリカ側は膨大な食糧過剰、八億ドルの保管料を支出しなきゃならぬということで追い込まれているのですね。そういうことで、三分の一の大減反ということと踏み切ってきたわけですが、こういうような状況、先ほど私が申し上げました世界的な食糧危機といふものが予測をされるという状況を考えてみますと、やっぱりこの際日本における

るそういうような専門家による研究と同時に、この際アメリカに対して世界的な食糧備蓄機構とい

うものを日本側から提起するおつもりはないかと、こういうことをお聞きしたいわけですね。全世界的な食糧の備蓄機構というものができ上がりれば、アメリカもいまのような今日の負担を軽減できるだろうし、わが国にとっても、アメリカにとつても、いまの日米の摩擦状況というものもそういうことによって解消できるんじゃないかなと、私は

どもはこう思つておるんですが、そういうよくな
世界的な食糧の備蓄機構というものを日本側から
この際アメリカに提起してみたらどうだろうか
と、こう思つてゐるんですけど、その点はどうで
しょう。

ましたキッシンジャーが、例のキッシンジャー提案というので、国際備蓄六千万トンという非常に雄大な構想を提起したことがございます。ですか
ら、ただいま先生御指摘のようなアイデアについては、アメリカ自身がかつてそういうアイデアの言い出しちゃべであつた時期があるわけでございま
すが、ただ、これ実際世界食糧理事会などで実験的
家同士が集まつて検討を始めますと、それじゃそ
の備蓄の数量を全体でどれぐらいにして、各國の
提出分担はどういうふうにやつて、どういうとき
に放出をしていくか、こういう話になると、なか
なか関係各國の利害がいろいろ食い違うところが
大きいもので、結局合意に至らずに今日に至つて
おるわけでござります。

その間に、当時と穀物の需給関係なども大きくなっています。つまりまして、アメリカの財政事情もございまして、アメリカ自体が、キッシンジャーが元気を出してそういう提案をしたところと比べますと、この種の構想についてのアメリカ政府自体の考え方もずいぶん変わってきておるものでござりますから、そう右から左へうまくいかかどうかと

いうふうには思いにくいところがございますが、
ただ、世界的に見た穀物の需給関係を、そういう

多国間のマシンナリーを使ってもう少し安定的なものを持っていくということは、基本的には十分考えてみるべきアプローチであると思いますので、いきなり大きな声でわっと言い出すかどうかということについては、ちょっとと考えさせていただかなければいけませんが、それなりにひとつ工夫はしてみたいというふうに思っております。

方における当委員会において議論はされておるようですが、それで、発展途上国に対する食糧援助と、こういう意味からもわが国の食糧の備蓄体制といふものを、国会決議二百万トンというふうなこともあるようですが、それはいまのこところは棚上げになつていいという状況ですが、やっぱりそういうわが国の備蓄体制といふことをこの時点で真剣に考えておく必要があるのではないか

と、私はこう思つておるわけです。
大臣は、もうスイスだとか西ド・イツだとかスウェーデンだとか、そういう各国の備蓄の状況といふものは十分御承知だと思いますから、やはりわれが国としても最低二百万トン、こういうものの備蓄体制というものをつくっていく必要があるのでないか。議論の中では、倉庫料がどうのこうのいう、その財政的な問題がしばしば問題になりますが、しかし、この財政問題も、考えてみると、いまの転作に使つている資金もかなりあるわけですから、備蓄体制をとれば転作に回す部分を少なくすることもできるわけですからね、そういう意味で、二百万トンの備蓄体制というものを本当に真剣にいま考える時期ではないかと私は考

○國務大臣(金子岩三君) いろいろ大変有意義な御提言をいただきまして、よく検討いたしました。

○委員長(下条進一郎君) 本件に対する本日の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

す。

午後一時七分休憩

○委員長(下条進一郎君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案を講質疑のある方は順次御発言願います。

本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○川村清一君 水産業協同組合法、略称水協法の改正案の審議に当たりまして、若干質問を申し上げたいと思います。

まず、第一点お尋ねしたいことは、水協法の主要な改正は過去九回行われております。最も新しい改正は、昭和四十八年にこの法律の一部を改正しております。ですから、今回は実に十年ぶりの改正でございます。

そこで、長官はよく御存じのように、この十年間の日本の漁業の状態といふものは全く一変してしまいました。つまり、昭和五十二年に二百海里的時代を迎えて、これは沿岸漁業、沖合い漁業、遠洋漁業とも大変な打撃を受けて、日本の漁業生産といふものはずっと落ちてしまつた。さて加えて、昭和四十八年ですか、第一次の石油ショック、五十三年の第二次のショック、こういったようなことで漁業用燃料油といふものは価格が高騰いたしましたし、それに対してもまた魚価が低迷しておるというようなことで、大変な状態になつてきています。こういう状態の中で十年ぶりでこの水協法の改正を行うわけでありますから、これは相当の改正をしてしかるべきではないかと私は思つてあります。提案されている内容を見ますと大したことはないわけであります。

それで、十年ぶりで改正案を提案されまして、これはわが国の漁政上、一体どういう影響があるのか、漁業振興の上においてどのような影響があ

るのか、その点をどうお考えになつてこういいうような改正をされたのか、ますその点をお聞かせいただきたいんです。

○政府委員(松浦昭君) 水協法は、先生御指摘のとおり、十年ぶりの改正でございまして、その間におきまして漁業をめぐる諸情勢が、おっしゃられますとおり、二百海里体制の定着化、あるいは水産物需要の停滞、あるいは燃油価格の高騰といったようなことで、非常に大きく変化していることは事実でございます。そしてまた、そのような大きな変化に伴いまして、漁業経営の不振の問題が生じておるということでございます。

このように漁業経営といふものが不振の状態になりますれば、当然これを母体にいたしておりましたところの漁協につきましても非常にその経営が苦しくなつてきているというところもあるわけでありますし、また他面、信用事業等につきましては、これまで金融機関相互の競争が激化するという新たな現象もございまして、漁業以外の分野におきましても漁協の対応を迫られているということがあるわけでございます。

農林水産省といたしましては、基本的に、漁業の再編を図るために諸般の政策を展開いたしております。時代を迎えて、これは沿岸漁業、沖合い漁業、遠洋漁業とも大変な打撃を受けて、日本の漁業生産といふものはずっと落ちてしまつた。さて加えて、昭和四十八年ですか、第一次の石油ショック、五十三年の第二次のショック、こういったようなことで漁業用燃料油といふものは価格が高騰いたしましたし、それに対してもまた魚価が低迷しておるというようなことで、大変な状態になつてきています。こういう状態の中で十年ぶりでこの水協法の改正を行うわけでありますから、これは相当の改正をしてしかるべきではないかと私は思つてあります。提案されている内容を見ますと大したことはないわけであります。

その内容は、御案内のとおり、まず第一は、水産業協同組合の機能の拡充強化といふ点から、系統組織によつて共済事業の発展を図る、このような組織的な共済事業の推進によってその基礎を整備していく、強化していくということです。ありますし、また内国為替取引に係る員外利用の制限を緩和して、信用事業に対応する体制を整えていきたい、さらにはその基盤強化を図るための何よりも重要なことは、やはり経営の体質を健全化するための監査事業といふものが非常に重要

であるというふうに考えて、今回の法律案の三本の骨子ということで御提案を申し上げた次第でございます。

確かに漁業協同組合の制度そのものは、ある意味では漁業制度といふものの骨格をなす組織法でございますので、さような面では、ただいま先生御指摘のように、抜本的な改正ではないんじゃなかつたふうに仰せられるわけでございますが、私どもいたしましては、当面どうしてもなさきやならない重要な事項につきまして今回の法律案の形で御提案を申し上げたというつもりでございます。

○川村清一君 後の方の、こういう点の改正を図つたと説明されましたことは提案理由の説明の中にちゃんとあるので、それはまあこちが承知しております。

私の言いたいことは、言うまでもなく水協法は、漁業法とともにいわゆるわが国漁業の基本法なんですね。これ。したがつて、漁業法とともに現在の漁業の実態の中から将来どうあるべきであるかといったようないわゆる根本問題、水協法制いたしまして健全な発達を図るために、幾つかの当面なし得る改正といふものをやついていく協同組合につきまして、やはりこの機能を拡充いたしますして健全な発達を図るために、漁業の再編を図るために諸般の政策を展開いたしております。時代を迎えて、これは沿岸漁業、沖合い漁業、遠洋漁業とも大変な打撃を受けて、日本の漁業生産といふものはずっと落ちてしまつた。さて加えて、昭和四十八年ですか、第一次の石油ショック、五十三年の第二次のショック、こういったようなことで漁業用燃料油といふものは価格が高騰いたしましたし、それに対してもまた魚価が低迷しておるというようなことで、大変な状態になつてきています。こういう状態の中で十年ぶりでこの水協法の改正を行うわけでありますから、これは相当の改正をしてしかるべきではないかと私は思つてあります。提案されている内容を見ますと大したことはないわけであります。

その内容は、御案内のとおり、まず第一は、水産業協同組合の機能の拡充強化といふ点から、系統組織によつて共済事業の発展を図る、このようないくつかの組織的な共済事業の推進によってその基礎を整備していく、強化していくということです。ありますし、また内国為替取引に係る員外利用の制限を緩和して、信用事業に対応する体制を整えていきたい、さらにはその基盤強化を図るための何よりも重要なことは、やはり経営の体質を健全化するための監査事業といふものが非常に重要

な目玉としてこれ出されたのか。何か勘ぐれば非常に何といいますか、一つの水産庁のこういうことをやつたんだということを誇示する、やつたけれども予算には何にも影響ない、関係ないと。それがどうかですか。

○政府委員(松浦昭君) ただいまも御答弁申し上げましたように、先生おっしゃいますように、水協法、漁業法といったような法律は、水産に関する制度的な骨格をなす法律であることはそのとおりでございます。特に大きな漁業情勢の変化に伴いまして、こういった問題について検討しながらぬとおっしゃることは私もよく理解をしますけれども、一方におきまして漁協の制度といつては、やはり農協と同様に経済団体という性格も持つておりますけれども、一方におきまして漁協の制度といふものは、やはり漁業権の管理という面におきまして非常に特色を持った団体であるわけでございます。したがいまして、もしもそのようなら話はわかるけれども、根本問題には全く触るわけでございませんけれども、この際、水産業の協同組合につきまして、やはりこの機能を拡充いたしますして健全な発達を図るために、漁業の再編を図るために諸般の政策を展開いたしております。時代を迎えて、これは沿岸漁業、沖合い漁業、遠洋漁業とも大変な打撃を受けて、日本の漁業生産といふものはずっと落ちてしまつた。さて加えて、昭和四十八年ですか、第一次の石油ショック、五十三年の第二次のショック、こういったようなことで漁業用燃料油といふものは価格が高騰いたしましたし、それに対してもまた魚価が低迷しておるというようなことで、大変な状態になつてきています。こういう状態の中で十年ぶりでこの水協法の改正を行うわけでありますから、これは相当の改正をしてしかるべきではないかと私は思つてあります。提案されている内容を見ますと大したことはないわけであります。

その内容は、御案内のとおり、まず第一は、水産業協同組合の機能の拡充強化といふ点から、系統組織によつて共済事業の発展を図る、このようないくつかの組織的な共済事業の推進によってその基礎を整備していく、強化していくということです。ありますし、また内国為替取引に係る員外利用の制限を緩和して、信用事業に対応する体制を整えていきたい、さらにはその基盤強化を図るための何よりも重要なことは、やはり経営の体質を健全化するための監査事業といふものが非常に重要

ら検討させていただきたいと思う次第でござります。決してそのような宣伝といったようなつもりでこれを出したわけではありません。

○川村清一君 まあ、行政当局の立場から言えばなかなか早急にできないということをおっしゃるわけですが、しかしわゆる漁業法そのものを根本的に見直すべきであるということは、私どもは昭和五十二年以來これを言い続いているわけです。五十二年にいわゆる二百海里暫定措置法ができたときに、私は鈴木農林大臣と一緒にまだ農水になりませんでしたが、農林大臣とすいぶん議論をいたしました。とにかくもう漁業の状況というものが全く変わったんだから、今までのよほな資源略奪的な漁業から資源を管理していくわゆる資源管理型の漁業に転換しなければならないんだと、そのためには漁業制度そのものを根本的に変えなければいけないのではないかと、たとえば定置漁業権、許可漁業権、そういう問題から自由漁業の問題、そういうものを全部ひっくり返さなければいけないのではないかと、それとの関連したものとして水協法、こういうものの基本的な見直しが必要ではないかと。かつて昔に返れば、旧漁業法によつて与えたところのいろんな漁業権というものを、戦後昭和二十四年に新しい現行のこの漁業法ができたときに、全部一応保障し、政府はこれを買上げた。それでやつてきたけれども、この昭和五十二年を境にして二百海里時代に入つて、やはり日本列島の周り二百海里の海を自分の海としてこの中で漁業をやっていくという形に、すなわち管理型漁業に転換しなければならないのではないかということをやるべきだということを主張しました。しかしそれはなかなか一遍にできないこともこれは承知している、いまの財政状態の中でききないことは重々こつちもわかつているけれども、やはりそういう観点に立つてやるべきでない

かということを申し上げている。ですからこの問題、私が言うだけでなく長官御存じのように、たとえば北海道の指導連あるいは鹿児島の漁連あたりから漁業法の根本的な制度見直しを水協法も含めてしてほしいと、こういう提言がなされていると思ふんです。が、長官御存じですか。

○政府委員(松浦昭君) 北海道漁連その他から漁業法あるいは水協法の改正の御要望があることは承知をいたしております。特に水協法の問題につきましては、たとえば組合員資格、これを新しい規定をしていったらいいかといったようなことについても御意見が出てるということは私も承知いたしているところであります。

○川村清一君 大臣にお尋ねします。

大臣は漁業の専門家ですから百も承知のことだと思いますが、いわゆる日本の現在の漁業といふものは、昔の觀念ではとてもやつていけない。まあ五十二年前は日本は遠洋漁業というわけでどんどん世界の海へ發展していった。私が昭和四十年に參議院に来たときの日本全体の生産量というものは七百万トンぐらいしかなかつたんですよ。それがもう十年たつたら一千万トンを超えるようになつた。それではその差の三百万トンといふのはどこでつてきたか。それは世界じゅう、もう北洋はもちろん、アフリカから南米から地中海からインド洋から、とにかく世界の海に日本の船が發展していくつてそれでとつてきました。

ところが五十二年、二百海里に入りましてから、ぐんとそれが皆なくなつてしまつたんだから、大変な時代になつてきました。そこでどうしても法律であります。二十七、八年にできて、その後三十年ですいぶん日本の漁業は大きな変革を起こしております。時代にふさわしい、対応できる法律に改めていくことは当然だと思います。しかし、なかなか漁業には、水協法など手がけるという場合は、漁業権というものがそれの漁業組合に全部所属されてしまつて、その漁業権の問題一つとらえましても、これは農業協同組合の合併は思つたように促進しましたけれども、漁業組合の合併が促進しなかつた今日までの経緯を考えても、障害は漁業権がひつかつて促進しないわけでございます。したがつてこれをやつておるわけでございます。したがつてこの

かということを具体的にはやつていて、減船とかいろいろなことをやつていて。それを制度的にやはりやる必要があるんじやないのか。そうして減船をするなら減船するようなことをきちっとやつぱりやる。どうしてもこれは減船しなければならない、いわゆる漁業構造というものを変えなければならない。そういう体制をつくる。その体制をつくるためには漁業法を改正すれば、必然的に今度は漁協の形態から、あるいは都道府県の漁連と一体の信用漁連とかといつたようなすべての系統のあり方というものを変えていかなければならぬ。そこで、基本である漁業法、水協法というものの改正に向かつていろいろ検討し、努力すべきでないかということを私は申し上げてゐるんです。大臣は専門家ですからあなたはどういう御見解を持たれるか、ひとつ説明していただきたいと思うんです。

○國務大臣(金子岩三君) 川村先生の御指摘はまさに適切だと思います。二十七、八年にできて、法律であります。その後三十年ですいぶん日本の漁業は大きな変革を起こしております。時代にふさわしい、対応できる法律に改めていくことはことなりますと、なかなかこれはいろいろな方面的の御意見も、ある程度まで見通しを持つつ处置をしていかなきやならぬ問題であるといふことがあります。ただ、抜本的な漁業制度の改変ということになりますと、なかなかこれはいろいろな方面の御意見も、ある程度まで見通しを持つつ处置をしていかなきやならぬ問題であるといふことがあります。だから、抜本的な漁業制度の改変ということから、現在はないわけですが、私の記憶いたしましては、二百海里制度がちょうど引かれましたときに、久宗元長官を中心にしていました委員会がございまして、ここでいろいろな御議論もなされたわけでございます。ただ、私もこの委員会に参画させていただいておつたわけでございますが、余りにも問題が広範であり、またおののの漁業権がすでに制度として確立され、かつ現実に所有されているといつたようなことからなかなか画一的な結論といふものが出来なかつたという記憶を持つておる次第でございます。

○川村清一君 とにかく、大事な問題ですから検討していただきたいと思うんです。これはむずかしいですよ。むずかしいことは重々知りながら言つておるわけで、前の昭和二十四年の新しい漁業

んなことを具体的にはやつていて、減船とかいろいろなことをやつていて。それを制度的にやつぱりやる必要があるんじやないのか。そうして減船をするなら減船するようなことをきちっとやつぱりやる。どうしてもこれは減船しなければならない。いわゆる漁業構造というものを変えなければならない。そういうことで自主的に減船する。ところが国の補償はない。したがつて、補償をしてあげるということでは、これはいけないのであって、日本の漁業はこうあるべきだという一つの理想を持つて、その理想を実現できることをやつぱりやる。どうしてこれは減船する。ところが国の補償はない。したがつて、

かいなんなことをやつていて。それを制度的にやつぱりやる。どうしてこれは減船しなければならない。いわゆる漁業構造というものを変えなければならない。いわゆる漁業構造といふものを使つておるわけで、このように考へておられます。したがつて、いまの川村先生の提案はやはり中長期にわたつてひとつ検討課題として水産庁大いにこれに取り組んでまいりたいと、このように考へております。

○川村清一君 それでは長官にお尋ねしますが、手を加えてでも検討をして、ひとつ根本的に改めないと私は思います。したがつて、やがてはやはり手を加えてでも検討をして、ひとつ根本的に改めると考へております。したがつて、いまの川村先生の提案はやはり中長期にわたつてひとつ検討課題として水産庁大いにこれに取り組んでまいりたいと、このように考へております。

法ができたときのようなことは、あれはまだ日本が占領されておりまして、マッカーサーという巨大な権力者がおりましたからで、きたようなものを、いまこれをやれつたって簡単にできるものでないことは重々承知しているんですよ。しかし、これをやらなければ日本の漁業は一体じり貧になってしまいますんではないかということを考えて申し上げているんですから、十分検討していただきたいと思うんですね。

それから、先ほど大臣は漁業協同組合のいわゆる漁業権の問題を言われております、漁業協同組合が共同漁業権を管理しておるということ。それはそうですが、それがまた一つの問題を持つてゐることと、これはこれから議論していくことですが、そういう点も十分考えていただきたい。

次に、法律改正の内容について若干お尋ねしますが、まず第一は水協法共済の改正についてです。

これは水協法共済の市場占有率です。いただいた資料を見てみますと、昭和五十六年度でわずか〇・一%にすぎない。それから農協法の共済、これは農業共済を含めて。この農協法の共済に比べると百分の一ですね、占有率は。この現実を政府はどういうふうに評価しているんですか。これを拡大していくことでの法律改正をなされたんだと思いますけれども、一体この市場占有率をどの程度まで上げようとしておるのか。

それから、私考るに、水協法共済を伸ばすためには、何といつてもこの元受け機関である漁業協同組合、この体制を整備する、これが前提でなければならぬと私は考えておるんですが、この辺はどういう御見解をお持ちですか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに、現在漁業協同組合が中心になって実施をいたしております共済事業につきましては、占有率がきわめて低い〇・一%程度であるということは事実でございます。

これはやはり現在の状況から申しまして、組織をフルに活用し、それによって事業を推進していくという体制が整っていないという点に大きな

問題点があるうかというふうに考えておるわけでございます。その点に着目いたしまして、今回はまさに系統組織というものを共済事業についても完成をいたしまして、そこで共済事業を推進していくことから法律の改正をお願いしていきたいということから法律の改正をお願いしていいるということでございます。

さようなことから、将来との程度までこれが伸びるかということが非常に大きな期待になるわけだと思いますけれども、私どもいたしましては、現在の農協の行っております共済事業との比率というものを考えてみましても、まだまだその占有率が低い、御指摘のとおりでございますので、これが系統組織をもつて推進をされれば相当な事業の推進が図れるというふうに考えております。ただ、なかなかこれは数字をもつてお示しすることはむずかしいでございますので、今後の努力というところでこれを拡大してまいりたいというふうに考るわけでございます。

それから、確かに先生がおっしゃいますように、この共済事業を漁協で推進していく際に、その末端の粗い手でござりますところの漁協が強化されていなければならぬじゃないかという御指摘でございますけれども、この点につきましては、今回の法律改正の中身で御承知のように、元受け責任は漁協等に持たせるわけでございますが、共水連の再共済は一〇〇%つけさせることにいたしております、保険責任といふものは漁協等の末端の単位では持たないということと、その方針のもとに今度の法律を出しておるわけでござります。したがいまして、共済の引き受けあるいは共済掛金の収納といったような、そういう元受けの事務といふものが適正かつ健全に行われるよう漁協を指導していくべきことである

ことであり、それによって適正な事業が推進できることとはよくわかるわけでございます。

しかし、この問題は、ある意味では鷄と卵のよき関係にあると思うわけでございまして、やは

現在の漁協がこれを執行できないものがあるといふには考えてない次第でございます。

○川村清一君 今度の改正の一一番の要点は、この共済事業の元受けを漁業協同組合ができるといふことなんでしょう。

それでは、その元受け機関である漁業協同組合といふものがどんな体制にあるかということは御承知だと思います。あなたの方からいだいたこの資料をもつて見れば、これと農協と比べてみます

か、そうすると、一組合の平均の職員数、漁協の場合は十・四人ですよ。農協は六十三・八人です。だから、漁協も、一つの組合に職員が三人未満というのが二四・四%ある、三人から五人と

いうのが二五・五%、六人から九人というのは一九・八%。そうすると、この三人未満、三人から五人、六人から九人、こういう小さな漁業協同組合が全体の六九・八%——七〇%を占めている。それで、こういいう小さな組合ですからとにかく経営は大変厳しい、これは仕方ない。ですから、事務処理体制といふものも非常に微弱である。

それで、このような情勢の中でどうやってこの仕事をさせていくのか、これはどのように指導

し、援助していくか、これはどのように思つてはおります。したがいまして、常識では、ちょっと三人しかいない組合で、そのほか仕事はいっぱいあるんでしよう。それで、共済の元受け事務なんといふのは、またわざかの職員に大変な苦労をかけるということになるんではないですか。どう指導し、また援助していくかとなつてゐるんですか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに、先生御指摘のように、漁業協同組合の現在の状況は、農協と比べまして非常にその基盤が脆弱であり、また、この共済事業に携わる職員の数も非常に少ない状況

あります。したがいまして、共済の引き受けあるいは共済掛金の収納といったような、そういう元受けの事務といふものが適正かつ健全に行われるよう漁協を指導していくべきことである

ことです。したがいまして、私はとしましては、漁協の体制の整備ということは当然必要なことであり、それによって適正な事業が推進できることとはよくわかるわけでございます。

しかし、この問題は、ある意味では鷄と卵のよき関係にあると思うわけでございまして、やは

り漁協に元受け責任を持たせて、そしてまた、その事業といふものの再共済事業というものを連合会につないでいく、それによって、系統組織が挙げてこの事業に取り組んでいくという体制を仕組むことができれば、当然事業の分量がまた増してくるわけでございます。

そこで、その元受け機関である漁業協同組合といふものがどんな体制にあるかということは御承知だと思います。少なくとも、この事業を付与すことによりまして前進ができるということで、前向きの回転ができるといふうに私は思うわ

けでございます。少なくとも、この事業を付与することによりまして前進ができるということで、これまで度はまた職員も設置できるということで、前回の回転ができるいくといふうに私は思うわ

けでございます。

○川村清一君 漁業協同組合の組合員数によれば、事業の方にも人員を割き、仕事の適正な執行ができるような体制をもつてていくべく指導していくことは当然のことといふうに思つてはおります。

○川村清一君 漁業協同組合の組合員数です。これも、あなたの方からいだいた資料によれば、

一組合の平均組合員数は、正組合員で百九十一人、准組合員で七十七人、計二百六十八人。農協は、一組合平均が千七百五十七人です。これだけの違いがあるんです。

そこで、お聞きしたいんですが、現在、漁業協同組合合併促進法といふのは生きて存在しているんですか、なくなつたんですか。

○政府委員(松浦昭君) 生きております。

○川村清一君 これは何回も期間延長、期間延長でやつてきて、それでなおまだこの漁業協同組合合併促進法といふものが生きておる。そして、漁業協同組合の実際の状態は、農協に比べてこうい

う状態である。その合併促進法といふものはどう機能しているんですか。それによって、どのぐら

いづつ合併が進んでいるんですか、最近のでいいですか、ちょっと報告してください。そういう資料をこっちに出してくださいよ、こういう資料を出すならば。

○政府委員(松浦昭君) 資料はいつでもお出しでありますので、さような面では、この制度が特に

合併の実績を申し上げますと、合併件数が百六十
けでございますけれども、この合併助成法による

一、そして合併された組合数が四百四十八という状況でございまして、当初の予定に比べまして決して進んでいるとは申すことができません。言葉をかえて申し上げますれば、水産庁が立法当時に見込んだ数が千二百七十九でございましたから、それに對しまして実績が三五%という状況でござります。

○川村清一君 先ほど大臣が、漁業協同組合は漁業権を管理しているとおっしゃった。その漁業権管理というものが、合併促進を阻害しておる大きな要因ではありますか。

○政府委員(柳原昭義) 合併がなかなか進まないということの原因はいろいろございまして、合併予定組合間の漁業の形態、あるいは漁業生産力の相違というものがあつたり、あるいは組合間の財務内容が余りにも相違過ぎて、あるいは組合間の経営規模あるいは経営方針が違っている、また、組合間の地縁の弱さといったようなものが原因になつている場合がございますが、先ほど大臣御答弁のように、私も一番合併を阻害している大きな要因は漁業権行使の問題であるというふうに理解しております。

○川村清一君　そこで、私はいわゆる日本の漁業の一つの構造を変えるためには、漁業権の問題解決が、あり、この漁業権の問題は当然漁業法に基づくものであり、そしてその漁業権の管理というものが一つのことは水協法のいわゆる漁業協同組合といふことになるわけで、北海道あたりへ行つてみると、ますといふと、一つの町に漁業協同組合が五つも六つもあるわけだ。車に乗つて五分も行くと組合があるわけだ、また五分行くと組合がある。何でこんな小さな組合がばつばつなればならないのか、合併したらいんじやないかと思うけれども、前浜のいわゆる漁業権というものをその組合が管理しているために、特に昆布浜なんというところはなかなか合併できない、この法律があつてもできないということで、ですから漁業協同組合

○川村清一君 それじゃ各種共済とのいろいろな競合、摩擦というものはどういうふうに避けられるつもりですか。これもいただいた表によれば、生命保険会社に五三・七%、損害保険会社に一六・一%、簡易保険に一九・二%、そして漁村であつて農業共済に入っているのが一〇・三%、労働者共済が〇・五%、中小企業共済が〇・一%、全水共つまりこの共済、これの加盟が〇・一%、もう漁村にこういうものがみんな入り込んできている。この共済、他の機関にこれ全部取られてしまっている。これはどうしようといふのですか。こんな状態ではどうにもならぬでしよう。経営も

○政府委員(松浦昭君) この共済事業を系統の事業としてさらに推進していくいただくということのためには、やはりその基礎が組合員間の相互扶助事業ということにあることは言うまでもないところでございまして、そのためには、組合員がいろいろな形で受けますところの不慮の災害というものをこの共済事業によってカバーをしていただきたいと、いうことでございますから、当然安定した形での共済事業の運営というのが必要でございまして、そのためには私ども十分に指導もいたしてまいりますし、また系統内でもこの事業につきまして十分な取り組みをしていただきたいというふうに思つておる次第でございます。

の実態といふものは、先ほど私が申し上げたようなもので、農協に比べてはとてもとても問題にならないぐらいい脆弱なんですね。そこへこういうもののをやれと言つたってなかなかむずかしいんではないかと思うが、しかしこれをやることは悪いことではないから別に反対はしませんが、やるについては、これはやっぱり水協法共済の意義というものは重大な意義を持っているのであって、危険の多い、しかも収入の不安定な漁民、その家族、この生活を安定させることができこのねらいでありますから、その特徴を十分配慮した共済を設計して、もう可能な限り安い掛金でもってこの共済に入れようなどの措置をとってもわななければならぬとい

○川村清一君 長官、そんな甘いものではないですよ。生命保険会社だと火災保険会社だと自動車損害賠償会社だといろいろありますから、これは商売で入り込んできますから、後でまた内国為替の中でも申し上げますが、金融機関とかこういう機関というのは商売ですからね、よほど水協法の共済に入ることが漁民にとっては有利であるんだと、掛金も安いし有利なんだということが漁民の皆さんのが実感をもってそれが認識されるよう

変な事態を招くということはないというふうに考えておりますので、一部は存在するかもしれません。が、ほとんどそういう事件は起らないと思うわけでございますが、やはり既契約の解除等の無理な推進活動とかあるいは事故が発生した場合の共済金の支払いの分担をめぐりまして紛争が生ずるといったようなことがありますると、決して適当なことではないというふうに思うわけでござります。やはり各組合間あるいは他の保険事業との間で団体がそれぞれ節度と良識を持って事業を適正に推進し拡大していくことが必要であるといふふうに考えておるわけでありまして、今後とも水産庁といたしましてはトラブルが発生しないように、また発生しましたがそれが早期解決のできるよう指導してまいりたいというふうに考

○政府委員(松浦昭君) 確かに他種の共済事業との関係というものが問題になるわけでござりますが、その際に当然私どもとしては、この新しい共済事業というものをさらに漁業の系統で伸ばしていくつていただきたいと思いますと同時に、まだ他種の共済事業との間にできるだけ紛争というものは避けていきたいというふうに考えるわけでござります。現在の状況を考えますと、全水共による共済事業の規模は農協の場合と比べまして非常に小さなものでございますので、一部の臨海地区を除きましては、ほかのこういう共済あるいは保

○政府委員(松浦昭君)　この三保険と申します
か、漁船保険、漁業共済、全水共の任意共済、こ
の三事業の統合一元化ということにつきまして
ください。

た水協共済、これを一本にすべきである、一元化すべきであるというのが私の年來の主張なんですが、これにつきましては、昨年漁業災害補償法の改正審議の際に参考人として出席いたしました宮原九一全漁連会長に対しまして、私は、漁船保険と漁資の一本化についてどのようにお考えですかということを御質問申し上げたところ、宮原会長は、少なくともわれわれ全国の漁業協同組合系統においては、ぜひそうやってほしいという、そういう願いというものは現在も変わらない、機会あるごとに合併いたしたいことを熱意を持ってお願いしておるところであつて、したがつて、少なくとも漁協系統は、いまも合併を熱望しているわけです。熱心でないのは、これは水産庁か漁船保険組合か、あるいはその両方かと思う。最近は

な共済でなかつたら入らないですよ、それは、それから組合員がいわゆる系統の一員であると、組合はわれわれの意思によつてつくつたものである、おれは系統の人間なんだと言つて、系統の施設なりやつていてることに対しては当然協力しなければならないというそういう系統人としての意識をきちっと漁民の一人一人の皆さん方に持つていただくようなそういう指導をしつかりなさらぬと、あなたがいまおっしゃつているようなそんな甘いものでないということだけ申し上げておきたいと思うわけです。

それから、私はかねがね主張しておるんです
が、漁業における保険、これは漁船保険、漁業災

は、これは当委員会の御決議もあるということはよく存じておる次第でございまして、これに基づきまして昨年の漁災法の法律改正におきましても、御質問があつたことも、十分に記憶している次第でございます。そのときには御質問申し上げましたように、このよきな統合一元化問題といふものをどう処理すればいいかということで、昭和五十年度から漁業に関する保険共済制度検討会と、この一元化問題については必ずしも意見の一致が見られないという状況でございました。五十年からは中間答申ということで、五十二年度と記憶しておりますが、事務運営面で共同化を実施するということで試験実施事業をうたつたことは御承知のとおりでございます。五十四年での事業が終了したわけでございますが、結局、保険、共済団体から最終的に上がつてまいりました意見は、現段階で事務の共同化を検討するのは時期尚早ということと、それぞれの事業における事務の合理化を優先せよと、それぞれの事業の問題点たとえば加入促進等に努める方が急務だと、あるいは統合一元化については、さらに制度面を含めて意見でありますけれども、やはり私どもとしては、今後の問題として、三つの団体といふものがそれぞれに事業を行つていてることがいかがかといふことでござります。しかし、当面最も重要な課題は、私どもは、おのおののまづこの三共済事業と申しますか三団体といふものの行つていてる事業をより充実したものに持っていくことが必要であるということございまして、御案内のように、漁船損害保険制度につきましては、先般、積み荷保険の改補償制度につきましては、先般、積み荷保険の改

正をしていただきまして、ようやく制度の内容が整いましたし、五十七年度の制度改正を受けまして、漁業の災害補償制度につきましても事業収支の改善のめどが立ってまいりましたし、今回また全国水産業協同組合共済会の共済事業につきまして、今度の改正をお願いしているということを全労を挙げて各制度の充実に努めたということでございます。まずこの問題を片づけまして、これを軌道に乗せました上で、制度の一元化問題についての最終的な考え方を取りまとめるということで今後の対処方針を設定してまいりたいというふうに考えておる次第であります。

○政府委員(松浦昭君) 双方の御意見を十分伺いました。また、各行つておられます事業を完全にまず体系を整備するということをやりまして、それからこの問題を考えたいということでございま
す。
水産庁はどつちなんだということを聞いているん
です。
共済、これは系統ですから一つ、それから行政庁は
水産庁、この三つなんですよ。この三つのうち反
対しているのは漁船組合、これははつきりしてい
る。系統の方は賛成、やつてくれと言つている。
水産庁はどつちなんだということを聞いているん
です。

つてゐるでしよう、もう剩余金たくさん持っていますから。整つてゐるけれども、赤字をたくさん抱えてあつぶあつぶしているのが漁済の方なんだ。それからこれは今後どうなるか、私自身もすいぶん心配をしている。だから、赤字を抱え、また心配しているこういうものがこれと一緒になつたならばそれこそますくるんではないかと。しかも、漁船保険であろうと漁済であろうと、共済であろうと、これは漁民、いわゆる漁協の組合員のため、漁業の安定、そうして漁業経営の安定、生活の安定、漁業の振興、組合経営の安定、健全化、ねらいは同じなんですよ、それを一つにするということは、そうして、系統の皆さんはそうしたいと、こう言つているんだ。反対しているのは漁船組合だ。それを一緒にさせるための仲人役といふか、媒酌人役をこれは水産庁にやつてもらわなければならぬが、その水産庁が反対だか賛成だかわからないんではこれは困るね。これはもう一回意見を聞かしてください。

○政府委員(松浦昭君) ただいま申し上げましたように、私どもいたしましては、この三つの制度の体制を整備するということで、ここ一年間かけて一生懸命やつてきたわけでございまして、たとえば漁業災害補償制度につきましては、五十七年の、昨年の制度改革でこの委員会でも案を通過させていただきまして、ようやく事業収支の改善についての方向が決まつただけでございます。これからまさにこれを軌道に乗せて、そして事業収支を改善し、安定させていきたいということでございまので、先ほど御答弁申しましたように、ここでやつと準備が整つたということでございますから、その準備のもとに、この問題につきましてこれを軌道に乗せていくと、そしてお互いが運用をうまくやってまいりまして、合併の基盤というものができてくるかでてきてないか、そこをよく見きわめませんと、問題の処置が非常にむづかしいということを考えおりまして、まず当面三つの制度についての準備を整えたということが最大の眼目であるというふうに御了解をいただきた

○川村清一君 では重ねてお尋ねをしますが、水産厅としては、いますぐというわけにはいかぬけれども、私の考へているようなそういう方向に向けて、その三つをきちと指導してりっぱなものにし、やがてはそういう方向に持っていくつもりだと、こういうことですか。そう理解していいんですか。

○政府委員(松浦昭君) この統合問題につきましては当委員会の御決議もあるわけでござりますから、これは当然尊重していかなければならぬ、これが行政当局の考へでございます。しかし、それが行政当局の考へでございます。しかし、その結果となるまでは、制度の統合一元化について

○川村清一君 では重ねてお尋ねをしますが、水産厅としては、いますぐというわけにはいかぬけれども、私の考えているようなそういう方向に向けて、その三つをきちと指導してりっぱなものにし、やがてはそういう方向に持っていくつもりだと、こういうことですか。そう理解していいんですか。

○政府委員 松浦昭君) この統合問題につきましては当委員会の御決議もあるわけでござりますから、これは当然尊重していかなければならぬ、これが行政当局の考え方でございます。しかし、その過程におきましては、制度の統合一元化について最終的な考え方を取りまとめるというのは、やはり今までやってまいりました諸般の問題というものが軌道に乗りまして、落ちついた段階になつて考えていかなくちゃいかぬというふうに思つてゐるということでございます。

○川村清一君 それでは、この問題はこれくらいにして、しかし当委員会の決議もあることを十分考えて善処していくべきだといふことを特に申し上げます。

次に、漁業協同組合貯金の増強についてお尋ねしますが、内国為替の員外利用の内容にも関連していくわけですが、この漁協の信用事業を強化しなければならないと。その場合に前提になるのは何といっても貯金の増強であるということは言うまでもないことなんですね。そこで、「一体この貯金はどのくらいあるのか」ということを、これいただいた表で見ますというと、昭和五十五年で一組合平均というものが六億八千一百万です、六億八千万。ところが、農業協同組合を見ますというと、農協の一組合平均貯金高は、これは五十五年度におきまして五十六億六千七百万、約八倍です、八倍以上ですね。これが漁協の貯金と農協の貯金の違いであります。そこで、漁協系では貯金の増強のための運動を行いましたね。現在やつておると思うんですが、五十三年度から始めて六カ年計画で二兆円、これを達成するという運動を起こし

ておつたわけでありますが、最近になりますと他の金融機関の攻勢が強くなってきたということでも、この計画を相当下回る実績しか上げておらないといううことを聞いておるわけでございますが、結局これは貯金をふやさなければいろいろな事業ができなくなるわけですね、一番大事なことです。が、これに對して政府としてはどのような指導をし、これを広めるようなそういういろんなことをやっておられるのか、これを聞かせていただきたい。

まおしては、たたいま先生おこし、いきしたとおりでございまして、五十七年度末現在で全体で一兆五千八十五億という状況でございます。また、これを漁家の側から見ましても、一戸当たりの預貯金の年間の伸び率がここ数年一〇%未満ということでございまして、やはり他金融機関に比しまして漁業の場合には低率になっているということでございます。特に心配をいたしておりますのは、漁協の利用率といふものが漁協系統の貯蓄増強運動の効果もあって一時は上がったわけでございまして、最近また低迷しておりますが、五十五年は五三・六%とということでや低下の兆しがあるということでございます。このようなことがどうして起つたかということを考えてみると、やはり一つは魚価の低迷あるいは燃油価格の高水準での移行といったようなことによりまして、漁業所得が減つてきているということが一つの大きな原因であると思います。それからもう一つは、給与所得あるいは年金等の漁業外所得が多くなっているということで、漁家の中でこのような所得が占めている割合が多くなりますと、どうしても系統の取り組み体制が弱いということにならうと思います。それからいま一つは、銀行、農協等他の金融機関におきますオンラインの充実といったような金融機関の非常に激しい競争ということにならぬか太刀打ちができるといつたようなことだと思います。したがいまして、このようなこと

でなかなか貯蓄も先ほど申されましたように日糧達成しないということがあるわけでござります。そこで、私どもいたしましては、このような状況でこれを放置するということはとてもできなさいまして、このためにできるだけ事業の強化な発展を図るということは貯蓄の増強にとっても非常に重要なことふうに考えておるわけでございまして、このためにできるだけ事業の強化ということを図つていただきたいということを考えまして、今回の御提案もそのようなことからお願ひをいたしておるわけでございます。つまり貯金、これに密接な関係を持ちますところの為替、国庫金振り込み、その他の業務の推進体制の強化といたことが非常に重要であるというふうに考えるわけでござります。そのためには、やはり為替を基礎とする決済機能の拡充強化あるいは機械化による計算事務等のシステム化の推進あるいは教育研修の強化といったようなことで漁協にも努力をしておるわけでございますが、このようなことに加えまして最近の時点におきましては、この非常に激しい競争のもとでどうやって漁協の信用事業を伸ばすかということで金融の制度の研究会を開いたようなことも開いておりまして、この御答申を待ちまして次の対策を打つてまいりたいといたしていただきたいということを指導を申し上げておるわけでございますが、このようなことで漁協の信託事業を伸ばすかということで金融の制度の研究会を開いたようなことも開いておりまして、この御答申を待ちまして次の対策を打つてまいりたいといたしていただきたいといふふうに考えております。しかしながら、まずその手始めといたしまして、内国為替につきまして今回のような法律の改正を行つていただきまして、この面でも事業の強化策というものをつくりたいといふふうに考えた次第であります。

せんければ、指導の第一は、何といつたって漁業協同組合というものは漁業者の自主的につくった団体であるということ、自分たちがつくった団体、上から強引られてつくった団体でなくして自分たちの任意によつてつくった団体であるということ、これをはつきり組合員にまず認識してもらうことでなければならないと思うんですね。それからもう一つは、漁業者の貯金が他の金融機関に流れんじやなくて、逆に漁村の地域の住民と結合をしつかり結んでその地方住民の貯金も漁協の信用事業の中に吸収していく、そして資金需要にまた適切にこたえていくという、こういう体制も必要ではないかと思うんですね。こういうような体制をつくるようにやはりしつかり指導を強化していくべきだと思います。やはり組合は自分たちのものであるという、漁業者自身、民主的ないわゆる組合でありそれを民主的に運営し活動を開いていくと、信用事業を強化するためには何といたって貯金がふえなければなりませんから、この点はしつかり指導してもらわなければならぬと思うわけですね。

それからもう一つ問題があるのは、この貯金はいわゆる漁民がすると――漁民というのは沿岸漁民のような方々が貯金をすると、ところがその貯金を一番利用する、借りる層はどこかと、これは沿岸漁民、二トンだ五トンだといったようなそういう経営者ではなくて中小漁業者ですね、こういう方々、いわゆる相当大きな船を經營しておるこういう方々が一番金融を受けておる、こういうことにに対するやっぱり沿岸の漁民の方々のいろんな感情もあるらしいんですよ。いわゆる中小、一つの漁村で言えば、こういう表現が適切なのかどうかわからぬけれども、上の層の方々は借りる方だ、そしてまた貯金がなかなかできないということは中小漁業というのは非常にいま経営が厳しいわけです。みんな借金をしようとする、どうにもならぬといったような状態ですから貯金はしない、そのかわり借りる方はうんと借りる。中金か牢借りてもこれは組合が転貸していますから、組

合が保証して、こういう形で借りるというようなことで、そこでいわゆる小さな漁業者と言つてはこれは表現が悪いかもしれないけれども、そういう人々、層との間に乖離が出てくる、これがまたこれらの人々が貯金をしないというようなことになつているんじゃないかと思うんですが、この点はどうですか。

○政府委員(松浦昭君) 確かにさような傾向があることは、私もあちらこちら協同組合を回りました、いろいろと聞いておるところでございまして、決してそのような傾向があることを否定するわけではありません。しかしながら、決して農協との比較をいたしてどうこうと申すわけではございませんけれども、農協の場合でございまして、農家の方々の預金をしていただきまして、それが農業外に流出するということが非常に大きいわけでございますが、漁業の場合にはまさに同じ同質の漁業ではないわけでございますが、貯賀率等から見ましても、やはり漁業の中で資金が活用されているという点は、私は漁業というものが、漁業協同組合が持つてゐる一つの特性であり、また一つの協同組合の原点にある、そういう協同組合の体制ではないかというふうに私は思つてゐるわけでございます。ただ、その場合にどうしても資金需要の差というものがございまして、沿岸の方々よりも漁船漁業の方々の方がどうしても資金需要が旺盛であるというようなことから、私は非常に非民主的な貸し付けの状況にはなつてないといふふうに思つてゐるわけでございますが、需要が多いところに貯金されたお金が流れていくということではないかというふうに考えておるわけでございますけれども、もしも公平な貸し付けといふことができてないというような状況がありますれば、これは是正していくべきであるというふうに考える次第であります。

○川村清一君 そういうことですから、とにかく組合の強化のためにはこの信用事業の貯金増強ということにいろんな面でひとつ強力な指導をしていていただきたい、ということです。

次に、内国為替業務の問題についてお尋ねしますが、為替はもちろんのこと、年金とか給与とか、こういうものの払い込み、それから電気料や電話料の口座振替、こういったような決済業務の取り扱いは、いまはこれは金融機関の一つの常識になっていますね。ほんどの人が金融機関にこれは依頼してやつていただいておりますね。ところが、五十七年十月において為替を取り扱っている漁業協同組合は、貯金事業実施組合千七百四十九のうちわずかに三百七十九、すなわち二・七%七%にすぎない、こうなっています。一方、農協の方は九三・三%にも達している。公共料金等の取り扱いをしている漁業協同組合の数も非常に少ないんです。このような状態では、これはさっき言つた信用事業にも、貯金とは別な角度から申し上げるんですが、信用事業において他の金融機関におくれをとるのは私は当然だと思うのです。そこで、漁業協同組合——漁協と郵便局を除くと、いわゆるきょうの朝のテレビニュースかでも言つておひましたけれども、全国の民間の金融機関の協会といふんですか、銀行協会といふんですか、これに農協、信用組合、労働金庫、全部これに加盟すると、こういうことをきょうテレビでやっておりました。こういうような状態なんですね。これはみんな銀行が中心になってこれをつくって、そこにいま言つたような機関がみんな入っていって、もう漁信連は五十四年の二月に加盟していると。もう漁信連は五十四年の二月に加盟しておる。残つた漁協と郵便局、郵便局は、これはまた御案内のように独自のオンラインシステムをもつて五十八年度じゅうに全部これを完成するといふ、こういうふうになつておる。そうなれば、漁協のみがそこに取り残されてしまうわけですね。こういう状態の中でこういうようなことをやつて取り扱う、こういうことが前提にならぬまゝかしい。ですか、やら、やっぱり漁協といふもの——信用事業を行つてゐる漁協ですよ。これはすべて内国為替業務に入つていて、そして他と同じようにす

べての為替業務が行われる、こういうかつこうにならなければならぬ、そう一日も早く持つてい

れは。

○政府委員(松浦昭君) 確かに、五十七年の十月末現在におきまして自己為替取扱漁協数というものが三百七十九、信用事業実施漁協の二一・七%にしかすぎないという非常に残念な状況にあるわけがござります。特に他の金融機関におきましてはどんどんオンライン化が進められておりまして、いわゆる全銀内国為替制度への加盟といふことが進んでおるわけで、もうこのよくなことで全般的なネットワークというものができ上がって利用者の利便に供しているという状況でござります。ただ、これに入りますには、先生御指摘のよ

うに業態一括加盟ということが条件になつておりますので、このよな数字の状態では一括加盟はできない。したがつて、漁協が取り残されていくというおそれがあることは十分私どもも心配をして、承知をしているところでございます。

そこで、五十五年の九月に全漁連と農林中金が一体になりまして、漁協の為替業務拡充強化方策と、いうものをつくりまして、六十年までに全漁協の為替業務の取り扱い開始ということを実現しようとしております。

○川村清一君 法律改正によつて他の金融機関の員外利用制限を今日は撤廃しようとしているわけですね。この法律改正によつて員外利用制限を撤廃しても、いま申し上げたよな問題が解決しなければ、その漁協が取り扱う為替業務といふものが私はふえていかないと思うんです、不便だ。やっぱり便利な方を使うでしょう。ですから、指導を行つておるわけでございますが、なかなかこれも目標に達しないといふことが言つておる。残つた漁協と郵便局、郵便局は、これはまた御案内のように独自のオンラインシステムをもつておられるので、われわれとしては団体がより強力にこの指導をなさつていただけて、早期にこの業態一括加盟ということが実現できるようになつた大体ならないと思ふんですね。

面もあるわけでございます。

さようなことから、実は私どもこの点を取り上げまして、金融制度問題調査会というところで共同で信用事業をやつしていくというようなこともありましょし、あるいは信連が直轄と申しますのが考えられるんぢやないか。たとえば、ちょうど町村の一部事務組合が一つの組合が一つの組合で、いざなうと御議論を願つておるわけでございまして、いろいろなこれに対する対応策といつも

事件がありました。その後ないかといふと、新聞などを見るといふと、五十六年の末には千葉県の漁連でやつぱり不祥事件があつた。五十七年の末には長崎県漁連に不祥事件が起きたといふよう

な

ことが新聞に報道されているわけであります。これらはやつぱり問題ですね。それをやつてあると——時間がありまつたら、後からまたやりますけれども、この北海道漁連の問題につきましては、当委員会におきまして私がいろいろ質問したとおり、いろいろと御議論を願つておるわけですが、当委員会におきまして私がいろいろ質問したことは新聞に報道されているわけであります。これがございました。それをやつてあると——時間がありまつたら、後からまたやりますけれども、この北海道漁連の問題につきましては、当委員会におきまして私がいろいろ質問したことがあります。特に他の金融機関におきましては、直接に末端で信用事業をやつというようないろいろな方策を包含的に各県で御努力をなさつて試みられておられます。こういつたことも取り上げまして、目下研究会で議論をしていただいていまして、その成果も踏まえながら私どもとして特に方策を立てていきたいというふうに考える次第であります。

な

こと

が

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

情厳しい折で、なかなか定員の増といったようなことができないわけでございますが、検査官の人は員は八名から九名にふやしてございます。それから、検査の旅費につきましては約二割ふやしております。

また、検査の実施率につきましては約六〇%まで、検査官の方々が非常に努力をいたしましてここまで引き上げてきております。

三年當時は四〇%の実施率でござりますが、昭和五十一年、現在は約六〇%まで、検査官の方々が非常に努力をいたしましてここまで引き上げてきております。

○川村清一君 先ほど來私はある申し上げました。ように、漁協のいろんな事業ですね。事業を発展させるものとなるものは何か。それは第一に、何といつても組合員一人一人が、この組合は自分たちのものである、自分たちがつくった組合であるという、その組合に対する愛着心、信頼性を持つて、そうして組合の業務にあらゆる角度から協力していくことによって組合は円満に発展し、その組合が発展することによって組合員の漁民の方々がまた利益を受ける、そこに系統の存在価値があるわけです。ところが、こういう不祥事件が起きたば、その組合に対する信頼性は一気に飛んでしまったわけなんですね。それがまた組合不信の最大の要因にもなってくるわけですね。ですから、まあ時間がないので、北海道漁連のその後はどうなったんだとか、千葉県の不祥事件は、内容がどういうことでどういうことになつたんだとか、長崎県のは、内容がどういうことでどうなつたんだといったようなことは、いまは時間がないので申し上げませんが、そのところをやはりしっかりとやってもらわなければこれは困るわけですね。

そこで、お尋ねしたいんですが、このいま提案なさつておる漁協の監査士、この監査士というのは、養成は全漁連がする。試験はする。これが都道府県に配置されるんですか、それとも漁連に配置されるんですか。それで、漁連から単協の依頼に応じて単協に派遣されて、単協の監査であるとかあるいは経営の指導であるとか、こうしたこと

をなされるシステムになつてゐるんですか。どうですか、それは。

○政府委員(松浦昭君) 今回整備されようとしております監査士の制度は、末端の漁協を監査するための監査士、これは県段階の漁連に置かれます。また同時に、県の漁連を監査するという方々は、この監査士は全漁連の段階に置き得るという状態になります。

○川村清一君 監査士が制度化されたんですから水協法の中に入るわけですね。

そこで、私お尋ねしたいのは、全漁連を監査する、あるいはまた、都道府県漁連を監査をするのは、いわゆる水協法にあるところの農林水産大臣以外にはないんですか。

○政府委員(松浦昭君) もとより各漁連のいわゆる行政監査ということにつきましては、これは全国

段階それから県段階の漁連につきましては、これは都是國が責任を持って監査をする。それから、末端の漁協段階につきましては、行政検査はこれは都道府県が行うというものが大筋のたてまえになつておるわけでございます。

今回の監査士の制度は、これは漁協の系統の中

での自主的な監査ということになるわけでございま

すが、この場合、末端を指導し監査いたしますのは、主として県段階になると思いつますが、漁連

がこれをして、それから全漁連が県段階の漁連を監

査する。そして全漁連は、これはその上はござい

ませんから、これは国が行政監査で監査をしてい

くというたてまえでございます。

○川村清一君 全漁連も、これは一つの経済団体ですね、事業団体ですね。それから、都道府県の漁連も、これは事業団体であり経済団体であります。その経済団体が監査するというのがちよつと私はわからんだけれども。全漁連が今度は都道府県の漁連を監査する、そういうふうな連つたかということが最大の問題でござい

ます。また、御承知のとおりでございます。現在のところ、指導連は残念ながら北海道しかございません。なぜそなつたかということが最大の問題でござい

ます。ですが、やはり指導連は御案内のように賦課団体でございまして、どうしても賦課金をとつてそれ

で事業をやっていくという団体でございますか

係にあるんだと思うが、全漁連が今度は都道府県の漁連を監査する、そうして、自分が不祥事件を起こしているような県漁連が、今度は単協を監査するなんというのは、ちょっとこれは監査を受けられる方も素直に受けられないんじゃないですか、そういうことでは。私はそう思ふんだけれども。どうして一体水協法には農業協同組合法と違つて中央会というものがないんですか。中央会は、あれは事業団体でない、経済団体でないですから、それは中央会が監査する。そうして、監査士といふものが今度制度化された。これは漁連に置くんではなくて、むしろ中央会——北海道の指導漁業協同組合連合会、指導連といふものは、あれは北海道以外にあるんですか、あれは中央会的な性格を持つておるんですよ、事業団体でないですからね。あいうところに置いて、そこから派遣され監査するならわかるけれども、どうも、全漁連が道漁連を監査する、監査する全漁連も何だか問題を起こしたとか何とかと、私は聞いたこともあります。ただそれどころか、それは証拠がないからこそ言わぬけれども、それで今度、問題を起こしておるわけでございます。

北海道漁連——北海道は指導連があるか、あるいは千葉県漁連、それから長崎県漁連なんていふのが、これは単協へ行つて監査するといつてもおまえのところは何をやっておるんだ、おまえのところは人のことを言う権利があるのかといふようなことになつたら、これは妙なことになるんですねが、この辺どうお考えですか。

○政府委員(松浦昭君) 監査士制度を充実するた

めには、確かに理想的の形態としては中央会制度と

いうものがあつた方がいいということは当然でございまして、また同時に、現在の水協法のたてまえ

からも、当然指導連という団体が設立できることにつきまして支障がないような方法をとつてまいりたいというふうに考えたわけでございます。

○川村清一君 冒頭に、水協法のいわゆる根本的な見直しをすべきではないかというようなことを発言したのも、こういうのも含めて私が言つて

いるということをひとつ御理解いただきたいと思います。

最後にお尋ねすることは、やはり組合をよくするためにはその組合に働いておる職員の待遇をよ

くしてやらなければ、よい人も集まりませんし、

そしてまた、仕事の能率も上がらないわけです。

そこで、これは水産庁長官がことしの三月三日、衆議院の農林水産委員会でわが党の日野議員

の質問に答えておるわけであります。漁業協同組合の職員は、農協に働く職員に比べて労働条件は

低い、賃金においてもあるいはいろいろ労働時間

であるとか、有給休暇であるとか、その他いろいろの労働条件が非常に悪いということは長官自身がおっしゃっているわけですね。これは調査の結果そういうことになつたわけですね。

それでは、いまきょういろいろ審議したことには、要するに漁業協同組合をりっぱな組合にすると、それで組合員には本当に信頼されるような組合をつくるんだということが前提でこういうことをされておるわけです。そのためには、組合運動を支えておるのはもともと人なんです。若い優秀な人材を漁協に集めて、そうしてこの人たちが一生懸命働いてくれることによって漁業協同組合はりっぱな組合に成長していく、発展していくと、私はそう思ふんですね。ですから、職員の労働条件の改善という問題は漁協の経営基盤のやつぱり強化になると。また、しかし経営基盤が弱ければなかなかその待遇をよくされません。経営基盤がよくなれば労働条件もよくしてやると、よい人を雇う。しかしながら、そういう人が来なければその組合の経営基盤は強化されないわけですね。そこら辺にいろいろな問題があるわけあります。とともにかくにも漁業協同組合に若い優秀な人材が集まつてくるように、そうして精いっぱい働いてそれで漁民のために奉仕すると、そのことによって漁業が発展すると、漁家の経営が楽になると、漁村の地域がまた本当に発展していく。まあ、いろいろいろいろお話ししましたが、大臣、大臣は本当にその水産に詳しいんですから、こういうものを含めて大臣の御見解をお尋ねしますが、企業はすべて人材によって決まるわけでございますから、当然優秀な人材を育成するため

にはやはりそれぞれの処遇をしなければなりません。当然のことだと思います。ずっと一時間半いろいろ御高説を拝聴いたしまして、大変、今後水産庁はいろいろと検討課題になるものもあると思います。十分ひとつ御意見を尊重いたしました。

○中野明君 水産業協同組合法の一部改正の法律について質問をいたします。

先ほど来川村委員の方からいろいろ御質疑がございましたが、私もこの冒頭に、今国会にこの水産行政上の基本的な法律でございますこの漁業法とそれから水協法、これの改正を提出しておられるんですが、私たちもちょっとどう理解に苦しむところがございます。なぜこの時期に、重要な問題に触れるとのないままに一部の手直し程度でございます。

そこで、この水協法の改正に当たりまして、漁業と漁協等をめぐる諸情勢の変化——情勢の変化をどのように見ておられるか。本改正案を作成されると当たって、まず最初にそのお考えを聞いておきたいと思います。

○政府委員(松浦昭君) 今回の水協法の改正を御提案申し上げます際に私ども念頭にございましたことは、何と申しましても、最近の漁業をめぐりまする環境が二百海里体制の定着化あるいは燃油の高騰等非常に厳しい条件にあるわけでございまして、この経営の苦しさが反映いたしまして、漁協をめぐる環境の条件も非常に厳しくなっている

というところでございます。

それと、いま一つは、漁業外の要件といだしますて、先ほどから川村委員もお触れになりましたように、たとえば信用事業をとりましても金融機関相互間の競争が非常に激化している。その中で漁協の系統が取り残されそうな形勢にあるといったような中で、一体どのような対応策をこの際と

業の骨格に関するようないうな組織法を改正する際に、やはり漁業権その他を考えます基本的な漁業の枠組みというものと非常に関連がございまして、なかなかこれは検討の時間も要する。しかし、一方におきまして、このようないうな非常に緊迫した情勢のもとで漁業を立て直すためには少なくともその事業の強化面ということを考えいかざるを得ない。とりあえずこの段階でこの三つの柱を中心いたしまして水協法の改正をお願いしたいということで今回御提案を申し上げた次第でございます。

○中野明君 結局この改正だけでは、この大きく変化している漁業を取り巻く情勢に対し漁協の系統組織が十分対応できられるかどうかという点を非常に私も心配をしております。とにかくいま御説明のようにとりあえず制度改正に踏み切つたと、そういうことでございますから一応その意味では了解はいたしますけれども、先ほど来の議論がありますように、やはりこの基本的な水協法の抜本的な改正というもの、これは早急に結論を出していただいて急がなければならぬのじやないかと、このように御意見を申し上げておきます。

それで、法律の中身に入りますが、この共済事業でございますが、この漁業協同組合に対しして共済事業能力を付与しておられるその理由はいろいろ挙げられております、三點ほど挙がっておりますが、現在ですね、全水共が実施している共済事業の実態は、先ほどお話をありましたように市場の占有率を見てみるとわずかに〇・一%、これは昭和五十六年度における掛金のベースの話ですが、生命保険会社が五〇・五%、損保の保険会社が二一、農協共済、農業共済が九・九、こういふことになつておるようです。

具体的にいまお聞きしたいのですが、今回の改正でどの程度事業が拡大して漁協の経営の改善に寄与するとなつておるのか、また、漁業

や漁村の振興に資することができるのか、この制度改正の目的と波及効果、これをどう見ておられるか、お尋ねしておきたいと思います。

○政府委員(松浦昭君) 今回の改正をいたしました目的は、やはり漁協等が共済事業に主体的に取り組むというために、どうしてもこのようないうな系統組織による共済の組織というものを仕組むということが必要であると考えたわけでございまして、これがひいては漁協の経営基盤といいうものの強化にもつながってまいりますし、また同時に系統組織内で共済資金が確保されれば、農協のようになたこれが漁業、漁村に対策としてその資金を使い得るということでこのようないうな改正を行つていただきたいということをお願い申し上げている次第でございます。

そこで、その効果でございますが、なかなかこれは計数的にどの程度まで上がるかということを測定することはむずかしいわけでございまして、少なくとも私どもとしましては、このようないうな系統組織によって共済事業を推進できるという体制ができるれば、これがその促進に拍車をかけるというふうに確信していることを期待できるというふうに確信しているわけでござりますけれども、たとえば農協と比較いたしますと、先ほどちょっとお触れになりましたが、共済掛金収入が約一兆七千五百億、農家戸当たりの共済掛金額が約三十八万円。これに対しまして水協共済の共済掛金は実に約二百億でございまして、一漁家戸当たり六万円ということで、八十九分の一あるいは六分の一といふをわめて小さいものでございます。このように小さいものでありますれば、一生懸命この体制のもとで共済の事業を系統組織が推進していただけるということであれば、私は相当の成果が出てくるんじやないかと、いうふうに考えるわけでござります。先ほどお話をございましたように、まさにこれは自分たちの相互扶助の組織である。特に共済の事業といふものが協同組合運動の一環であるということであります。

うものが協同組合運動の一環であるということであります。このように小さなものでありますけれども、一生懸命この体制のもとで共済の事業を系統組織が推進していただけるということであれば、私は相当の成果が出てくるんじやないかと、いうふうに考えるわけでござります。先ほどお話をございましたように、まさにこれは自分たちの相互扶助の組織である。特に共済の事業といふがかかるということでこのようないうな考え方をお出しいたしましたわけございまして、確かに先生おつしやいますように、この水協法といったようないうな水産

○中野明君 この共済事業を担当する漁協等のこの信用事業の体制を、私の知る限りでは現在の漁協のすべてにその共済事業を円滑に推進するだけの事務処理機能というものは果たしてあるんだどうかと心配をするわけなんですが、その辺はどうかといふことと思われるんですか。

○政府委員(松浦昭君) 実は先ほどもお答え申し上げましたが、今回、系統組織によつてこの共済事業を推進していくだくといふ体制が整うわけでござりますけれども、しかし、そとかと申しまして、決してこれは漁業協同組合の段階で元受け責任を持ちまして、その際にその責任を漁協段階に分担させるということはないわけでございます。これは全部一〇〇%再共済につけるわけでござい

ますから、その意味では漁協の段階での経営基盤が脆弱でありましても、共済責任に耐え得ないということから、この事業を漁協にさせられないということではないわけでございます。むしろ先生御指摘のように、これから考えてもらわなければならぬことは、事務の執行体制が適正にくいかどうかということで御理解をいただきたいと思うわけでございますが、少なくとも現在の段階で漁協に事務の取り扱いをさしておるわけでございますけれども、これは適正に執行しておりますので、そのような漁協に対しましては今後ともこの元受け責任を持たしていくことを考えておるわけですがございます。しかし、もちろん今後とも漁協の段階で事務体制が整備されればされるだけまたこの共済事業も伸びてくるわけでございますから、先ほども鷄と卵の関係ということで申し上げましたが、この共済事業を各段階で拡充することによりまして事務体制も整備していくといふふうに考えておる次第であります。

○中野明君 農協では、単協から都道府県の共済連、全国共済連といま三段階制度をとつておるんですが、漁協の、今回の水協法のこれでは二段階制といふことになるようですが、将来はどういうふうな方向に持つていかれるようとしているんですか。

○政府委員(松浦昭君) 今回の改正は、いわゆる漁協等の元受け、それから全国共水連再共済の二段階といふことをやれます。それからまた漁協等の元受けをやりまして、その中に県の共水連の再共済、そして全国段階で全国共水連の再々共済という三段階でもやり得るわけでございまして、そこはこの法律は彈力的に規定をいたしているわけでございます。このような二つの制度のいずれをとるかというにつきましては、基本的に

関係団体間で十分にお話し合いをしていただきたいと、そういうふうに考えておるわけですが、それをやるかというふうに考えておるわけですね。

○中野明君 それでは、先ほど川村先生もおっしゃっておりましたが、今回の改正で一応系統の三

事業組織については当面単協元受け、全国共水連再共済の二段階制にするという確認がなされておりますので、これで出発していただくことで結構になりますので、これで出発していただくことで結構じやないかというふうに考えておるわけでございます。特に、都道府県別に見ました場合に事業量の格差がかなり著しいという現状におきましては、三段階制をとつた場合には都道府県によつてはかえつてコストの増嵩を来すということがあつて漁民のためにならないということが考えられますので、現在関係団体で考えております二段階制を水産庁としては当面支持していきたいといふふうに考えております。

○中野明君 この水協法の六十四条では、行政厅は組合の自主権を尊重してできるだけ行政介入を抑制するということがたててまえになつてゐるようですが、いまお話を聞いておりましたように、当面二段階でいくとおつしやっているんですが、都道府県段階の連合会の設立ですね、これについて

は基本的にはやはりそういう動きが出てきらこの

法律で弾力的に認めていく御方針なんですか。

○政府委員(松浦昭君) この法律が当然二段階と三段階、双方を予定しておりますので、もしもそういう動きが出てまいりました場合に、これを頭からいけてないというような立場をとるつもりはございませんが、そこはまず何と申しましても団体間ににおいて十分にお話し合いをしていただいて、果たしてそれが適当かどうかということを御判断願いたいと思っておりますし、またわれわれの立場からいたしますれば、そのような三段階制をとった場合におけるコストの増大等の問題はないかどうかということは十分チェックをして、その上で指導してまいりたいというふうに思つております。

○中野明君 それでは、先ほど川村先生もおっしゃっておりましたが、今回の改正で一応系統の三事業組織については当面単協元受け、全国共水連再共済の二段階制にするという確認がなされておりますので、これで出発していただくことで結構になりますので、これで出発していただくことで結構じやないかというふうに考えておるわけでございます。特に、都道府県別に見ました場合に事業量の格差がかなり著しいという現状におきましては、三段階制をとつた場合には都道府県によつてはかえつてコストの増嵩を来すということがあつて漁民のためにならないということが考えられますので、現在関係団体で考えております二段階制を水産庁としては当面支持していきたいといふふうに考えております。

○中野明君 この問題につきましては先ほどから御答弁申し上げておりますように、やはり早急にこれを実施することはなお時期尚早ではないかという御意見も出でるわけでございまして、私どもとしては、先ほど申しましたように、やはり三事業の基盤ができる上なることが前提であるというふうに考えておるわけでございまして。これは決して今回、去年からことしにかけましていろいろな制度改正をお願いいたしまして、そこでこの一元化の基盤ができたというふうに考えておるわけではないわけでございまして、昨年お願いをいたしました漁業災害補償制度につきましても、これはようやくその健全化ができてい

ざいませんが、そこはまず何と申しましても団体間ににおいて十分にお話し合いをしていただいて、結果たしてそれが適当かどうかということを御判断願いたいと思っておりますし、またわれわれの立場からいたしますれば、そのような三段階制をとった場合におけるコストの増大等の問題はないかどうかということは十分チェックをして、その上で指導してまいりたいというふうに思つております。

○中野明君 それでは、先ほど川村先生もおっしゃっておりましたが、今回の改正で一応系統の三事業組織については当面単協元受け、全国共水連再共済の二段階制をとつた場合におけるコストの増大等の問題はないかどうかといふふうに思つておりますけれども、私はようやく共済事業につきましてこの法律は彈力的に規定をいたしているわけでございます。このような二つの制度のいずれをとるかというにつきましては、基本的に

関係団体間で十分にお話し合いをしていただきたいと、そういうふうに考えておるわけですが、それをやるかというふうに考えておるわけですね。

○中野明君 それでは、先ほど川村先生もおっしゃっておりましたが、今回の改正で一応系統の三事業組織については当面単協元受け、全国共水連再共済の二段階制をとつた場合におけるコストの増大等の問題はないかどうかといふふうに思つておりますけれども、私はようやく共済事業につきましてこの法律は彈力的に規定をいたしているわけでございます。このような二つの制度のいずれをとるかというにつきましては、基本的に

関係団体間で十分にお話し合いをしていただきたいと、そういうふうに考えておるわけですね。

○中野明君 それでは、先ほど川村先生もおっしゃっておりましたが、今回の改正で一応系統の三事業組織については当面単協元受け、全国共水連再共済の二段階制をとつた場合におけるコストの増大等の問題はないかどうかといふふうに思つておりますけれども、私はようやく共済事業につきましてこの法律は彈力的に規定をいたしているわけでございます。このような二つの制度のいずれをとるかというにつきましては、基本的に

ような意味で、漁協の信用事業といふものをここに立て直さなくては非常に重要な、重大な危機を迎えるという気持ちがございまして、販購買事業と一体となつてこの信用事業といふものは非常に大きな柱でございますから、さような意味で漁協の重要な一つの事業として位置づけて、その伸展を図つていくことが必要であるといふふうに考えておる次第であります。

○中野明君 それで、漁協の貯金の現状は非常にさみしいんです、系統団体の貯蓄増強運動、これをどう指導して助成していくとされているんですか。方針をちょっと。

○政府委員(松浦昭君) 漁協系統団体の貯蓄増強運動は、昭和三十七年という昔から過去五次にわたって行われております。いままではいずれの事業も非常に達成率もよくて、むしろ目標を上回るといったような状況でございましたが、昭和五十三年を初年度いたしました六ヵ年計画で、五十八年度二兆円達成という運動が行われたわけでございます。いわゆる第六次の貯蓄運動でござります。ところが、残念なことにこれは目標を達成できませんで、五十八年一月に目標年度の六十一年度までの三ヵ年延長といふものを決めたというふうに私も伺つておるわけでございます。やはり、このような事態になりましたことは、水産業を取り巻く情勢といふのが非常に厳しくて、漁協経営のもとになる漁業經營が非常に弱くなつたと云ふことが大きな原因であろうといふふうに考へるわけでございます。しかし、このような状況を放置しておいては、いろいろな金融政策といふこととのもとになりますところの貯蓄そのものがふえないのでございます。大きな政策上の問題でもあるといふことでございますので、貯金と、これに密接な関連を持つ為替あるいは国庫金振り込みと、そういった業務の推進体制を強化して、そして貯金をふやしていくといふことが急務であるといふふうに考えております。さような意味から、為替を基礎とした決済機能の拡充強化、あるいは機械化による計算事務等のシステムの推進、あるいは教

育研修の強化などいろいろなことに漁協系統で努力をしておられるところであります。

○中野明君 長官はお聞きになつたかどうかと思いますが、きのうあたりからきょうにかけて、いわゆる農協と信用組合、労働金庫の全銀の内為加盟店ですね。この放送ですね、テレビやなんかの。私の言いたいのは、これでもう一切の民間の金融機関が全部整備できたんだということ、結構あります。いわゆる第六次の貯蓄運動でござりますが、長官ね、漁協が郵便局の窓口を引き受けている。御承知ですね。これからこういう体制になってくると、これについての御見解はどうぞ。

○中野明君 長官はお聞きになつたかどうかと思

す。

ただ、これは非常にたくさんの方々がございまして、特に先ほど御指摘がございましたように、信用事業をやっております中で実際に内閣からおられるよう、他の金融機関に流れる資金もかなりあるわけでございまして、やはり漁協といふものが自分たちの組合なんだということで、系統内の大きな運動の展開によりまして、やはり漁家の資金というものが漁協に集まるようになります。漁民を中心とした地域住民の要請によれば、そういう漁協といふのが非常に少ないと、うものが自分たちの組合なんだというふうに考えてあります。漁民を中心とした地元住民の要請によつて利便に資する必要があるケースがあるということ、それ以上のこれが発展をしていくといつたような状況でもございますので、これからこれは非常に力を入れて、何とかこのネットワークの中に入つていかなければならぬというふうに考えております。そこで、御努力願いたいということでお話をいたしてまいりたいというふうに思つておる次第であります。

○中野明君 長官はお聞きになつたかどなうかと思

います。いわゆる第六次の貯蓄運動でござりますが、長官ね、漁協が郵便局の窓口を引き受けている。御承知ですね。これからこういう体制になってくると、これについての御見解はどうぞ。

○中野明君 長官はお聞きになつたかどなうかと思

ます。ただ、これは非常にたくさんのネックがござります。漁民を中心とした地元住民の要請によつて利便に資する必要があるケースがあるということ、それ以上のこれが発展をしていくといつたような、またそれを奨励すべきであるといつたようなものではないというふうに考えております。漁民を中心とした地元住民の要請によつて利便に資する必要があるケースがあるということ、それ以上のこれが発展をしていくといつたようなものではないというふうに考えております。漁民を中心とした地元住民の要請によつて利便に資する必要があるケースがあるということ、それ以上のこれが発展をしていくといつたようなものではないというふうに考えております。

うことで受託をしているといふことなどであろ

うと思いますし、このような特別の地域では、やはり漁協が半公共的な役割を果たすと、このように、信用事業をやっております中で実際に内閣からおられるよう、他の金融機関に流れる資金もかなりあるわけでございまして、やはり漁協といふものが自分たちの組合なんだというふうに考えてあります。漁民を中心とした地元住民の要請によつて利便に資する必要があるケースがあるということ、それ以上のこれが発展をしていくといつたような状況でもございますので、これからこれは非常に力を入れて、何とかこのネットワークの中に入つていかなければならぬというふうに思つておる次第であります。

ただ、これは非常にたくさんの方々がございまして、特に先ほど御指摘がございましたように、信用事業をやっております中で実際に内閣からおられるよう、他の金融機関に流れる資金もかなりあるわけでございまして、やはり漁協といふものが自分たちの組合なんだというふうに考えてあります。漁民を中心とした地元住民の要請によつて利便に資する必要があるケースがあるということ、それ以上のこれが発展をしていくといつたような状況でもございますので、これからこれは非常に力を入れて、何とかこのネットワークの中に入つていかなければならぬというふうに思つておる次第であります。

○中野明君 いまの長官のお話もありましたように、百三十あつたのが半分になってしまった。何かこれはわけがあるんでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 実は第三条の一項第五号という規定がござりますが、これは新たに追加された規定なんですが、十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事業を適正に行なうために必要な能力を有する個人」というのが郵政の窓口業務を行なうということになりましたので、このために一部の府県におきまして、郵協から個人に受託事業が移ったというケースから、半分に減つたということです。

○中野明君 それで、この貯金を扱っているところもやっぱりあるんですね。扱つてないところもあるし扱つてあるところもある。その辺がこれが

ます。つまり、その三条三項の規定によりまして、漁協が郵政大臣の委託を受け郵便局の窓口事業を行うことができるという規定があるわけでございます。これは五十七年度末で六十三の漁協が郵政窓口事業を行つてゐるということでござります。ちなみに、郵政窓口事業を取り扱う漁協数は四十五年度末では百三十あつたわけですが、現在は当時から見ると半減しているといふ状況でございます。

これに対するわれわれの考え方でございますが、漁協が郵政窓口事業を受託するということは、やはり離島とかあるいは交通の便の悪い特別な地方の漁村といふところで、どうしても漁協が地域の中核的なサービス機関にならざるを得ないといふこと

○中野明君 それでは、時間の関係で漁協の経営についてお尋ねになります。まず最初に、郵便窓口業務を引き受けている漁協の中には、郵便貯金の業務を行っている組合があることは事実でございます。やはり漁協が本来自分が貯金業務ができるわけでござりますから、そういう面で当然受託に当たりましては、そういった貯金の業務まで受託をすることが必要なのかどうかかということを十分慎重に検討して引き受けでもらいたいということで、水産庁としては指導していくことが適当であるというふうに考えております。

○政府委員(松浦昭君) 確かに郵便窓口業務を引き受けている漁協の中に、郵便貯金の業務を行っている組合があることは事実でございます。やはり漁協が本来自分が貯金業務ができるわけでござりますから、そういう面で当然受託に当たりましては、そういった貯金の業務まで受託をすることが必要なのかどうかかということを十分慎重に検討しておられたら困られるんじゃないかなといふ余分な心配もするものですから、何かの機会に検討課題にしておいていただいたらと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) これ本人たちの希望でもあるし、自主的にやつておられることなんですから、とやかく言う筋合いは私どもないんですけど、現場で私は貯金なんか扱つておられたら困られるんじゃないかなといふ余分な心配もするものですから、何かの機会に検討課題にしておいていただいたらと思いますが、どうでしょうか。

○中野昭春 不れども、時間の関係で漁業の現状問題でちょっとお尋ねをしたいと思います。
先ほどお話を出ておりましたが、この經營が非常に実態調査で芳しくないというところが数多くあるんですが、この合併の助成法、これの促進を行つておられるんですが、大臣の御答弁にもありましたように、漁業権の問題があつてなかなかいろいろ複雑な事情があるようですが、今後やはり合併は促進をしていく、でないと対応できないんじゃないでしょうか。じやないかという気がするのですが、この指導方針、いままで余り効果が上がつてなかつたということなんですが、むずかしい点もありましようけれども、新しい体制に対応していくためには、信頼用事業一つをとつてみても、やはり漁協ができる限り合併をして、そして力をつけていくということが必要じやないかと思いますが、その辺の指導方針について。

○政府委員(松浦昭君) 先ほども御答弁申し上げましたが、合併件數百六十一件、合併參加組合數が四百四十八組合ということで、当初の見込みでございまして三五%の進捗率という状況でございま

す。これは先ほど大臣の御答弁ございましたように、やはり漁業権の問題ということが非常に絡んでおりまして、そのほかにもいろいろ理由はございますが、やはりこれを解決しなければ合併の推進ということはなかなかできないというふうに思っています。そこで私どもとしましては、やはり現在の脆弱な漁業の経営の基盤といふことを考えますと、漁協の経営基盤を強化するためにはどうしても合併を今後とも推進していくということが必要でございまして、さような意味で、三たび延長されました漁業協同組合の合併助成法を活用するということとも必要でございますし、また私ども漁業協同組合等特別指導事業のメニューというものの一つで、漁協合併指導事業といふ事業もやっておりまして、零細な漁協につきましての整備強化計画の策定といったようなことで、その中での合併の活用といったようなことも推進をしておるわけでござります。しかし私何と申しましてもこのようなことだけではなかなか進まないと感じはいたずわけでございまして、漁業権の基本に触れますような問題につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、これを大幅に制度を改変していくということはやはりある程度まで時間がかかりました討議の中、検討の中におきましてその結果を待たなければならぬというふうに思うわけでございますが、この合併組合の漁業権の処理の問題という問題につきましては、もう少し何か工夫のしようがあるのではないかという気もいたすわけでございます。この問題につきましては、私ども今後鋭意ひとつ検討いたしまして、漁業権問題が合併のネックになつてゐるという点を何らかの形で解決できないか、研究してみたいというふうに考えております。またなかなか信用事業の分野につきまして合併ということが困難であれば、先ほど申しましたような一部事務組合的な信用事業の共同化というようなことも考え

○中野明君　いまお話を出ておりますように、やつぱり合併ともう一つは漁業協同組合等の整備強化指導事業ですね。ところがこの特定不振漁協等の再建整備事業、この事業の指定が今までの傾向を見ますと、北海道が大体中心で、ごく限られた数であるようですが、この適用条件の緩和等、一層の制度の彈力化を望む声が非常に大きいと聞いています。ですが、これについて水産庁どう思っておられますか。

○政府委員(松浦昭君)　この特定不振漁協等再建整備事業、これが非常に現在の漁業の経営が悪く、そのために漁協が非常な不振に陥っていると、いうことを救済しますための非常に有効な手段であると考えられるわけですが、意外にこれがなかなか活用されないということは、確かに国際規制の強化ということがその条件になつていて、そういうところから、このようななかなかこれが進まないという事態が起こっているんだろうと思ひます。そこで昭和五十七年から実はこの条件若干拡充いたしまして、負債整理資金を活用しているような協同組合につきましてこの特定不振漁協の再建整備に乗せていく、これによりまして漁協等の欠損金見合いの借入金の金利を軽減するという方策をとっておりますので、これが普及いたしますればかなり私は軌道に乗つてくるのじゃないかというふうに考えております。

○中野明君　それから漁業の経営負債整理資金ですね。これについて資金の融通に当たつて漁業者の共補償による減船、自助努力というものを前提としておりますけれども、実際に漁業再建整備特別措置法に基づく中小企業の減船業種であつても、残存者の負担能力というのが非常に弱い、そういう関係からこの必要規模の減船を実施するにはとても補償能力が伴わない、自助努力は困難である、これではせっかくの再建整備はこの資金が

○政府委員(松浦昭君) この負債整理資金につきましては、今回のいわゆる生産構造の再編整備事業といふことの大きな柱でございまして、やはり漁業者の方々の減船を含んだ自主努力ということによりまして、その計画を推進するために大きなネックになりますところの負債を整理していくということです。この資金を組んだわけでございますが、確かに現在のところマグロ漁業を中心いてしまして二割減船ということが実施されまして、これによる資金が貸し出されるといったことが五十七年度の実績であったということは事実でございます。これができるだけ融資を円滑にできるような方策をとつてほしいという声は私ども聞いておるわけでございますが、その点につきましては、私どもも、実はこれまで長い間かかりましてようやく通達も流し、貸し付けも行い得る状況までなったわけでございますけれども、たとえば減船ということだけではなくて、いろいろな施設の合理化といったよなことをやりまして、その合理化による効果というものが減船をやったと同様なメリットが出てくるというよなふうに直しております。たとえば、将来イカ釣り漁業といったような漁業もこれに乗ってくるんじやないかということとが期待されているところでございます。私どもとしましては、やはり基本的には自主的な努力といふことが前提になつて、その努力をなさつた業界に対してその努力の状態に応じてお貸しをしていくということがこれの本旨でございますので、さうな筋は私どもとしては、最後まで貫かさしていただきたいというふうに考えておるわけでございますけれども、現在の貸し付けの状況につきましては、今日までいろいろな改善を加えながらここまでやつてしまつたという状況でございます。

私、問題点じゃないかと思うんですが、これでは漁業経営の廃業によってやむを得ず多額の不良の債務を抱える漁協については整理資金によって十分対応できないんじゃないかな。融資の限度額は現行が妥当であるというふうにお考えになつてはいるのか、それとも引き上げるお考えがあるかどうか、御意見を……。

ということになつておるわけでござりますが、もちろんこの果たす役割りは、単に不正、誤認といったようなものを発見するなり、あるいはその防止のためというだけではないといふことでございまして、むしろ積極的な見地から経営が合理的、効率的に行われるよう、そういうただいま先生がおっしゃいますような、いわゆる経営指導の機能というものを持つていなければならぬというふうに思うわけでございます。特に、現在のようないくもののかつては、監査士の体制といったものも非常に漁業経営が苦しくて、このために漁協とは経営の指導まで及ばなきやいかぬというふうに思つておいでござります。

資料をいただいたのを見せていただきましたが、道漁連は四十七年から五十二年にかけて三養商事等と、銅路とか韓国、あるいは日締実業とはタイ国ですか、合併の会社をつくっておったといふことになつてゐるんですが、この事件、問題になつたときに、この合併会社の設立というのは水協法違反の疑いがあるんじゃないかというようなことが議論されたようにも私も記憶しておりますが、この道漁連に対し出資除去の処置を講ずるよう、政府は指導されたといふに伝えられてゐるんです。このように五十五年当時にもうすでに漁連の出資会社が問題になつておつたわけですね。それにもかかわらず、先ほどもお話がありま

ン、これにもなるわけですが、非常に厄介な事件でござります。

資料をいただいたのを見せていただきまして、商事等と、鉄路とか韓国、あるいは日錦実業とは、タイ国ですか、合併の会社をつくっておったということになつていてるんですが、この事件、問題になつたときに、この合併会社の設立というのは水協法違反の疑いがあるんじゃないかというようなことが議論されたようにも私も記憶しておりますが、この道漁連に対し出資除去の処置を講ずる。ように政府は指導されたといふに伝えられているんです。このように五十五年当時にもうすでに漁連の出資会社が問題になつておったわけです。それにもかかわらず、先ほどもお話をありますように、その後に五十七年ですか、長崎県漁連で出てきた問題、それも他のところへ出資をしているというような、そういうことで実態調査をしたように、その後に五十七年で、そこでは書いているんですね。このおたくで出資してきた資料では、五十七年に長崎県漁連の問題のところで漁連等の出資会社の実態調査を取りまとめ中と、取りまとめた結果に基づいて必要に応じて所要の措置を検討すると。すでに五十四年冬の段階で問題になつておったのを、何らその後手續を打たないで、長崎の件が出てきてそれからまあ調べましょかと、こういうことをもつと早くやつておられれば未然に防げたんではないかといふふうに気がするんですが、一たん起つた事件を、それを二度と再びそういうことが起らぬよう——まあ転じておられれば未然に防げたんではないかといふふうにいう、それを教訓にすると、こうつてしまつたことはこれしようがないんですね、今後それをいかに同種の事件を防ぐかといふことが、これが一番大事なことだらうと思うんで、ですが、その教訓が全然生かされてないような気がしてならないのですが、この点はどうお考えになりますか。

よくなことが二度と起こらないように対処するこれがわれわれの責任であるということは当然のことです。

ただいまお尋ねの点は、北海道漁連の教訓にからみて、その後直ちに、直ちに関連会社に対してもの対応策をとらなかつたじやないかといふふうに思うわけでございますが、この北海道漁連の事件を契機にいたしまして、昭和五十五年の七月に大臣認可の漁連等に対しましては、漁連等の事業運営等に関する留意事項ということで通達をいたしております。その中で会社の株式の取得または団体への出資は組合等の本來事業を行うために必要がある場合において認められていくものであるから、出資等に当たつてはその必要性について慎重に検討の上で真にやむを得ないものに限定をしろということを通達をいたしました。その後に千葉及び長崎の漁連のケースが出まして、はなはだ遺憾であるわけでございますが、私どもとしましては、農協に比しまして漁協の場合には比較的こういった出資会社のケースも少なかつたので、現実には個別の検査によりまして対応できるといふふうに考えておったわけでございます。現に千葉漁連の件につきましても、水産庁の検査が契機になりましてこれが発覚したものでございまして、私どもとしてはかなり厳正な検査をやつてきているつもりでござります。しかしながら、このように出資会社が全国的に数も多くなつてきていることでもあり、また千葉県漁連あるいは長崎漁連のケースといったような経験にかんがみますと、決してこのままで、出資会社の問題はそのままにしておくというわけにはいかないといふふうに考えまして、実は実態調査をいたしまして、いろいろ出資会社の類型がございますので、その類型をいまいろいろなケースごとに分けまして、それでそれに対応する対策をつくっていくと、で、必要に応じてこれにつきましての指導方針といったようなものも流していくたいというふうに考えておる次第であります。

○中野明君 それじゃ時間の関係で、監査事業について最後にお尋ねをしたいと思いますが、從来は都道府県の連合会が自主的に行つてまいりました監査事業ですが、漁協の指導監査士といふふうに名称が示しておりますとおりに、指導機能と監査機能を密着させて、漁協組織の運営の全般にわたって指導監査、これをやってきたということですが、今回、漁協監査士制度というものが法制化されるわけでございますが、そうなりますと、監査士の責任は非常に大きくなつてくるわけであります。が、この最近の漁業をめぐる厳しい環境に対して適正な漁協経営を確保するためには、単に監査だけではなくして、合併とか、自己資金の充実あるいは各種事業の充実強化を図るなど、いろいろやらなきやならぬことはたくさんあるわけなんですね。経営指導というのも今まで以上にこれ必要になってきていると思うんですが、この法律が改正された後に、この漁協経営の指導といふものをどうなさるのか、監査士が果たす役割りといふもの、これについてちよつと御見解をお聞きしておきたいんです。

○政府委員松浦昭君 連合会が行いますところの監査事業は、会員たる組合の組織、事業運営及び会計の全般にわたりましてその状況を監査するものであります。

業の実施に当たりまして、一定の資格を有する者である役員あるいは職員を充実させて、監査の対象となる漁協等の事業が、事業量も拡大し、あるいは複雑化している、あるいは専門化しているということに対応できるような一定の専門的な知識、経験を持つている方でなければやっぱり監査をやっていただけないということを前提にいたしまして、かなり資格というようなことも厳しくしていくということで考えておるわけでございまして、さような面で総合の指導までできるようの方を、そういうことを考えておられたまた人材を選んで監査士にしていくということを考えている次第でございます。

○中野明君 先ほども少し触れておられましたが、北海道の道漁連の空売り事件ですか、それから千葉県の不正融資事件等系統組織における大型の不祥事件が相次いで起こって、こういう事件が起つたのをいろいろ聞いてみますと、ごく一部の人が組織の内部の牽制の組織の不備というんですか、そういうことで盲点なんかをついて引き起こしておりますが、非常に悪質だと私も思います。しかし、一たんこういう事件が起つてしまふと、多くの組合員や会員たちが苦々として築き上げてきた財産なり信用に大損害を与えるということになりますし、協同組合運動のイメージダメージだ

したように、その後に五十七年ですか、長崎県漁連で出てきた問題、これも他のところへ出資をしているというような、そういうことで実態調査しているから着手すると、五十七年になつてそういうことをここでは書いているんですね。このおたぐくから出てきた資料では、五十七年に長崎県漁連の問題のところで漁連等の出資会社の実態調査取扱いを打たないで、長崎の件が出てきてそれからまあまとめましょうかと、こういうことをもつと早くやつておられれば自然に防げたんではないかといふ調べましましようかと、こういうことをもうと早くやつておられれば未然に防げたんではないかといふふうに気がするんですが、一たん起つた事件を、それを二度と再びそういうことが起らぬようにならぬようにといふ、それを教訓にすると、まあ起つてしまつたことはこれしようがないんですけどね、今後それをいかに同種の事件を防ぐかといふことが、これが一番大事なことだらうと思うんでありますが、その教訓が全然生かされてないような気がしてならないのですが、この点はどうお考えになりますか。

得ないものの限定をしろということを通達をいたしましたが、私どもとしましては、農協に比しまして漁協の場合には比較的こういった出資会社のケースも少なかつたので、現実には個別の検査によりまして対応できるというふうに考えておったわけでござります。現に千葉漁連の件につきましても、水産庁の検査が契機になりましてこれが発覚したものでございまして、私どもとしてはかなり厳正な検査をやってきているつもりでございます。しかしながら、このように出資会社が全国的に数も多くなってきてることでもあり、また千葉県漁連あるいは長崎漁連のケースといったような経験にかんがみますと、決してこのままで、出資会社の問題はそのままにしておくというわけにはいかないといふふうに考えまして、実は実態調査をいたしまして、いろいろ出資会社の類型がございますので、その類型をいまいろいろなケースごとに分けまして、それでそれに対応する対策をつくっていくと、で、必要に応じてこれにつきましての指導方針といったようなものも流していくたいというふうに考えておる次第であります。

○中野明君 これもまた先ほども問題になつておりましたが、水協法で、行政庁は「毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない」と。この常例検査毎年一回を実施しなければならないというふうに法律は命じておるわけです。ところが、實際は二年に一回ぐらいしかできていない。非常に、これ法律が命じていることなんですかから、これは拘束力を持つていると私は思うんですが、それがまあいろいろ理由をつけられて、二年に一回しか検査が行われていらないというのが実態のようですが、それじゃ困るわけです。

○政府委員(松浦昭君) 私どももできるだけ検査の内容は充実をしていかなきゃならぬと。特に、かかる不祥事件が起つておる事態におきましては、よりこの常例検査を強化していかなきゃならないことでございまして、先ほども申し上げましたように、検査官の人数も、このように非常に財政改革の厳しい折ではござりますけれども、一名定員を増いたしまして、しかも旅費も二〇%ふやすということでござつて、検査の実施率も五十三年の状態ではまだ四〇%強ぐらいであつたわけでございますが、現在ようやく六〇%まで充実をしてきております。

まあ、年一回常例としてこれを検査するといふ、「常例」という意味がどういう意味であるかということは、いろいろ法律の解釈で争われるところでございまして、その点についてここで申し上げる必要ないかと思いますが、私どもとしては、やはりその内容の充実ということを圖つてまいるべきなことは先生の御指摘のとおりでございますので、予算面あるいは人員の面で今後ともさらに努力をしてまいりたいと思う次第であります。

○中野明君 じゃ、次の問題は、不祥事件が発生する防止策なんですが、これは外部からの検査や内部の専門監査機関の質的向上を図ることは当然

なんですが、それ以前に、先ほどもちょっとと申しましたように、おたくの組織の中の牽制体制ですか、牽制ができるような、牽制し合う機能といふもの、これがまあ大事だろうと思うんですね。そして大事件になつているというようなことでは困るわけでして、内部の管理規程等が整備される必要があると思うんですが、この点はどうお考えになつてますかね。

○政府委員(松浦昭君) まあ、一例を北海道漁連の例にとりましても、その原因をいろいろと考えてみますと、基本的にはやはりこういつた漁連が非常に事業を拡大してまいりまして、特に投機的な行為に出で、商社化と申しますか、そういう実体を備えるようになつたということが原因であると思ひますけれども、しかし、実際に漁連を運営していくに当たりましてあのようないい不祥事件が発生したやっぱり基盤があつたというふうに考へるわけでございます。それはやはり帳簿、それと金物という、この三つがきちんと整合性を持つてチェックされていなかつたという点に非常に大きな問題があつたのだと思ひますし、また、一部の職員に対して仕事を任せておりまして、あの場合にはたしか七年間だったと思ひますが、任せつ放しへてチェックされていなかつたといふふうに思ひます。それで、私は七七年間だったと思ひます。

まあ、年一回常例としてこれを検査するといふ、「常例」という意味がどういう意味であるかということは、いろいろ法律の解釈で争われるところでございまして、その点についてここで申し上げる必要ないかと思いますが、私どもとしては、やはりその内容の充実ということを圖つてまいるべきなことは先生の御指摘のとおりでございますので、予算面あるいは人員の面で今後ともさらに努力をしてまいりたいと思う次第であります。

さような点から申しまして、私どもとしましてはあの事件が起つりました直後に通達をし、また個別にも指導しておりますが、そういった帳簿と、それから役員というものが責任を持つて指導体制、指導の責任を持つていくことが必要であるということで通達も流し、また個別の指導もやつしているという状況でございます。

○中野明君 それで、今回の改正で監査士ができるわけですが、漁連が今まで任意で行つてきた監査規程のもとで実施されることになるはずなんですが、この仕事に従事する監査士も法令に基づく一定の資格を持つことになります。

そこで、私が尋ねしたいことは、政府も監査規程の認可等を通して本事業への関与を深めると懸念する向きもありますけれども、行政の検査と、監事監査と、それからこの監査士の事業、これをどのように関連させて系統組織に対する合理的な運営していくに当たりましてあのようないい不祥事件から部内での監事監査、それから今回のこという系統組織を通じた監査事業と、この三つにつきましては、その機能というものは最終的には組合の事業の運営、会計の処理等が適正になされにくということがその目的にあるということはそのとおりでございます。しかしながら、おのおのの監査ないしは検査の機能というものはそれぞれ違つた側面というものを持っているというふうに思ひます。つまり、行政の行う検査は、法律に基づきまして常例として一年一回ということで、行政上の指導指針というものを前提にしまして行う

検査でございまして、いわゆる強制検査でございます。それから漁連の行う監査事業は、系統組織の団体が下部団体の会員たる漁協に対して行う指導事業といふもので、いわゆる經營指導という側面を持つていて思ひます。それから漁協等の監事の行う監査は、漁協という組織体の中において執行部の運営に対する自己規制の見地といふことに思ひます。

そこで、「省令で定める資格」とは何ぞやといふことになるわけでございますが、その内容といふことには、全国を地区とする漁業協同組合連合会または水産加工業協同組合連合会が農林水産大臣の承認を受けて行う資格試験に合格した者として、これとの整合性の問題であろうといふに思ひます。

そこで、「省令で定める資格」とは何ぞやといふことになるわけでございますが、その内容といふことには、全国を地区とする漁業協同組合連合会または水産加工業協同組合連合会が農林水産大臣の承認を受けて行う資格試験に合格した者として、これとの整合性の問題であろうといふに思ひます。

そこで、「省令で定める資格」について所要の経過規定を置くことによりまして、法改正によりまして従前の資格が無意味なようにならないよう、十分に考えてまいります。

うことでございまして、その三者とも相互にうまく関連させながらこれを充実させるということが今後必要であるというふうに考える次第であります。

○中野明君 それからもう一点は、監査士の現在まあ登録されている人は三百六十七名ですか、この身分ですが、新制度になりますとこの身分がどうなるのか、この人たちの。心配しておる向きもあるよう聞いておりますが、この点はどう対応されるのか、お考へを聞いておきたいですね。

○政府委員(松浦昭君) ただいま現在の時点で全漁連登録の漁業協同組合指導監査士の資格でございますが、三百六十七名おられまして、これは全漁連が実施するいわゆる指導監査士試験に合格しているということも、それから漁連等の団体に現に勤務する役員または職員であるということ、それから経営指導の事務に従事した期間が通算三年以上であるということでございまして、五十七八年現在で先ほど申しました三百六十七人が登録されています。

○政府委員(松浦昭君) 確かにこの行政監査、それから部内での監事監査、それから今回のこという系統組織を通じた監査事業と、この三つにつきましては、その機能というものは最終的には組合の事業の運営、会計の処理等が適正になされにくということがその目的にあるということはそのとおりでございます。しかしながら、おのおのの監査ないしは検査の機能といふものはそれぞれ違つた側面といふものを持つていて、役員もよくこれをチェックしておるわけでございまして、これらのこととは長崎にはたしか七年間だったと思ひますが、任せつ放しへてチェックされていなかつたといふふうに思ひます。それで、私は七年間だったと思ひます。

今回御審議願つておる水協法の改正案では、監査事業には「水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で省令で定める資格」、これを有する者である。そして、そういうふたつの役員または職員を従事させなければならぬということが規定されておるわけでございまして、これとの整合性の問題であろうといふに思ひます。

そこで、「省令で定める資格」とは何ぞやといふことになるわけでございますが、その内容といふことには、全國を地区とする漁業協同組合連合会または水産加工業協同組合連合会が農林水産大臣の承認を受けて行う資格試験に合格した者として、これとの整合性の問題であろうといふに思ひます。

そこで、「省令で定める資格」について所要の経過規定を置くことによりまして、法改正によりまして従前の資格が無意味なようにならないよう、十分に考えてまいります。

○中野明君 それで、改正後の具体的な事業の進め方ですが、監査士の人数とか規模、資格試験の実施機関、実施方法、監査組合の決定方法や協力義務ですね、事業に要する費用の負担、これらの問題点がありますが、この点についてはどういうようにお考えになつておりますか。

○政府委員(松浦昭君) 監査士の人数規模につきましては、先ほど申しておりましたように、現在漁連に四百人弱の方々が登録されておりますが、ございまして、これを経過規定によりまして、改正法上の監査士ということで位置づけるということを予定しているとただいま申し上げた次第でございます。当面はこれで対処可能であると考えていますが、さらに改正法施行後、逐次新しい監査士の養成に努め、さらにこれを拡充していくということが必要だらうと思います。

それから、監査士の資格試験の実施機関でございますが、これは全国を地区とする漁業協同組合連合会または水産加工業協同組合連合会といふことで、当該資格試験を適正に実施し得る能力があると認められるものということでございまして、具体的に端的に申しますれば、当面は全漁連といふことでござります。

それから、試験科目、試験方法、受験資格等、試験の実施方法につきましては、資格試験の実施機関たる全漁連が農林水産大臣の御承認を受けて定めるということで、省令で定める予定でございます。

それから、監査組合の決定方法につきましては、漁連等の監査事業は、監査の要領及びその実施方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を監査規程で定めまして、それに基づいて事業実施が行われるということになります。監査組合の決定に関しましては、監査規程においては農協の場合に準じまして監査対象としようとする組合の意見を十分聞いた上で決定すること、それから監査を受けたい旨の申し出があつた場合については可能な限り対象とすることとするように各連合会に対して指導することを予定しております。

また、監査に対する協力義務でございますが、漁協等の行う監査は相手組合の意向を無視して、強制的に行うという性格のものではございません。相手組合の同意または申し出を前提として行われるものでございますから、特に協力義務を課すということがなくとも事業の運営は円滑にできるというふうに考えております。

なお、この監査事業につきましては、国が補助をいたしておりますわけでござりますが、この点につきましては、現在全漁連に対しまして漁協指導監査士の養成のための研修会の実施、あるいは漁協指導監査士資格試験の実施、さらには再教育研修の実施といったようなことの助成を行つております。そこで、この助成につきましては、当然今後とも継続するということで考えてまいりたいと思っております。

○中野明君 じゃ最後に大臣、先ほど私もテレビで報道されておる話もしただけですが、漁協の現在立つておる位置というのは、信用事業においてもまだ市民権は全然得られてないというような状況の中で、共済、信用と、この両方面から漁協を整備充実していくとする大事業なんですが、とてもこれが立ち運のがはははだしいものですから容易なことではないと思いますが、そうかといって漁業といふものは、もう連日のこの委員会でも問題になつておりますように、非常に大事な産業でございますので、ぜひこれは、この法律を提案されたことを機に、漁業協同組合といふものにどこまでこ入れをして力をつけさせ、そして他の共済、信用の仲間入りをして堂々とやつていけるようになります。

そこで、私は思いますが、そういう大きな課題がこの法律にも含まれていると私は思います。そういう点で、大臣の決意をお聞きして終わらたいと思います。

○國務大臣(金子岩三君) 農業と漁業とを比較した場合、漁業は大変脆弱な組織の団体でございまして、特に先ほど申し上げましたように人材がやっていると私は思います。そういう点で、大臣の決意をお聞きして終わりたいと思います。

もっと漁業団体は自立心を強くして、そして人材を求める、みずからがやはり自分の団体の強化を図ることが何よりも先決ではなかろうかと思いまして、今後農業と違つた指導方針で漁業団体の強化を図つてまいりたいと思います。

○下田京子君 今回の法改正で、共済事業が漁協でも元受けできるというふうになったわけです。でも外勤といいますか、そういうことで勧誘事業なんかふえてくるんではないか。

問題は、私がお尋ねしたいのは、そのことに絡んで漁協で働く職員の皆さんの労働強化というふうなことが心配されるわけです。そして、とりわけ労働条件が、後でも述べますけれども、現在でも非常に劣悪になつてきているわけですね。これは農協がオンライン化システムで正式に昨日全銀加盟といふことは御承知のとおりですが、三重県の、ある農協の場合なんですけれども、婦人労働者三名を共済事業に充てまして、労働時間も正午から夜の八時半までというふうな変則勤務で、しかも三人だけで当初の共済の目標額を八億円ノルマで与えた。これは大変問題になつて、議論があつて、たまたま労働組合もあってそれは撤回させたわけですから、漁協は組合もないといふところも非常に多いわけですね。こういうことで、さつきからもお話をございましたけれども、漁協の場合には漁業権の管理ということで最も大きな仕事になつていて、販売事業等ありますだけに、協同組合を労使が一体になって支えていくといふ使命もございますだけに、本当に本来あるべき姿から外れるがないよう、きちんととした対応をすべきだ、こう思ふんです、基本的な考え方をお聞きします。

○政府委員(松浦昭君) 今回、漁業の協同組合に

対しまして共済事業に元受け責任を付与するという措置をとりたいということで御提案申し上げておりますが、これは、それによりまして、むしろ、事業が拡大することによりまして、それによって職員数もふやしていく必要があります。むしろ、事業が拡大することによりまして、それが、それによって協同組合全体の経営がよくなることは、合理的な事業執行体制をとつておられます。むしろ、事業が拡大することによりまして、またそれによって職員数もふやしていく必要があります。むしろ、事業が拡大することによりまして、それが、それによって協同組合全体の経営がよくなることは、正しい方向であるというふうに思つております。

○下田京子君 言葉を返すつもりもないんですが、ちょっといま事業の拡大に合わせて職員数もふやしていくと。私が心配しているのは、現在の職員の実態の中で事業拡大で推進だけをずっとやつたままのことを目標にして今後の運営をしていくべきでありますよという意味で申し上げたわけなんで、具体的にお尋ねしますと、農協の場合には共済の担当職員が五十五年度で一万七千三百二十七名おるんです。漁協の場合にはどうかといいますと、現在共済の委嘱業務にタッチしている職員がどういう状態なのかわからないんです。長官、その辺御承知でしょうか。実態的には、信用部門と兼務したり、あるいは指導部門の中に担当者を配置したりなんかして、これは漁協によってまちまちだと思うんですよ。御存じですか。

○政府委員(松浦昭君) 現在の漁協の状態、特に人員が非常に農協に比べて少ないという状況から申しますと、確かにいろいろな形で兼務をしながら仕事をしているという状況であることは間違いないところだと思います。事務がそのため単に一つだけの事務で専念できるといったような状況はない、そこまで漁協の方々も職員が非常に苦労しておられるという状況であろうというふうに思つておられます。むしろ、事務の執行体制といふものを整備するにはやはり仕事を大きくし、それによってまた経営もよくなり、それによつてまた条件もよくなると、こういう前向きの循環、いい

ことで半数が十万円以下の水準なんですね。大臣も
ちょっと実態よく聞いておいてくださいね。それ
で、そういう状況にありますだけにそれは年齢構
成とか、職種だとか、学歴だとかなんのいろいろ
出せば用意はあると思うんですけども、どうも
労基法の第四条違反ではなからうかというふうに
思われる節もあるわけです。つまり男女同一賃金
の原則から見てどうなのかと、こういうことでござ
いますから、賃金の問題につきましてもやつぱ
り具体的に対応なされますようにこれも要望して
おきたいと思うんです。

けれども、農協等と比較いたしまして年齢構成等の要素を考えてみると、確かに先ほど申しましたように漁協の場合には賃金水準が低いといふことは私もそう思つております。ただ、女子との比較におきましてやはり年齢が若い方がたくさんおられるんじゃないかということやら、あるいは学歴その他から見ましてやはり女性の場合に平均的な賃金水準が低くなつてゐるということはこれでは否めない事実じやないかといふふうに思つわけですね。私どもとしましてはやはり法律で定められている基準というものはこれは守らにやいかぬ、これはそういうふうに思うわけでございまして、そうでない事例がもしもございました場合には、それに対する法的要件を満たすようにならうと思つておきます。ただ、やはり先ほどから申し上げておりますように、優秀な職員を集めてうんと頑張りたいというふうに思つてもなかなかそれは経営が苦しいということがございますので、その点につきましてもやはり指導というものが非常に重要であるというふうに思つておるわけでござります。

○下田京子君 それで男女間の賃金格差なんですが、男子を一〇〇とした場合に、漁協の場合に北海道は女子が七五%で、近畿地方の場合に七八・八、四国が七七・七というふうに大変低いんです。それから定年制の問題なんですかけれども、こ

れは五十七年の三月三十日に水産府長官がお出しになつておりますね、例の退職年金の支給開始年齢の引き上げに相まって。ここには、「定年年令に男女格差を設けているものが見受けられるが、このような男女別定年制を定めた就業規則、労働協約は無効である旨の判決が出されていることもあります。雇用関係の適正を欠くものとしては是正を図る必要があるので、都道府県婦人少年室等関係部局との密接な連携のもとに、その是正につき指導されたい」。こういうふうにも言つてゐるわけなんですが、これを出しました後、どういうふうに是正されているか実態をおつかみでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 今回行いました調査によりまして前回の調査よりも定年の年齢が伸びています。それからまた、定年につきましては実は農協よりも漁協の方がいい状態にあるということは事実でございまして、このような長官を通達の効果というものがそういう点で出ているんじゃないかというふうに考えております。

○下田京子君 農協に比べて漁協の方がいいということなんですが、長官ね、なぜそうなつてているのかということになりますと、お勤めになつてている年齢構成とかなんかというのは違つてくるんですよ。十年以上の職員の割合が男子が四〇・二%なのに女子は二三・一%しかない。それから在職二年以下の職員というのが男子は一八・八%なのに女子は三六・六%。退職者、二十九歳以下で退職されている人が男子は三六・九%なのに女子は八三・一%なんですよ。だから定年決めるもへつたくれもないんですよ。もうその中で八割以上が退職されちゃつていて。しかも五十五年の中で退職者の理由が、見てみましたら、結婚によるものというのが、もちろん男子はゼロなんですが、女子は五二%なんですね。

そこで労働省においていただいでおりますのでお尋ねしたいんですねけれども、国連婦人の十年も残すところあと二年余りということで、ちょうど四月十日から十六日までが婦人週間でもございま

す。そしてまた労働省の婦人少年局でもあらゆる分野への男女の共同参加ということで、こういうことで冊子もお出しなって啓蒙活動もなされているわけなんですね。いまのようなことで、定年制の男女格差ということと前半期の重点項目でありましたが、後半期にあってもやっぱり変わらずやられていくと思うんですね。いままでの話をお聞きになつて御存じだと思ふんですが、が、できましたら、なかなか都道府県の婦少室なんかがお出しになつて、連携とつてということですが、逆に責任省庁である水産庁なんかとも連携とりまして対応いただきたい、こういうふうに思うわけであります。そういう積極的な対応どうかという点でお聞きしたいと思います。

○説明員(佐藤ギン子君) いま先生がおっしゃいましたように、婦人少年局では男女別の定年制等の解消につきまして五十二年から五年計画をつくってその解消に努めてきたところでございまして、当然漁業協同組合等もその対象に含めて改善を進めてきているところでございます。現在までに把握いたしました対象企業の七割におきまして差別的制度が廃止されておりますけれども、まだかなりの企業において残っておりますので婦人の十年の後半期におきましても積極的にこの改善を進めていこうということで行政指導をしているところでございます。したがいまして、御指摘の漁業協同組合につきましてもさらに実態の把握に努めまして、水産庁等の関係行政機関とも十分御連絡をとらせていただきまして必要な行政指導の力を入れてまいりたいと思います。

○下田京子君 そういうことで長官が通達をお出したくなっては是正されたのかなというところももうないような気もいたしますので――いや、効果なしとは申し上げておりません。婦少室なんかとも連絡をとって具体的におやりになる上でお願

○下田京子著 それで男女間の賃金格差なんですが、男子を一〇〇とした場合に、漁協の場合に北海道は女子が七五%で、近畿地方の場合に七八・八、四国が七七・七というふうに大変低いんです。それから定年制の問題なんですけれども、こ

れは五十七年の三月三十日に水産府長官がお出しになつておりますね、例の退職年金の支給開始年齢の引き上げに相まって。ここには、「定年年令に男女格差を設けているものが見受けられるが、このような男女別定年制を定めた就業規則、労働協約は無効である旨の判決が出されていることもあります。雇用関係の適正を欠くものとしては是正を図る必要があるので、都道府県婦人少年室等関係部局との密接な連携のもとに、その是正につき指導されたい」。こういうふうにも言つてゐるわけなんですが、これを出しました後、どういうふうに是正されているか実態をおつかみでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 今回行いました調査によりまして前回の調査よりも定年の年齢が伸びています。それからまた、定年につきましては実は農協よりも漁協の方がいい状態にあるということは事実でございまして、このような長官を通達の効果というものがそういう点で出ているんじゃないかというふうに考えております。

○下田京子君 農協に比べて漁協の方がいいということなんですが、長官ね、なぜそうなつてているのかということになりますと、お勤めになつてている年齢構成とかなんかというのは違つてくるんですよ。十年以上の職員の割合が男子が四〇・二%なのに女子は二三・一%しかない。それから在職二年以下の職員というのが男子は一八・八%なのに女子は三六・六%。退職者、二十九歳以下で退職されている人が男子は三六・九%なのに女子は八三・一%なんですよ。だから定年決めるもへつたくれもないんですよ。もうその中で八割以上が退職されちゃつていて。しかも五十五年の中で退職者の理由が、見てみましたら、結婚によるものというのが、もちろん男子はゼロなんですが、女子は五二%なんですね。

そこで労働省においていただいておりますのでお尋ねしたいんですねけれども、国連婦人の十年も残すところあと二年余りということで、ちょうど四月十日から十六日までが婦人週間でもございま

す。そしてまた労働省の婦人少年局でもあらゆる分野への男女の共同参加ということで、こういうことで冊子もお出しなって啓蒙活動もなされているわけなんですね。いまのようなことで、定年制の男女格差ということと前半期の重点項目でありましたが、後半期にあってもやっぱり変わらずやられていくと思うんですね。いままでの話をお聞きになつて御存じだと思ふんですが、が、できましたら、なかなか都道府県の婦少室なんかがお出しになつて、連携とつてということですが、逆に責任省庁である水産庁なんかとも連携とりまして対応いただきたい、こういうふうに思うわけであります。そういう積極的な対応どうかという点でお聞きしたいと思います。

○説明員(佐藤ギン子君) いま先生がおっしゃいましたように、婦人少年局では男女別の定年制等の解消につきまして五十二年から五年計画をつくってその解消に努めてきたところでございまして、当然漁業協同組合等もその対象に含めて改善を進めてきているところでございます。現在までに把握いたしました対象企業の七割におきまして差別的制度が廃止されしておりますけれども、まだかなりの企業において残っておりますので婦人の十年の後半期におきましても積極的にこの改善を進めていこうということで行政指導をしているところでございます。したがいまして、御指摘の漁業協同組合につきましてもさらに実態の把握に努めまして、水産庁等の関係行政機関とも十分御連絡をとらせていただきまして必要な行政指導の力を入れてまいりたいと思います。

○下田京子君 そういうことで長官が通達をお出したくなっては是正されたのかなというところももうないような気もいたしますので――いや、効果なしとは申し上げておりません。婦少室なんかとも連絡をとって具体的におやりになる上でお願

その具体的中身はどのようにお考えになつていま
すでしょか。

○政府委員(松浦昭君) 先ほど御答弁申しました
ように、一応私ども五十五年に通達を出してお
るわけでございますが、その後なお二つの大きな
事件が出たということとはなはだ遺憾でございま
して、さような点から、さらに個別の常例検査そ
の他を通じまして的確に、事件が起らぬよう
に対応していくべきというふうに考えておるわけ
でございますが、先ほど申しました件は、実はこ
れらの問題が外部出資をいたしているそういう会
社から起つてゐるということに着目をいたして
おるわけでございまして、千葉県の場合もそうで
ございましたし、長崎の場合もそうでございま
す。そこで農協の場合には、こういう外部出資の
会社に対しまして一般的な基準というものをつけ
まして、これに対しましての指導をやつてあるわ
けでございますが、残念ながら今まで漁協の場
合には出資をしている先も少なかつたために個別
に対応していくというのが事実でございます。そ
こで、今回の事件を契機にいたしまして、類型別
に出資会社の実態を調査して、これに基づいてこ
のような事件が発生しないように、要すれば所要
の措置を通達していくのが具体的な方
策でございます。

○下田京子君 いま農協のことが出されました。
その農協で言われているような内容と具体的に同
じような方向でやるというふうなことなのかどう
かという点であえて御質問しますけれども、この
農協の場合には、すでに、共同会社の設立に当た
つては、ということで四十六年に通達を出してお
りまして、一つは、あらかじめ行政官庁に対しても
共同会社の定款とか、事業計画とか、出資者の構
成及び役員の構成まで届け出るとか、あるいは、
組合の常勤理事の場合には共同会社の業務及び財
産の状況を常時把握して、共同会社の経営が設立
の趣旨に沿い、かつ健全に行われるよう措置を
するとか、あるいはまた共同会社の財務諸表を行
政庁に届け出るものとするとか、あるいはまた農

業協同組合監査士による共同会社の業務及び財産
の状況の調査をするとか、さらに組合の役職員と
共同会社役職員の兼務は制限するとか、こうなつ
て大分理解はしたわけでございますが、四、五点ち
つとやつぱり指針にして出したいと、こういう
ことでよろしいですか。

○政府委員(松浦昭君) ただいまの農協の事例も
十分に参考にして考えてまいりたいというふうに
思いますが、われわれとしては、やはり漁業の場
合にいろんな類型がございます、出資会社の。そ
の類型に応じた形で適切な指導が行われるとい
うことが必要でありますので、さよならいま実態調
査をいたしております。ですから、農協のそのよ
うなことをそのまま採用するということではなく
て、漁業の場合にはそのような実態に即応した形
でもう少し詰めた形で指導をしたいということ
で、いま検討しているということでございます。
○委員長(下条進一郎君) 時間がわずかですか
ら、質疑は答弁の時間を想定してお願ひいたしま
す。

○下田京子君 大臣に一言。そういうことで、今
回長崎漁連の場合には漁連の一〇〇%の出資会社
で起きたという事件であります。共同会社の管理
適正化のための基準を早急につくるためにいまい
ろいろ検討されているということでございます
が、本当に今回の監査体制の整備ということで法
改正を行なうということで御提案を申し上げた次
第でございますけれども、これはやはり、先生た
だいま申されましたように、非常に大きく漁業を
めぐる情勢が変化しておりますので、二百海里体制
の定着あるいは燃油価格の高騰といったような非
常に重大な事態を迎えて、漁業経営が非常に苦し
い状況でございます。漁業経営が苦しければやは
り漁協の経営も苦しい、そういう状況になつてお
りまして、不振漁協と言われるものが非常に多く
発生をしているわけでございます。また同時に、
漁業の内部から起つた事態ではなくて、むし
ろ、たとえば信用事業のような場合には、先ほど
がまだ農水大臣になる前ですから、それで、その
後、長官が一生懸命、後、監査体制を強化しよう
ということでお力をされております。こういうう
とが、再び全国の漁連にこういう不祥事件が生じ
ないようにひとつ全力を挙げて指導いたしたいと

思っております。

○伊藤郁男君 私からも、きょうの議論を聞きま
して、この法改正の目標と、内容につきまし
て大分理解はしたわけでございますが、四、五点ち
つとやつぱり指針にして出したいと、こういう
ことでよろしいですか。

今回が十年ぶりとなるわけですが、この
四十八年の改正時点とこの十年間といふのは大
きな情勢が、大分といふよりも、急激に情勢が変化
している。二度にわたる石油ショック、さらに二
百海里時代、こういうことで大きく変化をして、
きわめて厳しい情勢下に漁業の環境が置かれてい
る、こういうように——もちろん、まあ当然です
が。そしてこの状況の変化そのものが漁協系統組
織の構成や運営にも大きな影響を与えてい
る、こういうようなお話しでございますが、そこ
で、まず、この漁業法と並ぶ基本的な法律であるこの
水協法の改正に当たりまして、漁業と漁協等をめ
ぐる情勢の変化をどのように踏まえて本改正案を
作成をしたのか、その辺の基本的なことをまずお
伺いしたい。

○政府委員(松浦昭君) 今回、十年ぶりの水協法
の改正を行うということで御提案を申し上げた次
第でございますけれども、これはやはり、先生た
だいま申されましたように、非常に大きく漁業を
めぐる情勢が変化しておりますので、二百海里体制
の定着あるいは燃油価格の高騰といったような非
常に重大な事態を迎えて、漁業経営が非常に苦し
い状況でございます。漁業経営が苦しければやは
り漁協の経営も苦しい、そういう状況になつてお
りまして、不振漁協と言われるものが非常に多く
発生をしているわけでございます。また同時に、
漁業の内部から起つた事態ではなくて、むし
ろ、たとえば信用事業のような場合には、先ほど
がまだ農水大臣になる前ですから、それで、その
後、長官が一生懸命、後、監査体制を強化しよう
ということでお力をされております。こういうう
とが、再び全国の漁連にこういう不祥事件が生じ
ないようにひとつ全力を挙げて指導いたしたいと

たしまして、今後どういふうに対応していくた
らしいかということを考えてまいりたわけでござ
りますが、なかなか、これの抜本的な改正とい
うところまで考えますと、やはり、漁業権の問
題——これは農協と違いまして、漁協は漁業権の
管理という特別な制度を持っておりますので、そ
こまで入り込んだ改正ということは、これはなか
なか時間もかかるし、慎重な検討を要する。しか
し、それを持つておつては当面の漁協の経営の改
善ということに対応することができない、こう考
えまして、先ほどから申し上げておりますよう
に、系統による共済事業の推進ということにより
まして漁協に一つの活力を与えるということが必
要だろう。それから第二は、先ほど申し上げまし
たような金融業というものの競合が激化し
て、漁業の場合にはそのような実態に即応した形
でもう少し詰めた形で指導をしたいということ
で、いま検討しているということでございます。

○委員長(下条進一郎君) 時間がわずかですか
ら、質疑は答弁の時間を想定してお願ひいたしま
す。

○伊藤郁男君 先ほど来議論になつておられます不
祥事件その他ですね、監査制度の、監査士のそ
ういう意味では果たす役割はきわめて重要なだ
けであります。そこでいまの資料を見てみると、監査実施率というの
がありますね、これは非常にいまは低いわけです
が、これを引き上げるために、これはもちろん當
然引き上げていかなくちゃいかぬわけですが、こ
れを引き上げるために政府の考え方、あるいはこ
れを引き上げるために何か助成するような考え方
があるのかどうか、その点をお伺いしたいと思う。

○政府委員(松浦昭君) 現在の全漁連登録によ
りますところの漁協指導監査士制度、これは法令に
何ら根拠のない任意の制度で実施をしていただい
たとして、今後どういふうに対応していくた
らしいかということを考えてまいりたわけでござ
りますが、なかなか、これの抜本的な改正とい
うところまで考えますと、やはり、漁業権の問
題——これは農協と違いまして、漁協は漁業権の
管理という特別な制度を持っておりますので、そ
こまで入り込んだ改正ということは、これはなか
なか時間もかかるし、慎重な検討を要する。しか
し、それを持つておつては当面の漁協の経営の改
善とすることに対応することができない、こう考
えまして、先ほどから申し上げておりますよう
に、系統による共済事業の推進ということにより
まして漁協に一つの活力を与えるということが必
要だろう。それから第二は、先ほど申し上げまし
たような金融業というものの競合が激化し
て、漁業の場合にはそのような実態に即応した形
でもう少し詰めた形で指導をしたいということ
で、いま検討しているということでございます。

おるわけでござりますが、このように水協法上もルールが明定されていないということもありまして、事業のスムーズな運営が必ずしもできぬという状況にあるといたします。このために、実施率をおつしやられましたが、漁協系統では九・九%にしかならない。農協ではこれが三・二%，森林組合系統では二一・二%まで上がつておるわけでございます。そこで、私どもとしても、この実施率を上げていきたい、自主的な監査の充実を図りたいということから、今回改正をいたしまして、監査士制度に法律上の根拠が与えられたということによりましてこれを推進したいというふうに考えましたし、また、監査のルールに、監査に從事する者の服務に関し、監査規程の制定が義務づけられる。漁協等が安心していくくということで、この監査事業を大いに活用されるとということを期待いたしておるわけでござります。

く環境が変化てきておるわけでございます。まず第一に、経済の安定成長期への移行に伴いまして金融機関相互間で非常な競争が激化をいたしておりまして、特に銀行、農協等他の金融機関におきましてはオンライン化といったようなことで、金融機能の拡充強化というのが図られておりますが、残念なことに、漁協系統においてはこれになかなか適合できないという問題がございまして、金融機関の強化が图らんしませんまい」と、

では研究会として一応取りまとめをお願いできる
というふうに考えております。
それからもう一つのテーマでございます緊急融資
資金を中心とする制度金融のあり方につきましては、まだ、五月から検討を開始するということです、まず第一段階の方を先にやつていただいたと
いう状況でございます。

○伊藤博男君 これは先ほどからも議論が出てい
るんですけど、別に郵便局ですか。これほんとうに

用の会計機といふものを使用できるものは全漁協の四割程度という状況でございまして、はなはだおくれている状況でございます。この点は漁協の系統におきましても非常に重大視しておられまして、何とか、この漁協の基盤を強化しまして、信
用事業につきましても強化をし、これに乗つてい
く、一括してこれに加盟できるといった体制に持
つていかたいということで、実は、昭和六十年を
目標としてございまして、本局の組織構成につきも重

第二に、漁業を取り巻く環境が二百海里体制の定着、あるいは燃油価格の高水準での推移といったようなことから非常に漁業経営が悪化しております、このために緊急の融資ということでいろいろな形での融資が行われました。御案内のように、実は一年間の水揚げに近い借金が漁家にたまつておられるといったような状況になりつつあるわけでござります。こういうような実は大きな問題がございまして、その点から水産金融のあり方を抜

来年の三月にできる、これに対抗して民間の金融機関が、いよいよ問題になつておなりました農協、信用組合、労働金庫、これの加入を決めて、いよいよ五十九年夏には全店舗四万店舗を結ぶ国内為替業務データ通信ネットワークが完成する、こういうことでございまして、要するに、そういうそれがその金融機関がオンラインを駆使して高度な金融サービスを展開する、こういうことで、いよいよ来年度は大変な体制ができ上がる。ひとり漁

のシステム化の基本方針ということが言わわれておるわけでございます。ところが、なかなか、これは六十年目標と申しましても、必ずしも容易ではないという状況であると私ども伺つてゐるわけでございまして、さような点から、実は、先ほど御答弁申しました水産金融問題研究会といふような場も持つていただまして、一体どうしたら信託事業の面で強化ができるか、こういった点も実用研究をしていただいているわけでござります。

また、助成の面につきましては、従来からも漁協の指導監査士の養成のための研修会の実施、あるいは漁協指導監査士資格試験の実施、あるいは再研修の実施といったようなことに対しましていろいろな助成をやっておるわけでございまして、この助成は今後とも続けていくとということで財政面の補強もしていくべきだというふうに考へておられます。

○伊藤郁男君 それから第三点目に、昨年、水産庁の中に水産金融問題研究会を設けられた。ここでの検討課題の一つは、水産金融の中核的扱い手である漁協系統信用事業の改善の方向と強化方策、こういうことについたようですが、ざいますけれども、この水産金融問題研究会における検討の経過

本的に見直さなきやという機運が起ころってまいりましたので、私どもの方も五十七年、去年の七月でございますが、水産庁長官のいわば私的な諮問機関ということでございますけれども、学識経験者の方にお集りいただきまして水産金融問題研究会というものをつくっていただきまして、特に漁協系統信用事業の方向と強化方策、それから第二に、緊急融資資金を中心とした制度金融のあり方、この二つを取りまとめていただきたいということでお願いをいたして、現在鋭意御検討を願っているところでございます。大体目標は五十八年の十二月末ということを目途に検討を進めていただいているところでございます。

協系統だけが取り残される。先ほども長官の答弁のように、全国銀行内國為替制度、全銀内為制への加盟ということは、やはり業態一括加盟だから、その条件が整わなければだめなんだということで、とにかく当面は、漁協系統は完全に取り残されしていく、こういうことですが、そうすれば、そういう状況の中でやっぱり組合員や住民サービスというものはなかなか十分にできない、これは明らかですね。そこで、一体、全銀内為制に加盟をするという方向はわかりますが、どのように条件を整備して、いつころをめどにしてこれに参加をしていきたいと考えておるのか、その辺をお伺いしたい。

○伊藤都男君 最後に、漁協の合併の問題ですが、長官あるいは大臣の御答弁にもござりますように、このネックとなっているのは漁業権の問題だ、こういうことで、現在までの進捗率は三五%程度ということですが、その漁業権が絡んで、これがネックとなつていままで合併がなかなかできなかつたというところは、事が漁業権だけに、今までできなかつたんだから今後も恐らくできないだろうというように私どもは推測せざるを得ないんですが、この辺のところの現状と、この合併を促進するために一体どういう方法があるのか、どういう方法でやっていけば効果が上がる

はどうなんだろうか、あるいはまた、いつころ検討の結果をまとめる考え方があるのかどうか、その辺を……。

漁協系統信用事業の改善の方向と強化方策ということにつきましては、専門委員会を設けまして、漁協系統信用事業の現状及び特徴、漁協系統信用事業の改善の方向、改善強化の具体的方策といつたようなことで項目を設けて検討をしていただきまして、本年の六月ごろまでにはこの問題について

の大きな潮流に乗りおくれかかっていることは事実でございまして、こののような為替業務を行えるような資格を持っていてるような組合といふものも、先ほどから御答弁申し上げてますように、非常に少ないわけでございますし、また事務処理の機械化という点から見ましても、当座性の時金専業

○政府委員(松浦昭君) 先ほどから御答弁申し上
だろうか、先ほども、合併助成法を援用してと
か、長官いろいろ言われておりますけれども、果
たしてそれだけで合併が促進できるとも思えませ
んので、そこら辺のところのお考え方をお聞きして
終わりたいと思います。

おらないということは事実でございまして、その原因であるということも事実でございます。このために私どもいたしましては、さらに合併助成法によりますところの助成を活用すると、あるいはその後に行いましたいろいろな助成措置もござります。また、特別指導事業といったようなこともありまして、これによってさらに合併を積極的に取り組んでいくことが一つございまいますが、さらには、私はどちらよと御答弁申し上げましたのは、やっぱり漁業権問題ということにあります程度まで切り込んでまいりませんとの問題は

が全体として合併しないけれども信用事業だけは事務を共同化していくといつたようなことも考えられますので、そのような方策もあわせまして、実態に即した形でどういうふうにこの問題を考えていったらしいか、なお検討さしていただきたいというふうに思う次第でございます。

○委員長(下条進一郎君) 他に御発言もなけれれば、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めま

事業の運営の効率化を図るための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

の目的規定を新設することとしております。
第二に、分収造林契約に加えて、成育途上の人
工林に関し、その育林費用の負担、樹木の共有、
伐採時における収益の分収等を約定する分収育林
契約に関する規定の整備を図ることとしておりま
す。

第一に、森林整備市町村の指定と森林整備計画の樹立であります。都道府県知事は、一体的かつ計画的に間伐または保育を推進する必要のある一定の市町村を、森林整備市町村として指定することができます。

第三に、国民の参加のもとに森林の整備の推進を図っていくため、分収方式による造林または育苗林の契約について、不特定かつ多數の者から費用負担者を募集する者は都道府県知事への届け出を要するものとする等、行政上の指導・監督を行い

なかなかいかないかと思います。ただしかしながら、これを根本的な点から問題を解きほぐすということではなく、なかなか時間もかかってしまうということがありますので、現在合併がなかなか進まらない原因の一つが漁業権の問題であると申し上げましたことは、合併をいたしました際に、漁業権についての問題がございましたが、その一

○委員長(下条進一郎君) 森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子岩三君) 森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

戰後官々として行われてきた造林の結果、人工林面積はほん一千万ヘクタールに達し、わが国の森林造成の基礎は、おおむね確立されたところであります。が、その人工林の大部分はいまだ育成途上にあり、これを貴重な森林資源として守り育てていくことが重要な国民的課題となつております。

第二に、森林整備市町村の長は、森林整備計画に定める特定の森林について、同計画に従った間伐または保育が実施されるよう、その森林の所有者等に対する間伐または保育について、勧告を行なうことができるとしておりまます。また、この勧告に従わない者に対しては、その森林または立木に関する権利の設定または移転等について協議すべき旨の勧告を行うことができることとしてお

度の予算に係る交付金から通用することとする等、所要の規定の整備を行ふものであります。以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。秋山林野庁長官。

していくかなきやならぬ。この二重の矛盾した状況をどう解決で
きるかどうか、合併に即しましてこの問題をどう考
えていいたらいいかといったようなことをも実は検査
してみたいというふうに思つておるわけでござい
ます。

政府におきましては、このような森林及び林業をめぐる諸情勢にかんがみ、間伐・保育等の森林の整備を推進し、林業生産活動の活性化に資するため、市町村による森林整備計画の制度の導入、分収育林制度の創設等を図るほか、林業普及指導

明申し上げます。

第一に、従前の分収造林契約に関する制度を抜充して、広く分収方式による造林または育林を促進するという法改正の趣旨にかんがみ、法律の顛名を分収林特別措置法に改めるとともに、その旨

まず、森林法の改正について御説明申し上げます。
第一に、全国森林計画及び地域森林計画の計画事項の整備であります。

わが国の人工林の大部分が成育途上にあり、その間伐または保育が重要となつてることにかんがみ、全国森林計画及び地域森林計画の計画事項につき、間伐及び保育に関する事項を独立の計画事項としております。

第二に、市町村による森林整備計画の制度の創設であります。

都道府県知事は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林の面積またはその民有林における人工林率が一定の要件に該当し、一体的かつ計画的に間伐または保育を推進する必要のある市町村を、該市町村と協議の上、森林整備市町村として指定することができます。

森林整備市町村は、一体的かつ計画的に間伐または保育を推進する必要のある一定の森林の区域について、間伐、保育その他森林の整備に関し、五年ごとに、十年を一期とする森林整備計画を立てなければならぬこととしております。

森林整備計画においては、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的事項、間伐及び保育の基準、間伐または保育を早急に実施する必要のある特定の森林についての施業、作業路網その他施設の整備に関する事項等について定めることとしております。

第三に、森林整備市町村の長による勧告等の制度の導入であります。

森林整備市町村の長は、森林整備計画に定める特定の森林について、その所有者等に対し、森林整備計画に従った間伐または保育を実施すべき旨の勧告をることができます。また、この勧告に従わない者に対しては、当該市町村長の指定する者とその森林または立木についての権利の移転または設定につき協議すべき旨の勧告をすることとしております。

さらに、この協議が調わないときは、都道府県知事は、当該指定を受けた者の申請に基づき、調停を行うこととしております。

第四に、林業普及指導事業に係る助成方式の変更であります。

林業普及指導事業に係る助成方式につきましては、従来の定率補助金方式を交付金方式に変更するとともに、当該交付金の都道府県への交付については、農林水産大臣は、各都道府県の林業人口、民有林面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において同事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して決定しなければならないこととしております。

以上のほか、森林整備計画に定める特定の森林の所有者等からの報告徴収、森林所有者の作成する森林施業計画と森林整備計画との調整等について所要の規定を設けることとしております。

次に、分取造林特別措置法の改正について御説明申し上げます。

第一に、法律の題名の変更と目的規定の新設であります。

すなわち、法律の題名を分取林特別措置法に改めるとともに、目的規定として、この法律は分取方式による造林及び育林を促進し、もって林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進とに資することを目的とする旨の規定を設けることとしております。

第二に、分取育林契約に関する規定の整備であります。

従前から規定されていた分取造林契約に加え、分取育林契約として、一定の土地に植栽された樹木についての保育及び管理に関する事項を定めることとされています。

分取育林契約として、一定の土地に植栽された樹木についての保育及び管理に関する事項を定めることとされています。

第三に、分取育林契約の募集についての届け出制度の導入であります。

森林整備市町村の長は、森林整備計画に定める特定の森林について、その所有者等に対し、森林整備計画に従った間伐または保育を実施すべき旨の勧告をすることがあります。

さらに、この協議が調わない者に対しては、当該市町村長の指定する者とその森林または立木についての権利の移転または設定につき協議すべき旨の勧告をすることとしております。

第四に、林業普及指導事業に係る助成方式の変更であります。

は樹木の種類、契約の存続期間、造林または育林の内容等一定の事項を、その契約に係る土地を管轄する都道府県知事に届け出なければならないことをしております。

都道府県知事は、届け出事項から見て適正な造林もしくは育林が行われないおそれもしくは費用負担者の正当な利益を害するおそれがあると認められとき、または届け出事項に従つた造林もしくは育林が行われないないと認めるときは、届け出事項の変更または届け出事項の遵守を勧告することができる。勧告を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができることとしております。

なお、募集の届け出等の規定は、地方公共団体、分取方式による造林または育林の促進等を目的とする一定の公益法人である森林整備法人及びこれらの媒介により一定の要件を備えた分取林契約の募集を行う者については、その適用を除外することとしております。

以上のほか、分取林契約の締結についての都道府県知事のあっせん、届け出をした者等からの報告徴収、届け出に関する罰則等について所要の規定を設けることとしております。

以上をもちまして、森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(下条進一郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

第三に、分取育林契約の募集についての届け出制度の導入であります。

約について、不特定かつ多数の者から費用負担者を募集する者は、その契約の対象とする土地また

昭和五十八年四月二十一日印刷

昭和五十八年四月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D